

平成 30 年度

自 己 点 検 評 価 書

平成 30 (2018) 年 9 月

富士大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学生	19
基準 3 教育課程	41
基準 4 教員・職員	61
基準 5 経営・管理と財務	73
基準 6 内部質保証	87
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	93
基準 A 地域社会への貢献	93
V. エビデンス集一覧	108
エビデンス集（データ編）一覧	108
エビデンス集（資料編）一覧	108

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 富士大学の建学の精神・基本理念

富士大学の建学の精神は、以下のとおりである。

「本学の教育理念は、人類の築き上げつつある学術文化を研究・教授し、深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を養うことによって、平和的かつ創造的な文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材を育成するにある。この理念に基づき、特に地球的・国際的視野の涵養、創造的・実践的知性の開発、自発的・奉仕的精神の体得を目標として、心身ともに健全な学生の育成を期する。」

この建学の精神には、本学の教育理念が言い表されている。すなわち、本学の教育理念は、(1)「人類の築き上げつつある学術文化を研究・教授」すること、(2)「深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を養う」こと、それによって(3)「平和的かつ創造的な文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材を育成する」ことであり、同時にそれが本学の基本理念でもある。

また、建学の精神の中の3つの目標、(1)「地球的・国際的視野の涵養」、(2)「創造的・実践的知性の開発」、(3)「自発的・奉仕的精神の体得」は、本学経済学部教育目的（人材養成目的）の土台になっている。

2. 富士大学の使命・目的

富士大学は、学校法人富士大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条及び建学の精神を踏まえ、その目的を富士大学学則（以下「学則」という。）第1条に「富士大学（中略）は、広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。富士大学大学院は、その目的を富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第1条に「富士大学大学院（中略）は、富士大学の目的使命に則り、学術理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、本学は平成24(2012)年度に、建学の精神及び目的を踏まえ、使命（ミッション）を明確にした。富士大学の使命は次の3つである。

- (1) 地域の教育水準を高めるために、高等教育機会を地域の人々に提供する。
- (2) 建学の精神・教育目的に基づき、地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成する。
- (3) 生涯学習の機会を地域の人々に提供し、また、大学の研究成果を地域に還元し、地域行政等への助言・協力、まちづくり支援活動、ボランティア活動、スポーツ振興などを通じて地域社会に貢献する。

3. 富士大学の個性・特色

富士大学は、「地域社会に貢献する大学」である。本学は「知」（知識の「知」）・「地」（地理的な「地」（自然・歴史・文化））・「治」（自治の「治」（自治体・住民の自治））の3つの「ち」の拠点として、地域と共にある大学を目指している。

(1) 地域社会の発展を担う人材の育成

使命・目的に基づく本学の役割の一つは、地域社会の発展に「貢献」する経済・経営人材を「教育・研究」を通して「育成」し、それによって、本学自身も地域社会に「貢献」することである。

本学は、開学以来 53 年の歴史を有し、小規模ながら 9,000 人を超える卒業生を世に送り出してきた。それらの卒業生は、岩手県内、東北地方をはじめ全国の各地域（海外も含む。）で経済・経営人材として活躍している。これは、本学がその使命・目的に基づく役割を果たしてきたことの証左である。

本学は、今後も地域社会と連携し、「教育研究」、「育成」、「貢献」を高度化していく。その取組みの一つとして、現在、町村・高等学校との連携協定に基づく「地域定住人材育成プログラム」(地域課題の解決に必要な幅広い知識と実践力を身に付けるためのプログラム) の完成を急いでいるところである。

なお、地域社会の発展を担う人材の育成に関連し、富士大学は、「就職に強い大学」である。本学はキャリア支援プログラム「イーハトーブ・キャリアプラン」により、学生の社会的・職業的自立を支援し、大きな成果を上げている。（「基準項目 2-3」を参照。）

平成 29(2017)年度は「就職希望者に対する就職率」が 98.4%（全国平均 98.0%）、「卒業生に対する就職率」が 95.4%（全国平均 73.8%）、「実就職率」（＝就職者数／（卒業生数－進学者数））が 98.4%（全国平均 77.1%）、「2018 年学部系統別実就職率ランキング」（サンデー毎日、2018 年 8 月 12 日号、大学通信調べ）では、国公立大学経済系で全国 9 位にランクされている（2017 年は第 6 位）。

(2) 地域社会との連携等

本学は、花巻市、岩泉町、西和賀町等の自治体や、花巻商工会議所等の経済団体、花南地区コミュニティ会議等の地域団体と包括連携協定（花巻市とは締結日が古いため、相互友好協力協定）を締結し、地域課題の解決を目指し協議を進めている。また、多数の教員が県や市の各種審議会等に会長、委員長、委員として参画し、活力ある地域行政の推進に貢献している。（「基準項目 A-2」を参照。）

(3) 生涯学習機会の地域への提供等

本学は、「花巻市民セミナー」、「北上市民セミナー」、「富士大学シニア・オープンカレッジ」、「ダニエル先生の英語講座」、「富士大学図書館公開講座」の開講、「地域創生論」、「金融と人生設計」、「地域金融論」、「資本市場の役割と証券投資」、「女子学生のためのキャリア形成論」等の授業の公開により、生涯学習の機会を地域の人々に提供している。（「基準項目 A-2」を参照。）

もちろん、本学の地域貢献はそれだけではない。全国高校生童話大賞、図書館司書・司書補講習、高等学校への出前講義、大学施設の貸出し、花巻市産業支援アドバイザー、小中学生向けの各種スポーツ教室、学生ボランティア等、多岐にわたる。（「基準項目 A-2」を参照。）

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 4 年	5 月	財団法人京王商業学校設置、京王商業学校を開設
23 年	8 月	学制改革により法人名を財団法人京王学園、学校名を京王高等学校に改称
26 年	2 月	私立学校法施行により学校法人京王学園に改称
38 年	8 月	岩手県花巻市（現在地）に大学用地買収
40 年	1 月	奥州大学 設置認可（経済学部 経済学科 入学定員 100 人）
40 年	4 月	校舎 1 号館 完成
40 年	4 月	学校法人京王学園 奥州大学 開学
41 年	3 月	校舎 2 号館、教授会館、寄宿舍（第一陸奥寮）完成
42 年	7 月	文部大臣委嘱 司書及び司書補の講習 開始
44 年	11 月	法人名を学校法人奥州大学に改称
51 年	4 月	法人名を学校法人富士大学、大学名を富士大学に改称
52 年	3 月	富士大学記念体育館（校舎 3 号館）完成
61 年	12 月	入学定員増 認可（経済学部 経済学科 100 人→150 人）
62 年	9 月	校舎 5 号館（図書館棟）完成
63 年	3 月	寄宿舍 2 号館（第二陸奥寮）完成
平成 元年	12 月	期間を付した入学定員増 認可（75 人、平成 2 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日）
3 年	12 月	期間を付した入学定員増 認可（75 人、平成 4 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日）
5 年	10 月	校舎 6 号館 完成
7 年	10 月	武道館、野球場 完成
9 年	12 月	経済学部 経営法学科 設置認可（入学定員 200 人、3 年次編入学定員 20 人）
10 年	3 月	校舎メディア棟 完成
10 年	4 月	経済学部 経営法学科 開設
10 年	7 月	屋内総合体育館（スポーツセンター）完成
10 年	12 月	期間を付した入学定員増の期間延長 認可（75 人、平成 11 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日）
11 年	7 月	期間を付した入学定員増の廃止に伴う恒常的入学定員増 認可（経済学部 経済学科 150 人→225 人）
11 年	7 月	平成 12 年度から平成 16 年度までの期間を付した入学定員増 認可（臨定延長、経済学部 経済学科 平成 12 年度 60 人、13 年度 45 人、14 年度 30 人、15 年度 15 人、16 年度 0 人）
11 年	12 月	全天候型陸上競技場 完成
14 年	5 月	寄宿舍 3 号館（第三陸奥寮）完成
14 年	12 月	大学院 経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻（修士課程）設置認可（入学定員 25 人）

富士大学

- 14 年 12 月 経済学部 経営情報学科 設置認可（入学定員 100 人、3 年次編入学定員 10 人）
- 15 年 4 月 大学院 経済・経営システム研究科 開設
- 15 年 4 月 経済学部 経営情報学科 開設
- 15 年 4 月 経済学部 経営法学科 入学定員変更（入学定員 200 人→100 人、3 年次編入学定員 20 人→10 人）
- 17 年 4 月 経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更（経済学科 225→150 人、経営法学科 100→75 人、経営情報学科 100 人→75 人）
- 18 年 7 月 人工芝サッカー場 完成
- 21 年 4 月 経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更（経済学科 150→110 人、経営法学科 75→110 人、経営情報学科 75 人→50 人）
- 28 年 4 月 経済学部 経営情報学科 募集停止
経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更（経済学科 110→70 人、経営法学科 110→120 人）

2. 本学の現況（平成 30 年 5 月 1 日現在）

- ・大学名 富士大学
- ・所在地 岩手県花巻市下根子 450 番地 3
- ・学部構成

大 学	学部名	学科名
	経済学部	経済学科
		経営法学科
		経営情報学科

大学院 (修士課程)	研究科名	専攻名
	経済・経営システム研究科	経済・経営学専攻

・学生数、教員数、職員数（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

経済学部 of 学生数

学科	1 年次			2 年次			3 年次			4 年次			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
経済学科	54	7	61	45	4	49	25	4	29	28	1	29	152	16	168
経営法 学科	116	19	135	113	25	138	80	31	111	102	26	128	411	101	512
経営情報 学科										2	2	4	2	2	4
合計	170	26	196	158	29	187	105	35	140	132	29	161	565	119	684

大学院 経済・経営システム研究科（修士課程） of 学生数

専 攻	1 年次			2 年次			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
経済・経営学専攻	9	1	10	15	1	16	24	2	26

経済学部 of 教員数

専任教員	男	女	計	非常勤教員	男	女	計
教授	28	1	29				
准教授	6	0	6				
講師	5	1	6	講師	55	11	66
助教	0	0	0				
合計	39	2	41	合計	55	11	66

大学院 経済・経営システム研究科（修士課程） of 学生数

研究指導教員			研究指導補助教員			非常勤教員		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
8	0	8	2	0	2	6	0	6

職員数

職 員	男	女	計
専任職員	24	16	40
臨時職員	0	1	1
合計	24	17	41

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の事実の説明及び自己評価

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人富士大学は、寄附行為第 3 条において、その目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、グローバル化社会・情報化社会に対応できる高度な専門知識と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。」と定めている。

富士大学は、寄附行為及び建学の精神に基づき、学則第 1 条に、その目的を「広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、富士大学大学院は、大学院学則第 1 条に、その目的を「富士大学の目的使命に則り、学術理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている

さらに、本学は平成 24(2012)年度に、その使命（ミッション）を「(1)地域の教育水準を高めるために、高等教育機会を地域の人々に提供する。(2)建学の精神・教育目的に基づき、地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成する。(3)生涯学習の機会を地域の人々に提供し、また、大学の研究成果を地域に還元し、地域行政等への助言・協力、まちづくり支援活動、ボランティア活動、スポーツ振興などを通じて地域社会に貢献する。」と明確にした。

教育目的（人材養成目的）は、建学の精神に基づき、経済学部、経済学科、経営法学科について学則第 3 条の 2 に定めている。以下に、本学経済学部、経済学科・経営法学科の教育目的を示す。

経済学部

建学の精神に基づき、次に掲げる人材を育成することを教育目的とする。

- (1) 専門性と同時に教養を身につけ、国際感覚と語学力、情報処理能力を備えた人材（地球的・国際的視野の涵養）
- (2) 実践的な専門知識、豊かな創造性、柔軟な問題解決能力を備えた人材（創造的・実践的知性の開発）
- (3) 地域社会に貢献できる人材（自発的・奉仕的精神の体得）

経済学科

経済のしくみと政策、歴史に関する専門知識を体系的に修得するとともに、その他今日の諸課題を考察するのに必要な経営、法律、情報などの幅広い知識と柔軟な問題解決能力をもった人材を育成することを教育目的とする。

経営法学科

経営学および企業関連法規についての専門知識を修得するとともに、経済、会計、情報処理など幅広い分野の知識を身につけることにより、企業・団体の円滑な経営管理に資することができる人材を育成することを教育目的とする。

そのほか、本学は教養教育科（「基準項目・評価の視点 3-2-④ 教養教育の実施」で詳述する。）の教育目的とキャリア教育に関する目的を、以下のとおり明確にし、中期目標・中期計画に反映させ、教育を行っている。

教養教育科

学問の共通的な基盤となる知識・技能等の修得を図るとともに、進展する国際化社会において信頼される、豊かな人間性と、広い視野から物事を考えようとする態度を育てることを教育目的とする。

キャリア教育

社会を逞しく生き抜くための＜がんばり力＞（社会を正しく生き抜く力、学んだ知識を活用する力、社会の一員として「共生」する力）を備えた人材を育成することを教育目的とする。

大学院の教育目的（人材養成目的）は、大学院学則第 3 条に定めている。以下に、大学院の教育目的を示す。

大学院

大学院は、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要な能力を養い、次に掲げる人材を養成することを目的とする。

- (1) 高度に専門的な知識を有する実務者
- (2) 公的資格を有する専門職業人
- (3) 研究者として専門研究に従事しうる人材

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-1-1】学校法人富士大学寄附行為

【資料 1-1-2】富士大学学則

【資料 1-1-3】富士大学大学院学則

【資料 1-1-4】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）

【資料 1-1-5】平成 30 年度履修登録の手引

1-1-② 簡潔な文章化

「基準項目・評価の視点 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性」に示したとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

大学の個性・特色とは何か。中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17(2005)年 1 月）には、以下のように説明されている。

大学の機能別分化

高等教育機関のうち、大学は、全体として

- ① 世界的研究・教育拠点
- ② 高度専門職業人養成
- ③ 幅広い職業人養成
- ④ 総合的教養教育
- ⑤ 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究
- ⑥ 地域の生涯学習機会の拠点
- ⑦ 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い（＝大学の選択に基づく個性・特色の表れ）に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

この機能の分類に従うならば、本学は「③ 幅広い職業人養成」及び「⑦ 社会貢献機能」に重きを置いており、そこから本学の個性・特色が表れるということになる。

本学の個性・特色は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「3. 富士大学の個性・特色」で述べたとおりである。「我が国の高等教育の将来像」に示された 7 つの機能を参照しながら、本学はその個性・特色が「地域社会の発展を担う人材の育成」（そのためのキャリア教育を含む。）と「地域社会への貢献」であることを確認し、平成 24(2012)年度に、建学の精神、目的及び教育目的をもとに使命（ミッション）を明確にした。

「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」（平成 30 年 6 月 28 日、中央教育審議会大学分科会将来構想部会）には、次のように述べられている。

「将来像答申」で提示した機能別分化の考え方は、大学の多様性を踏まえたものであり、これからも維持していくべきものとする。一方で、各大学においては、「将来像答申」以降の社会全体の急速な変化や 18 歳人口の減少を踏まえるとともに、将来の更なる変化を見据え、大学が選択する機能と、その比重の置き方について改めて見直すこと

により、自らの強みや特色を意識した上で、将来の発展の方向性を考えていくことが重要である。

本学の個性・特色は「③ 幅広い職業人養成」及び「⑦ 社会貢献機能」に重点を置き、地域社会の発展を担う人材（幅広い職業人、大学院は税理士などの職業会計人）を育成すること、そして地域社会に貢献することにある。

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-1-6】富士大学の個性・特色および使命の明確化、並びに教育研究上の目的・学位授与の方針の修正等について（平成 24(2012)年度定例教授会(2 月)議事録(写)・資料)

【資料 1-1-7】富士大学の個性・特色および使命の明確化、並びに教育研究上の目的・学位授与の方針の修正等について（中期目標・中期計画を含む）（平成 24(2012)年度理事会(3 月)議事録(写)）

【資料 1-1-8】Fuji University Campus Guide 2019

【資料 1-1-9】大学院修了生の税理士等資格取得者一覧

1-1-④ 変化への対応

自己点検評価書（平成 26(2014)年 6 月、前回の認証評価）で述べたとおり、平成 24(2012)年度、使命（ミッション）の明確化に加え、経営法学科の教育目的を修正した。また、平成 25(2013)年度には経済学科の教育目的の字句修正を行った。

その後は、使命・目的及び教育目的の見直しを行わず、その達成に向け努力している。特に認証評価の「評価報告書」の中で、使命に基づく「地域社会への貢献」については「組織的・計画的・継続的にさまざまな取組みを実施し、成果を挙げており、地域の知の拠点としての大学の貢献度は極めて大きく、高く評価できる」と評価されたため、本学はその使命を再認識し、知・地・治の拠点として地域と共にある大学を目指し努力を続けている。

(2) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」にあるように、将来の更なる変化を見据え、本学の個性・特色を再確認し、「自らの強みや特色」を生かして大学を発展させていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の事実の説明及び自己評価

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

(経済学部)

学校法人富士大学の目的は、寄附行為に定められており、寄附行為の改定には、理事会の特別決議を要する。また、富士大学の目的及び教育目的（人材養成目的、教育研究上の目的）は、学則に定めている。学則の改定については、関係する委員会や部局が関与し、運営委員会で検討、教授会で審議がなされ、その意見を聴いて学長が理事会に提案し、理事会で決定する。したがって、役員及び教職員の理解と支持は得られている。

(大学院)

大学院の使命・目的及び教育目的の策定と改定に関しては、関係する部局が関与し、研究科委員会で検討し、その意見を聴いた上で学長が理事会に提案し、理事会で決定する。したがって、役員、教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

(経済学部)

建学の精神をホームページ、『FUJI UNIV. 富士大学広報』（学生、教職員、保護者、卒業生向け）、『Fuji University Campus Guide』（高校生、高校教員向け）、『履修登録の手引』（学生、教職員向け）等の刊行物に明記している。

大学の目的・教育目的については、ホームページ上で公表しているほか、『履修登録の手引』『履修ガイドブック』（「学則」の項）に明記して学生、教職員に配付している。また、本学の使命（ミッション）は、ホームページ上で公表しているほか、『履修登録の手引』に明記して学生、教職員に配付している。

(大学院)

大学院の使命・目的及び教育目的は、学内においては、新入生ガイダンスの際に説明するとともに、『大学院履修要項』に明記しており、大学院生、教職員に周知している。さらに、学外については、本学ホームページ上で公表している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-2-1】富士大学ホームページ（教育理念）

【資料 1-2-2】FUJI UNIV. 富士大学広報第 44 号

【資料 1-2-3】Fuji University Campus Guide 2019

【資料 1-2-4】平成 30 年度履修登録の手引

【資料 1-2-5】平成 30 年度履修ガイドブック

【資料 1-2-6】平成 30 年度大学院履修要項

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するため、教育・研究・地域社会への貢献を柱に「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」（平成 27(2015)

年度～平成 32(2020)年度)を設定している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-2-7】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

（経済学部）

教育目的を達成するため学生が卒業時に身に付けている能力等(学修成果の目標)を、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として示している。

また、ディプロマ・ポリシーに示す能力等を育成するための教育内容、教育方法及び学修成果の評価方法を教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の中に明示している。

さらに、求める学生像、入学前に身に付けておく必要がある知識・技能、能力、態度（学力の 3 要素）、入学前教育を、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）で明示している。

以下に経済学部、経済学科、経営法学科の三つのポリシーを示す。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学部 経済学科

修業年限を満たし、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。なお、卒業時に身につけている能力等を以下に示します。

（知識）

1. 文化、社会、自然に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）
2. 経済のしくみ、政策、歴史に関する専門知識を体系的に理解している。また、今日の諸課題を考察するのに必要な経営、法律等に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）

（技能）

3. 他者の立場や考えを理解し、自分の考えを正確な日本語で論理的にわかりやすく説明できる。
4. 英語または他の外国語で、経済、ビジネス、異文化、地域、環境等に関する文章等を読んで／聞いて理解し、自分の考えを書く／話すことができる。
5. コンピュータ、情報通信ネットワーク、各種ソフトウェアを利用し、情報の収集・分析、データの作成・整理を行うことができる。
6. 学んだ知識・技能・態度を活用し、専門分野について、問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決できる。

（態度）

7. 自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等を身につけ、多様な組織の中で多くの人々と協働できる。自らを律し、社会を正しく生き抜くことができる。また、社会の一員であるという自覚を持ち、地域／社会に貢献できる。

経済学部 経営法学科

修業年限を満たし、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。なお、卒業時に身につけている能力等を以下に示します。

(知識)

1. 文化、社会、自然に関する幅広い知識を理解している。(地域・環境に関する知識を含む。)
2. 企業・団体の円滑な経営管理に必要な経営学(スポーツ経営学を含む)、会計学、企業関連法規に関する専門知識を体系的に理解している。また、経済、法律等に関する幅広い知識を理解している。(地域・環境に関する知識を含む。)

(技能)

3. 他者の立場や考えを理解し、自分の考えを正確な日本語で論理的にわかりやすく説明できる。
4. 英語または他の外国語で、経済、ビジネス、異文化、地域、環境等に関する文章等を読んで／聞いて理解し、自分の考えを書く／話すことができる。
5. コンピュータ、情報通信ネットワーク、各種ソフトウェアを利用し、情報の収集・分析、データの作成・整理を行うことができる。
6. 学んだ知識・技能・態度を活用し、専門分野について、問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決できる。

(態度)

7. 自己管理能力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等を身につけ、多様な組織の中で多くの人々と協働できる。自らを律し、社会を正しく生き抜くことができる。また、社会の一員であるという自覚を持ち、地域／社会に貢献できる。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

経済学部 経済学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示す能力等を育成し、教育目的を達成するため、以下のような教育内容と教育方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

(教育内容)

1. 「教養科目」群を「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」、「体育」の4領域に分けて開講し、人類の文化、社会、自然に関する知識の理解を図るとともに、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。
2. 「教養演習」(1年次の少人数ゼミ)で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。
3. 1年生全員が「日本語の世界」を履修し、日本語検定3級以上の合格を目指します。
4. 「外国語科目」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト(TOEIC)を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。

5. 「情報処理科目」群の2科目を1年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。
6. 「キャリア系科目」により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。
7. 2年次から「国際経済コース」、「地域政策コース」、「総合政策コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。
8. 地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成するという本学の使命に基づき、「地域定住人材育成プログラム」を開設し、地域・環境に関する理解を深めます。
9. 「専門演習Ⅱ」（4年次の少人数ゼミ）で、卒業論文の作成を必須とします。

（教育方法）

10. 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT等の効果的な活用を図ります。
11. ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。
12. 「地域定住人材育成プログラム」の一部の科目で、地域に密着した問題解決型の授業を行います。
13. 学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。
14. ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。
15. 自己管理能力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

（教育評価）

16. 学修行動調査等の学生調査を定期的の実施し、学修成果の達成状況を点検・評価します。
17. 2年次終了時にアセスメント・テストを実施し、専門知識の修得状況を点検・評価します。
18. 卒業論文を4年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準（ルーブリック）に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

経済学部 経営法学科

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力等を育成し、教育目的を達成するため、以下のような教育内容と教育方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

（教育内容）

1. 「教養科目」群を「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」、「体育」の4領域に分けて開講し、人類の文化、社会、自然に関する知識の理解を図るとともに、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。
2. 「教養演習」（1年次の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。

3. 1年生全員が「日本語の世界」を履修し、日本語検定3級以上の合格を目指します。
4. 「外国語科目」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト（TOEIC）を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。
5. 「情報処理科目」群の2科目を1年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。
6. 「キャリア系科目」により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。
7. 2年次から「経営・商学コース」、「法学コース」、「スポーツ経営コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。
8. 地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成するという本学の使命に基づき、「地域定住人材育成プログラム」を開設し、地域・環境に関する理解を深めます。
9. 「専門演習Ⅱ」（4年次の少人数ゼミ）で、卒業論文の作成を必須とします。

（教育方法）

10. 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT等の効果的な活用を図ります。
11. ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。
12. 「地域定住人材育成プログラム」の一部の科目で、地域に密着した問題解決型の授業を行います。
13. 学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。
14. ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。
15. 自己管理能力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

（教育評価）

16. 学修行動調査等の学生調査を定期的の実施し、学修成果の達成状況を点検・評価します。
17. 2年次終了時にアセスメント・テストを実施し、専門知識の修得状況を点検・評価します。
18. 卒業論文を4年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準（ルーブリック）に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

経済学部

富士大学は、建学の精神・教育理念に理解を示し、勉学、スポーツ、ボランティア、国際交流等、多岐にわたる活動を通して、日々向上しようとする意欲を持った学生を求めています。したがって、入学者選抜においては、多様な方法を採用し、様々な個性や資質を持った学生を広く受け入れることを、入学者受入れの方針としています。

経済学科

経済学科では、経済の仕組みを理解し、経済社会が抱える様々な問題を分析し解決する方法を学びます。

したがって、経済社会の諸問題に関心を持ち、経済に関する知識、分析能力および問題解決能力を身につけたい・高めたいという意欲を持った学生を受け入れることを、入学者受入れの方針としています。

なお、入学前に身につけておく必要がある知識・技能、能力、態度を以下に示します。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得し、大学での学修に必要なコミュニケーション力・論理的な思考力・文章力の基礎を身につけている。
2. 学校での学習、課外活動、ボランティア活動等を通して、他の人たちと協働しながら、自ら積極的に学ぶ態度を身につけている。
3. 入学前教育として求められる、経済学の基礎に関する課題に取り組むことができる。

経営法学科

経営法学科では、企業などの組織を円滑に経営・管理（マネジメント）していくための方法と、それに関わる法律を学びます。また、スポーツ経営コースでは、スポーツの分野に関する経営・管理（マネジメント）を中心に関連法律などを学びます。

したがって、企業などの組織体（スポーツ団体・チームを含む）の経営・管理（マネジメント）に関心を持ち、経営・管理（マネジメント）能力を身につけたい・高めたいという意欲を持った学生を受け入れることを、入学者受入れの方針としています。

なお、入学前に身につけておく必要がある知識・技能、能力、態度を以下に示します。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得し、大学での学修に必要なコミュニケーション力・論理的な思考力・文章力の基礎を身につけている。
2. 学校での学習、課外活動、ボランティア活動等を通して、他の人たちと協働しながら、自ら積極的に学ぶ態度を身につけている。
3. 入学前教育として求められる、経済学の基礎に関する課題に取り組むことができる。

（大学院）

大学院では、教育目的を達成するために大学院生が修了時に身に付けている能力等を「課程修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の中で示している。

また、ディプロマ・ポリシーに示す能力等を育成し、教育目的を達成するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を明示している。

さらに、大学院の教育目的の達成を目指して、求める大学院生像、及び必要な知識・能力等を「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の中で明示している。

以下に、大学院の「課程修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、及び「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を示す。

課程修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

富士大学大学院は、以下の要件を満たした者に課程修了の認定を行い、修士の学位を

授与します。

1. 修了年限を満たし、修了に必要な所定の単位を修得していること
2. 授業の受講および修士論文の作成を通じて、専門知識を深め、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決する能力が身についたこと
3. 修士論文（または認められた特定課題についての研究成果）の審査および試験に合格したこと

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

富士大学大学院は、広く深い学識を持った「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を養成することを目的としています。そのために、経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義課目および専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置して、専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身につけることを教育課程編成・実施の方針としています。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

富士大学大学院は、広く深い学識を持った「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を養成することを目的としています。

したがって、そのために必要な次のような能力を有しその能力を更に高めたいという意欲を持った学生を受け入れることを入学者受け入れの方針としています。

1. 経済学、経営学または会計学に関し大学卒業程度の知識を有していること
（社会人および異なる専攻の大学卒業者に対しては、経済学、経営学、会計学に関し大学卒業程度の知識を修得する道を用意しています。）
2. 大学院での研究に必要な能力（論理的思考力、基本的な情報収集・分析能力、基本的な問題発見・解決能力など）を有していること

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-2-8】 富士大学ホームページ

【資料 1-2-9】 平成 30 年度履修登録の手引

【資料 1-2-10】 Fuji University Campus Guide 2019

【資料 1-2-11】 平成 30 年度大学院履修要項

【資料 1-2-12】 平成 31 年度富士大学大学院学生募集要項

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（経済学部）

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するため、経済学部、大学院 経済・経営システム研究科及び附属地域経済文化研究所等の教育研究組織を設置している。経済学部、経済・経営システム研究科の規模（入学定員、収容定員、在籍学生数、教員組織）は、

エビデンス集（データ編）【共通基礎様式 1】【共通基礎様式 2】に示すとおりである。

経済学部は、昭和 40(1965)年に開設された経済学科、平成 10(1998)年に開設された経営法学科、平成 15(2003)年に開設された経営情報学科の 3 学科によって構成されている。ただし、経営情報学科は、平成 28(2016)年度に学生の募集を停止した。平成 31(2019)年 3 月の学生の卒業をもって廃止する予定である。

（大学院）

大学院 経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻（修士課程）は、平成 15（2003）年に開設され、修士（経済学）または修士（経営学）の学位を授与することができる。開設科目は、「経済学」、「経営学」、「会計学」、「情報学」、及び「法学」の 5 分野にわたっている。

（附属地域経済文化研究所）

附属地域経済文化研究所は、本学の使命・目的に基づき、東北地区、特に岩手県に関する経済、文化的諸問題の研究において重要な貢献をしている。毎年「花巻市民セミナー」、「北上市民セミナー」を開催し、地域社会に生涯学習の機会を提供するとともに、『研究年報』の発行を通して、研究成果を地域社会に還元し、地域の発展に寄与している。詳細については、「基準 A. 地域社会への貢献」の「A-2-① 生涯学習の機会提供」及び「A-2-② 研究成果の地域還元」で記述する。

（地域連携推進センター）

地域連携推進センターは、富士大学と地域との連携を組織的に推進することによって、地域社会の発展に貢献することを目的に平成 25(2013)年 4 月に設けられ、平成 27(2015)年 4 月には、大学の教学組織と事務組織にまたがる事項に取り組むための全学組織として設けられた。

その目的を達成するため、富士大学附属地域経済文化研究所及び富士大学福祉・ボランティア研究センターと連携し、地域連携に関する対外的窓口として、専任事務長を置き、センター的機能を果たすこととした。詳細については、「基準 A. 地域社会への貢献」の「A-2-④ 地域経済の振興・活性化支援」で述べる。

（異文化交流センター）

異文化交流センターは、学生の実践的な語学力向上と異文化理解の促進、地域社会と連携し国際交流を推進していくこと、海外協定先との情報交換、学術交流、留学生の交換を拡大することを目的とし、国際交流に留まらず、地域社会との連携も図っていくということで、従来の国際交流センターを改組して平成 29（2017）年に設立された。以後、学生・一般向けの語学講座開設、学術交流シンポジウム等を実施しているが詳細については「基準 A 地域社会への貢献」の「A-2-⑧ その他、地域との連携・協力」で述べる。

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-2-13】 経済・経営システム研究科カリキュラム（平成 30 年度大学院履修要項学則別表）

【資料 1-2-14】 富士大学附属地域経済文化研究所規程

【資料 1-2-15】 研究年報第 21 号、第 22 号、第 23・24 合併号

【資料 1-2-16】 富士大学地域連携推進センター規則

【資料 1-2-17】 学校法人・富士大学組織規程 第 22 条（全学組織）

【資料 1-2-18】 富士大学異文化交流センター規則

（2）1－2 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

使命・目的、教育目的を達成するため、中期目標・中期計画を実行に移す。また、今回の自己点検・評価の結果に基づき、中期目標・中期計画の見直しを図る。たとえば、「地域定住人材育成プログラム」、カリキュラム編成推進委員会による「選ばれる大学を目指すためのアクションプラン」、「教員評価」、「内部質保証」に関する目標設定等が中期目標・中期計画にはない。

（大学院）

本大学院の使命・目的及び教育目的を学内外に周知するよう努力を続ける。また、使命・目的及び教育目的を達成するため、中期目標・中期計画及びそれらを更に年度単位に具体化した事業計画・運営目標を実行に移すとともに、それらの検証を通じて、本大学院の使命・目的及び教育目的の持続的実現と、広く社会的要請に応えていくことを念頭に置き、研究科委員会のみでなく運営委員会、教授会、及び本学全教職員の SD（スタッフ・デベロップメント）を通じて全学的に取り組む。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神に基づき、使命・目的、個性・特色を具体化、明確化するとともに、目的及び教育目的を学則に定めている。また、使命・目的、教育目的を達成するため、適切な教育研究組織を構築し、中期目標・中期計画を設定している。さらに、教育目的を達成するため、三つのポリシーを策定している。したがって、基準 1 については高く評価できる。ただし、今回の自己点検・評価をもとに、「地域定住人材育成プログラム」、カリキュラム編成推進委員会による「選ばれる大学を目指すためのアクションプラン」、「教員評価」、「内部質保証」に関する目標を設定する等、中期目標・中期計画の一部修正が必要である。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の事実の説明及び自己評価

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

(経済学部)

教育目的を踏まえ、経済学部、経済学科、経営法学科のアドミSSION・ポリシーを策定し、周知している。

経済学部のアドミSSION・ポリシーにおいては、「建学の精神・教育理念」に対する理解が必要であることを明示している。経済学科及び経営法学科のアドミSSION・ポリシーにおいては、各学科の教育目的を踏まえ、求める学生像をそれぞれ「経済社会の諸問題に関心を持ち、経済に関する知識、分析能力および問題解決能力を身につけたい・高めたいという意欲を持つ学生」、「企業などの組織体（スポーツ団体・チームを含む）の経営・管理（マネジメント）に関心を持ち、経営・管理（マネジメント）能力を身につけたい・高めたいという意欲を持った学生」としている。

また、『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を参照しながら、一部改正された学校教育法施行規則（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき、本学はアドミSSION・ポリシーを修正し、平成 30(2018)年度以降の入学志願者に、入学前に身に付けておく必要がある知識・技能、能力、態度（「学力の 3 要素」に基づく。）を示している。

なお、アドミSSION・ポリシーはホームページ及び『Fuji University Campus Guide』等で周知している。

(大学院)

大学院 経済・経営システム研究科は、平成 15（2003）年に開設され、修士（経済学）または修士（経営学）の学位を授与することができる。具体的な人材養成として、④高度に専門的な知識を有する実務者、⑤公的資格を有する専門職業人、⑥研究者として専門研究に従事しうる人材を掲げている。これらの人材養成目的を達成するため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミSSION・ポリシーを設定している。アドミSSION・ポリシーの内外への周知は、ホームページ上で公表している。また、『平成 30 年度富士大学大学院履修要項』、パンフレット『グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ』及び『平成 31 年度富士大学大学院学生募集要項』等の刊行物に明記し、教職員及び大学院生に配付し周知を図っている。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 2-1-1】 アドミッション・ポリシーについて（平成 28(2016)年度定例教授会(3 月)資料・議事録(写))
- 【資料 2-1-2】 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の制定（修正）について（平成 28(2016)年度理事会(3 月)資料・議事録(写))
- 【資料 2-1-3】 Fuji University Campus Guide 2018
- 【資料 2-1-4】 富士大学学位規程
- 【資料 2-1-5】 富士大学大学院学則
- 【資料 2-1-6】 平成 23(2011)年度経済・経営システム研究科委員会議事録(9 月期)(写)
- 【資料 2-1-7】 富士大学ホームページ
- 【資料 2-1-8】 平成 30 年度富士大学大学院履修要項
- 【資料 2-1-9】 グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ
- 【資料 2-1-10】 平成 31 年度富士大学大学院学生募集要項

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 (経済学部)

経済学部は、アドミッション・ポリシーに則り、建学の精神・教育理念に理解を示し、勉学、スポーツ、ボランティア及び国際交流等、多岐にわたる活動を通して、日々向上しようとする意欲を持った学生を求めている。このことに鑑み、さまざまな個性や資質を持った学生を広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用している。その方法として、
①一般入学試験（Ⅰ、Ⅱ期）、②大学入試センター試験利用入学試験（Ⅰ、Ⅱ期）、③AO 入学試験（Ⅰ、Ⅲ期）、④推薦入学試験（指定校推薦Ⅰ、Ⅱ期、スポーツ推薦Ⅰ、Ⅱ期、公募推薦Ⅰ、Ⅱ期）、⑤地域・高大連携協定校特別入学試験、⑥特待生入学試験（会計特待生入学試験、学力優秀者特待生入学試験Ⅰ、Ⅱ期、資格取得者特待生入学試験Ⅰ、Ⅱ期）、⑦社会人入学試験（Ⅰ、Ⅲ期）、⑧編入学・転入学試験（Ⅰ、Ⅱ期）、⑨留学生入学試験を実施している。

これら入学者の受入れ方法は、富士大学キャンパスガイドや入学者選抜実施要項、ホームページで周知を図っている。なお、これら入学試験の多くに面接試験を導入し、筆記試験だけでは知ることのできない、本学が求めている学生像に合致する資質を有しているかどうかを見極めている。

このように、本学においては、多様な選抜方法による入学試験を複数回にわたり実施しているため、学長直轄組織として、専任教職員を構成員とする入試委員会を組織し、入試部と連携して入学試験及び入学者選抜の企画立案・実施・運営に係る広範囲な業務を遂行している。各入学試験の問題は、学長が本学教員の中から入学試験問題作成者を委嘱して作成し、入試委員会において点検を行っている。さらに、入学者選抜については、教授会の下に専任教職員を構成員とする入学者選抜委員会を組織し、公正・公平に合否判定を行い、適切な体制で実施している。

なお、アドミッション・ポリシーに基づき、入学予定者には経済学の基礎に関する課題を課し、入学前教育を行っている。

（大学院）

本学大学院のアドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れるため、ホームページを通じてアドミッション・ポリシーの周知を図るとともに、以下のような対応を行い、入学者を受け入れている。

まず、本学大学院で最も入学希望の多い「公的資格を有する専門職業人」を目指す者を想定したものとして、東北 6 県・新潟県・栃木県の税理士事務所を中心に大学院のパンフレットを配布することでアドミッション・ポリシーの周知に努めている。次に、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を目指す入学希望者や特別社会人入試による出願を希望する者に対しては、出願前に研究指導教員または事務局長が面談を通じてアドミッション・ポリシーの説明を行っている。さらに、平成 30(2018)年度からは、多様なバックグラウンドを有する志願者に対応した入学の機会を提供するために、前・後期制（セメスター制）を導入した。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-1-11】Fuji University Campus Guide 2019

【資料 2-1-12】富士大学入学選抜実施要項・入学願書 2019

【資料 2-1-13】富士大学入試委員会規則

【資料 2-1-14】富士大学入学選抜委員会規則

【資料 2-1-15】平成 30 年度入学試験問題作成者一覧

【資料 2-1-16】グローバル化社会に地域社会に開かれた大学院へ

【資料 2-1-17】富士大学ホームページ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（経済学部）

経済学部、経済学科、経営法学科の過去 5 年間の入学定員、収容定員、入学者数、在籍学生数は、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 2】及びエビデンス集（データ編）【表 2-1】「学部・学科別在籍者数（過去 5 年間）」のとおりである。

平成 30（2018）年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 2】に示すように、経済学部全体では 99%である。しかし、学科間に大きなばらつきがあり、経営法学科が 109%と定員を超過しているのに対し、経済学科は 53%と定員を大きく下回っている。ただし、平成 26(2014)年同期に比べると、経済学部全体の収容定員充足率は 29 ポイント改善され、経済学科の収容定員充足率も 20 ポイント改善されたところである。

入学定員を充足するため、本学の強みである「優れた就職力」、経済学や経営学など「経済学部での学びの魅力」、本学の「特色ある科目」及び「多様な地域貢献」について、テレビ番組「富士大ウィングス」や「テレビコマーシャル」の放映、キャンパスガイドの送付、ダイレクトメールの送付、富士大学ホームページ等での情報発信に努めている。また、全教職員で構成する「学生募集委員会」を平成 22（2010）年度に立ち上げ、学長自ら岩手県内の高校を訪問して校長との懇談を行う取組みや、本学教職員が東北 6 県の高校を訪問して進路指導担当教員と懇談する取組みを実施するなど、入学者数確保に

向け、全学体制で学生募集に取り組んでいる。また、本学の特徴の一つであるスポーツ振興の面においても、各運動部の指導者が東北 6 県を重点に置いて高等学校や試合会場等に出向き、学生募集を展開して学生確保に努めるなど、あらゆる方策を実施している。

このような取り組みの結果、直近 3 年間における経済学部全体の入学者の状況は、入学定員 190 名に対し、平成 28(2016)年度 156 人と未充足であったが、平成 29(2017)年度 192 人、平成 30(2018)年度入学者 196 人と、入学定員充足を果たした。

しかしながら、経済学科は未だ入学定員及び収容定員を充足できていない状況であることから、今後、更なるカリキュラムの改善や地域貢献活動の深化・拡大を図っていくとともに、東北 6 県に重点を置いた、効果的な広報活動を実施していく。

(大学院)

大学院 経済・経営システム研究科の過去 3 年間の入学定員、収容定員、入学者数、在籍学生数はエビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 2】と【表 2-2】「研究科、専攻別在籍学生数」のとおりであり、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 2】に示すように 52%である。毎年持続的に 10 名以上の入学者はあるが、入学定員の 25 名を確保するよう、カリキュラム改革を実施し、地元の市役所や商工会議所においてカリキュラム改革の説明を行いながら、受験勧奨を実施している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-1-18】Fuji University Campus Guide 2019

(2) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

(経済学部)

入学定員の充足は本学の最重要課題である。これを実現するための方針は、㊸教学改革、㊹キャリア支援の強化、㊺カリキュラム改革を推進することにより教育の質を高め、それを広く周知することにより入学者の増加を図るというものである。

この方針に基づき、㊸教学改革については「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」により計画を立て、進めている。㊹キャリア支援の強化については「イーハトーブ・キャリアプラン」を策定し、キャリア関係科目の充実、全員参加のインターンシップ、正課外の講座や資格取得支援、就職相談体制の充実を図っている。㊺カリキュラム改革については、教育の質を高めるため、毎年アクションプランを策定して進めている。

これらの取り組みと成果を学長や本学教職員による高校訪問及び各種メディアを活用した積極的な広報活動を展開することにより、高校生・保護者・高校教員等に本学の研究・教育内容が徐々に理解されてきており、受験者数やオープンキャンパスの参加者が増加しつつある。今後、入学定員の充足とその継続に向けて、これらの取り組みを一層強化・充実させていく。

(大学院)

以下のとおり、学内の学部学生及び学外の社会人に対して本学受験のニーズを喚起する。

- (i) 大学院改革を推し進め、カリキュラムの充実を図る。
- (ii) 学内の学部学生に対する大学院入学勧奨をこれまで以上に強化する。
- (iii) 平成 30(2018)年度(第 68 回)税理士試験受験者への入学勧奨を図る。
- (iv) 特別社会人枠の入試方法に関する広報活動を強化する。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-1-19】 富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）

【資料 2-1-20】 選ばれる大学を目指すためのカリキュラム編成「アクションプラン」

I～IV

【資料 2-1-21】 富士大学イーハトーブ・キャリアプラン

【資料 2-1-22】 平成 30 年度訪問高校一覧

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の事実の説明及び自己評価

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

(経済学部)

(i) 教員・職員協働による学修及び授業支援体制の整備

経済学部では、以下のとおり、教員と職員が協力して学修及び授業支援を行っている。なお、その際の方針・計画・実施体制については、学年暦に基づいて作成し、教務委員会で検討している。

A. 履修ガイダンス

毎年 4 月に、経済学科長・経営法学科長・経営情報学科長・教養教育科長・教務委員等の教員と、教務部・学生部・キャリアセンター・図書館等関係部局の職員が、教員と職員が協力して学年別に履修ガイダンスを実施し、履修指導・生活指導を行っている。

B. 初年次教育

(a) 新入生学外オリエンテーション

教養教育科と学生部及び学友会（学生）が協力し、毎年 4 月下旬に 1 泊 2 日の日程で新入生学外オリエンテーションを実施し、新入生に対して大学生活に関するアドバイスと学修の動機付けを行っている。また、ゼミ担当者やゼミ生同士のコミュニケーション、地域訪問により、地域の一員であることを自覚させている。

(b) 図書館リテラシー

教養教育科と図書館が協力し、自主学習、レポート作成、将来の卒業論文作成等に備え、「教養演習」の時間帯に図書館の利用法（図書の検索、資料の収集等）を指導している。

C. 履修コースの選択

経済学科には、現代の社会・経済が抱える諸課題及び学生のニーズに対応した三つの履修コース（国際経済コース、地域政策コース、総合政策コース）を設けている。また、経営法学科も三つの履修コース（経営・商学コース、法学コース、スポーツ経営コース）を設けている。学生は2年次より、履修コース別のカリキュラムに基づき学修を進めるので、教務部では12月に1年生を対象にコース説明会を実施し、学生が学修や就職に適した履修コースを選択するための支援をしている。

D. ゼミ担当教員と職員の協働

ゼミ担当教員は、教務部よりゼミ生の「履修時間割確認表」（学生の時間割表）、「成績通知表」の配付を受け、学修指導を行っている。また、教務部と教員が協力し、「長期欠席者調査」を前期及び後期に各1回実施している。授業への出席状況が芳しくない学生については、ゼミ担当者と学生部が協力して指導を行っている。運動部に所属している学生の場合、運動部の監督等も指導に協力する。

E. 障がいのある学生への配慮

教務部、学生部及び学生相談室で情報を共有するとともに、随時、障がいのある学生本人の意向を尊重しながら、教授会で学生に対する配慮について理解を求めている。また、障がいのある学生を理解するために教職員のSD研修会を行っている。

F. 教職支援センター

平成22(2010)年度に実施された教職課程認定大学実地視察におけるアドバイスに基づき、平成23(2011)年4月に教育相談室を設置した。教職相談室は平成28(2016)年度に教職支援センターと改称し、センター長及び相談員が教務部と連携して教職課程履修学生を支援している。

(ii) オフィスアワー

全専任教員が「オフィスアワー」を設定（6号館2階の掲示板に掲示）している。ただし、学生との対話を大事にするために、指定時間以外でも学生の訪問を歓迎している。

(iii) 中途退学者、休学者及び留年者への対応

過去3年間の退学者数及び留年者数は、エビデンス集（データ編）【表2-3】「学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去3年間）」のとおりである。（本学は、進級要件を定めていないので、留年者の数はすべて4年次に含めている。）退学理由は、学業不振が多く、次いで経済的理由と進路変更となっている。

過去3年間の休学者数は「表2-2-1 過去3年間の休学者数と休学理由」のとおりである。精神的不安定であったり、学業に対する意欲の欠如であったりする者が休学している。

表 2-2-1 過去3年間の休学者数と休学理由

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済的困窮	0人	0人	0人
病気	0人	0人	0人
その他	1人	3人	3人
兵役（男子韓国人留学生）	1人	2人	1人

退学者や留年者を減少させるための対策として、本学では、年 2 回（前・後期各 1 回）「長期欠席者調査」を全学年に実施し、1 科目以上の長期欠席科目がある学生全員に対して、ゼミ担当教員が面談を実施し、学修指導、生活指導を行っている。その面談の結果は「面談指導票」に記載され、学生部が集約し、教授会で全職員が情報を共有できるようにしている。運動部所属学生については、運動部指導者も情報を共有し指導している。さらに、問題を抱えている学生については、ゼミ担当教員と学生部が協力し、父母等を交えた三者面談を行うなどして退学、留年防止に努めている。具体的な例としては、深夜のアルバイトによる昼夜逆転という生活リズムの乱れから修学意欲を失うケース等が見られる。そのような場合、ゼミ担当教員、学生部、父母等が連携して学生を指導するよう努めている。また、休学者、留年者については、ゼミ担当教員が卒業に向けて学修・生活について指導している。

退学希望者、休学希望者については、学生の将来に関わることなので、ゼミ担当教員が必ず相談を通して「退学願」、「休学願」を提出させている。なお、退学、休学については、学生部長が、教授会で「退学願」、「休学願」に記載されている項目、「退学／休学理由」、「担当教員の所見（演習担当者指導欄）」、「学生部の所見（学生部指導欄）」を説明し、教授会の意見を聴いて、学則第 33 条及び第 29 条に基づき、学長が許可している。

（大学院）

教員と総務・統括部、教務部、学生部、図書館等が協力し、履修全般、図書館利用、大学院共同研究室の使用等について、4 月と 5 月に①在学生のガイダンス、②新入生のガイダンス、③新入生の履修ガイダンス、④図書館利用ガイダンス、⑤情報機器利用ガイダンス、⑥修士論文執筆ガイダンス等の各種ガイダンスを実施している。また、2 月には「修士の学位による研究認定申請」ガイダンスを実施している。全大学院教員が「オフィスアワー」を設定、5 号館 5 階の大学院共同研究室に掲示することで大学院生へ周知を図っている。履修ガイダンス時には各科目に関連した書籍を紹介する「リーディングリスト」を提示している。リーディングリストで指定された書籍を読むことで授業の理解がより深まることをガイダンスにおいて説明している。

修士論文の執筆を支援する一環として、平成 30(2018)年度より、研究方法の基礎をしっかり身に付けたうえで研究に入っていけるよう研究方法基礎演習を新設し、必修化した。「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」において、平成 29(2017)年度より、修士論文の執筆を指導する担当者とは別に、研究指導副担当者を設置し、複数名の教員が修士論文の執筆を支援する体制を取っている。また、大学院共同研究室に専任の大学院教員が頻繁に訪れることで、院生に対してきめ細かい対応を行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

「ティーチング・アシスタント等に関する取扱規程」に基づき、平成 30(2018)年度前期は「情報リテラシーⅠ」の授業で SA を活用している。後期は「International Economic Community」及び「情報リテラシーⅡ」の授業で TA・SA を活用することになっている。また、常時、自由にコンピュータやインターネットを使用できる環境を学生に提供

している「PC ワークルーム」では、SA が操作方法等について支援を行っている。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 2-2-1】学修支援および授業支援に関する方針・計画・実施体制(案)(平成 29(2017)年度教務委員会(3 月)資料)
- 【資料 2-2-2】平成 30 年度ガイダンス日程(平成 29(2017)年度定例教授会(3 月)資料)
- 【資料 2-2-3】平成 30 年度新入生学外オリエンテーション実施要項(案)(平成 29(2017)年度定例教授会(3 月)資料)
- 【資料 2-2-4】平成 30 年度水曜日 2 時限／3 時限教養演習図書館・小論文指導予定表
- 【資料 2-2-5】コース説明会資料
- 【資料 2-2-6】履修時間割確認表(平成 30 年度)
- 【資料 2-2-7】成績通知表
- 【資料 2-2-8】平成 29 年度後期第 2 回長期欠席者調査(入力のみ)
- 【資料 2-2-9】長欠者面談指導票
- 【資料 2-2-10】平成 30 年度オフィスアワー
- 【資料 2-2-11】平成 30 年度 TA・SA 一覧表
- 【資料 2-2-12】大学院ガイダンス資料一式
- 【資料 2-2-13】平成 30 年度大学院オフィスアワー
- 【資料 2-2-14】平成 30 年度リーディングリスト
- 【資料 2-2-15】平成 30 年度富士大学大学院履修要項
- 【資料 2-2-16】平成 30 年度研究指導副担当者一覧
- 【資料 2-2-17】ティーチング・アシスタント等に関する取扱規程

(2) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

(経済学部)

- (i) 学生に対する学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制に基づいて各業務を遂行する中で、業務内容あるいは遂行の方法について短期的・長期的問題点を精査する。
- (ii) TA・SA を適材適所にて活用していく。
- (iii) 障がいのある学生が安心して学修できる環境の整備を検討する。
- (iv) 中途退学原因の第 1 は「学業不振」(関連の「学生生活不適応」「就職」「転学」を含む。)である。したがって、中途退学に繋がる兆候を早期に発見し、きめ細かな指導ができるよう以下の防止策を徹底して行う。
 - ・ 学生相談室及びカウンセラーの活用促進
 - ・ ゼミ担当者・部活動指導者・学生部等間の情報交換・情報共有の促進
 - ・ 父母等への連絡、連携した対応の促進
 - ・ 長期欠席調査に基づく迅速な対応の促進
 - ・ 最低修得単位数未滿の学生の指導等留年防止の促進
 - ・ 初年次教育・補習教育・新入生生活指導等の充実
 - ・ 学生生活ガイダンスや講演会の実施等を通じた安全安心な生活支援
 - ・ 学長宛て「意見箱」の活用と対応

- ・ IR センターによる学生生活アンケート調査の活用と対応促進
- ・ 学生指導連絡カードの活用
- ・ 達成感や成就感が抱ける指導の推進
- ・ アルバイト実態の把握推進（深夜勤務、過度な勤務時間、ブラックアルバイト等）
- ・ ポートフォリオの活用
- ・ 「長欠者面談指導票」の活用（ゼミ担当者が長期欠席者全員と面談を実施し、全員の指導票を作成する。その結果を、ゼミ担当者のほか、学生部・保健室・学生相談室・部活動指導者等で共有し、父母等への連絡、連携を含め、解決策を検討する。）

（大学院）

学修及び授業支援を更に充実させるために「大学院生アンケート」を継続的に行う。在学している大学院生の変化していく研究活動に関する要望について、研究科委員会でアンケート結果を分析し、対応策を検討する。対応策は総合企画部と連携しながら、実行に移していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3 の事実の説明及び自己評価

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は就職に強い大学を目指し、「キャリア形成論Ⅰ～Ⅳ」等の授業科目とキャリアセンターによる就職指導等を連携させたキャリア支援（イーハトーブ・キャリアプラン）を展開している。

イーハトーブ・キャリアプランは、特に④社会を正しく生き抜く力として「誠実性、責任感、忍耐力、勤労意欲」、⑤学んだ知識を活用する力として「創造性、柔軟性、論理性、専門的知識」、⑥共に生きる社会人としての「協調性、柔軟性、リーダーシップ、発進力」等の育成を基本理念に、社会を逞しく生き、地域創生に貢献できる人材の育成に力を注いでいる。そして、学び・習得を確実にすること、学ぶ意義や目的を明確にするための基礎づくり、就職を意識した学習の動機付け、就業力を高めることを目的に実施する全員履修のインターンシップ（1 週間）が大きな特徴となっている。

授業科目「キャリア形成論Ⅰ～Ⅳ」は全員履修科目であり、「Ⅰ. 自己を理解し多面的視点からの、生きること、働くことについての学修」、「Ⅱ. 地域経済界・産業界の生の声を聞きながら職業選択に関わる基本的事項を学ぶインターンシップの実施」、「Ⅲ. 業界研究を通して現実を見据えた職業選択の指導」、「Ⅳ. 就職内定に向け、労働法規、就職情報提供等、実践に即した就職支援」と、1 年次から 4 年次まで段階的・体系的にキャリア教育を行っている。

キャリアセンターでは、実際の就職活動に向け、キャリアセンター職員とハローワーク・ジョブサポーターによる就職・進学に対する面接指導や、応募書類作成等への指導・助言を行っている。

そのほか、キャリアセンターでは学生が就職活動を有利に進めるため、また、卒業後

の実践力を高めるために、簿記、情報系の各種資格取得を奨励し、資格取得講座を開設してその支援を行っている。また、公務員関係志望者について、3 学年後期、4 学年前期に公務員講座を、学内における課外特別講座として実施し受験者のスキルアップを図っている。さらに教員志望者への特別支援として、今年度から「教員を目指す学生への富士大学 DSL 研修講座」を教職課程委員会と連携協力しながら実施している。

このように、イーハトーブ・キャリアプランにより、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援を行った結果は、エビデンス集（データ編）【表 2-5】「就職の状況（過去 3 年間）」に示すとおりである。平成 29(2017)年度の就職率は「就職希望者に対する就職率」が 98.4%（全国平均 98.0%）、「卒業者に対する就職率」が 95.4%（全国平均 73.8%）、「実就職率」（＝就職者数／（卒業者数－進学者数））が 98.4%（全国平均 77.1%）と、好成績を上げている。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 2-3-1】 富士大学イーハトーブ・キャリアプラン
- 【資料 2-3-2】 キャリア形成プログラム
- 【資料 2-3-3】 インターンシップ（就業体験学習講座）実施要領
- 【資料 2-3-4】 インターンシップ日誌
- 【資料 2-3-5】 インターンシップ報告書
- 【資料 2-3-6】 キャリアセンター事務分掌
- 【資料 2-3-7】 富士大学キャリア委員会規則
- 【資料 2-3-8】 キャリアセンター運営実績
- 【資料 2-3-9】 2018 年学部系統別実就職率ランキング記事（サンデー毎日）
- 【資料 2-3-10】 学校基本調査「卒業後の状況調査票」（文部科学省）

(2) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

イーハトーブ・キャリアプランに基づくキャリア教育の評価の一環として、社会を逞しく生き抜くための「がんばり力」の育成について、就職先企業を対象に外部評価を実施し、キャリア教育の改善に役立てている。具体的には、「がんばり力」の④社会を正しく生き抜く力、⑤学んだ知識を活用する力、⑥社会の一員として共生する力の三分野について、各々 5 つの観点からそれぞれについて評価をしてもらった。

その結果、④が約 50%、⑤が約 10%、⑥が約 40%となっており、④、⑥については比較的高い評価となったが、⑤の学んだ知識を活用する力については 10%台の低い評価であった。この数値は、専門的知識を修得するという大学本来の目的という観点からも大きな課題であり、今後、授業改善やカリキュラム改編等により、基礎学力・専門的学力の向上に努める。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の事実の説明及び自己評価

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(i) 学生サービス、厚生補導

本学では、学生が勉学に専念し、十分な教育研究の効果を上げていくために、学生一人ひとりが安定かつ充実した学生生活を送ることが不可欠と考え、学生部長を中心に学生生活の全般を把握し、生活改善や必要な指導・助言を行うために学生委員会及び相談室等を組織している。

学生委員会は、学長の付託に基づき学生関係事項（学生の身分、生活厚生補導等）について調査・企画立案・審議を行う学長直轄組織である。（なお、教授会の委託により、調査・審議を行うこともできる。）学生部では、学生の生活状況や心身の健康面をはじめ、学内外における人間関係、生活の不安から生じる悩みや疑問に関する相談窓口を複数設置し、緊密に連絡を取り合いながら、解決・支援に取り組んでいる。

一つ目の窓口は、学生部のカウンターである。学生部職員が直接に対応するとともに、学生部長、部長代理及び学生委員が面談を担当している。二つ目の窓口は、学生相談室で、6号館5階に面談室を設け、7人の相談員が担当する曜日・時限を定め、交替で学生の相談に応じている。学生が相談員の担当時間割表を見て、面談担当者を選択できるのが特徴である。三つ目の窓口は、6号館1階に設置されている保健室である。保健室には、看護師資格を持つ職員が常駐し、健康面を中心に学生の相談に応じているが、最近はストレスに悩む学生も多く、心の悩みの問題解決には非常勤カウンセラーの支援も受けている。四つ目の窓口は、ゼミ担当教員である。四つの窓口の緊密な連携により、学生サービス・厚生補導に効果を上げている。

その他、学生サービスの一環として、学生の仲間づくりにも学生部を中心に全学的に取り組んでいる。まず、新入生を対象に、入学後まもなく（4月）「新入生学外オリエンテーション」を1泊2日で実施している。新入生学外オリエンテーションでは、鶯宿温泉（雫石町）に一泊、新入生が「教養演習」のクラス単位での討論会やレクリエーション活動等を通じて、他の新入生や教職員との交流を図ることにより、早く大学に慣れることを主な目的としている。翌日には、「教養演習」クラスごとにバスを利用した研修旅行を実施している。これは「教養演習」クラスごとにコースを選択し参加するもので、参加者間の交流や地域理解を深めることを目的としている。

平成29（2017）年度新入生学外オリエンテーションのアンケート結果によれば、「表2-4-1過去3年間のアンケート結果 肯定的な評価」のとおり、交流を図るという目的を十分に果たしている。また、ゼミ別の研修と全体会でのプレゼンテーションも年々質が高まっている。

表 2-4-1 過去 3 年間のアンケート結果 肯定的な評価

年度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
オリエンテーション全体（満足）	71%	73%	73%
ゼミ別研修（良かった）	81%	88%	90%
ゼミ担当者との交流（交流できた）	93%	93%	94%
同じゼミ生との交流（交流できた）	76%	96%	95%

その他、全学的な行事として、420年の伝統を誇る地元花巻の「花巻まつり」（9月）への参加、ゼミの研究発表や学科等の活動報告、ゼミ単位での模擬店の出店や外部団体とのコラボ事業など大学を挙げて実施する「紫陵祭（学園祭）」（10月）等があり、学友会役員と学生部が、それらの行事の企画・運営について議論を重ねながら取り組んでいる。

（ii）奨学金など学生に対する経済的な支援

学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金等のほか、本学独自のものとして「職業会計人・商業科教員養成特待生」「富士大学学力優秀者特待生」「富士大学資格取得者特待生」（以上、各「特待生試験」に合格して入学した者）、「富士大学特待生」（前年度の成績、人物ともに優秀な学生）、「学生応援奨学生」（学問・課外活動を通じて、人格形成に真摯であり、経済的支援を必要とする者）等の奨学金がある。

なお、東日本大震災で被災した学生については、「富士大学東日本大震災被災学生奨学金」、「富士大学東日本大震災被災者支援特別試験合格者奨学金」（平成28(2016)年度入学生をもって終了）がある。

そのほか、スポーツに秀でた者を褒賞し、学業及びスポーツ活動において支援する「富士大学スポーツ特待生」等を設けている。また、留学生に対しては、海外協定校との協定に基づいた学費免除制度を設け、それぞれの規程に沿って適切に運営されている。

各奨学金の給付・貸付状況は、エビデンス集（データ編）【表2-7】「大学独自の奨学金給付・貸付状況（授業料免除制度）（前年度実施）」に示すとおりである。

（iii）生活支援

生活面で学生を支援するため、学生寮を3棟（第一陸奥寮、第二陸奥寮、第三陸奥寮、総定員数240人）有している。この施設には、学生160人が入寮しており、その他、大学キャンパス周辺に民間施設4棟（富士グリーンハイツ、紫魂塾、ロジハウス藤、パシオンみどり）を借り上げ、大学所有の施設と合わせて約280人の学生が生活している。

また、通学面では、JR花巻駅及び北上駅から本学まで、それぞれ6km、10kmの距離があることから、無料のスクールバスを運行し、学生の通学費負担を軽減している。

さらに、アルバイトについても、学生部で求人票「アルバイト求人票」の受付を行い、内容を吟味したうえで、学生にふさわしい職種、条件の整ったものについてのみ掲示して学生に紹介している。

(iv) 課外活動支援

本学は、スポーツを通じた人間教育を重視しており、そのためにスポーツを振興し、体育系クラブ17部、4同好会が日夜スポーツ活動に励んでいる。また、本学のスポーツ資源（人材、研究、施設・設備）を活用し、競技力向上もさることながら、地域貢献・地域振興を図ることを目的に「スポーツ振興アカデミー」を設置し運動部の活動を総合的に支援している。対外試合・遠征合宿等には、大学所有の大型バス2台・中型バス1台・マイクロバス4台・ワゴン車1台を、事前の利用計画「車両使用予定表」に基づいて使用することにより、移動費や交通費等の学生負担を軽減している。これらの車両は、課外活動のほか、ゼミ合宿等の活動にも利用することができる。

施設面では、人工芝サッカー場、野球場（外野人工芝）のほか、大学の屋内体育施設として全国一の規模を誇るスポーツセンター（300m陸上競技場トラック、各種コート、人工芝多目的練習場等）があり、練習環境も整備されている。

これらの支援を受けて、本学の多くの体育系クラブは、全国レベルで活躍しており、競って更なる研鑽に励んでいる。

(v) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、四つの相談窓口、すなわち、学生部窓口、学生相談室、保健室、ゼミ担当教員の四つの窓口で4者の緊密な連携による「よろず相談」の体制を整え、対応している。「よろず相談」であるため、各窓口であらゆる問題に対応しているが、特に、健康（心の健康を含む）相談については、保健室、心的支援については学生相談室（エビデンス集（データ編）【表 2-9】「学生相談室、医務室等の状況」を参照。）、生活相談については、ゼミ担当者が、学業のほか、生活相談から心的支援に至るまで、さまざまな面で相談に応じ、助言・指導を行っている。また、留学生については、異文化交流センターが受付窓口となり、種々の問題に対応する体制をとっている。

平成 29(2017)年度からは、1年生全員を対象にして、「ハイパーQU アンケート」を実施し、大学生活に対する不安や悩みを抱えている学生を早期に発見し、一人ひとりに適切な対応・支援を図り、大学生活の満足度・充実度を上げる取組みを行っている。

また、最近では、心の問題を抱える学生への対応について研鑽を重ね、学生指導に役立てている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-4-1】 富士大学給費生規程

【資料 2-4-2】 富士大学学力優秀者特待生規程

【資料 2-4-3】 富士大学資格取得者特待生規程

【資料 2-4-4】 富士大学奨学生規程

【資料 2-4-5】 富士大学特待生規程

【資料 2-4-6】 学生応援奨学金規程

【資料 2-4-7】 富士大学「職業会計人・商業科教員養成特待生」規程

【資料 2-4-8】 富士大学東日本大震災被災学生奨学金規程

【資料 2-4-9】 富士大学東日本大震災被災者支援特別試験合格者奨学金規程

【資料 2-4-10】 富士大学スポーツ特待生規程

【資料 2-4-11】 富士大学スクールバス輸送人員報告書（花巻ルート）

【資料 2-4-12】 富士大学スクールバス輸送人員報告書（北上ルート）及びスクールバス
運転担当予定表（北上ルート）

【資料 2-4-13】 平成 30 年度体育会・文化会・同好会指導者一覧（平成 30（2018）年度
定例教授会(5 月)資料）

【資料 2-4-14】 車輛使用予定表（平成30年4月）

（2）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学生活における不安や悩みを抱えている学生を早期に発見し、一人ひとりに適切な支援を図り、大学生生活の満足度・充実度をあげるため、1 年生に対しては、ハイパーQU アンケートの実施と活用を図る。2 年生に対しては、学年集会において専門カウンセラーによる講話を実施し、学生が相談しやすい環境を整えていく。3、4 年生に対しては学生部からのリーフレットを配布し、学生が一人で悩みを抱え込まないような支援につなげていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2-5 の事実の説明及び自己評価

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、岩手県内陸中央部、花巻市と北上市との市境に近い、東に北上山地、西に奥羽山脈が連なり、その間を流れる北上川と自然に恵まれた緑豊かな田園地帯の中に位置している。

本学の教育環境は、「図 2-5-1 富士大学キャンパス配置」及びエビデンス集（データ編）【共通基礎様式 1】に示すとおり、校地・校舎は、大学設置基準上の必要面積を大幅に上回る面積を有している。

図 2-5-1 富士大学キャンパス配置



大学設置基準を上回る校地・校舎は、概ね良好に整備され、キャンパスは、校地・校舎ともに基準に照らし、適正に管理されている。

建物及び建物付属設備等については、定期点検を行い、必要な修繕や改善措置により、安全性を確保しており、また、施設の安全・維持管理を図るため、警備体制や防火体制を敷くとともに、安全衛生委員会メンバーによる施設・設備の巡回点検に基づき、補修等を行い、安全性の確保を図っている。

快適な教育研究環境を確保するために、建物の景観維持、学内の緑化、バリアフリーの確保、食堂・学生ホール・レディースルーム（女子学生専用休憩室）などの談話ができるスペースを設置し、環境対策の維持等を図っている。このことにより、全体として快適なアメニティとしての教育研究環境が整備され、有効に活用されていると判断している。

特徴的な施設・設備等は、以下のとおりである。

(i) 校舎

校舎は、「表 2-5-1 建物の概要」に示すとおり、5 号館、6 号館の教育研究棟、情報及び語学教育のためのメディア棟等が整備されている。

表 2-5-1 建物の概要

種 別	名 称	面積(m ²)	階	仕 様
校 舎	1 号館	3,201.27	4	講義室、演習室、学生研究室、食堂、学友会室、校友会室、学生ホール等
	2 号館	1,740.04	3	講義室
	5 号館	5,853.65	7	図書館、講義室、演習室、研究室等
	6 号館	9,854.97	8	事務室、会議室、講義室、演習室、研究室等
	メディア棟	2,110.98	4	マルチメディア教室、LL 教室、学生ホール等
体育館	記念体育館	1,751.06	2	室内練習場、研究室
	武道館	1,342.14	2	1 階：柔道場、2 階：剣道場
	スポーツセンター	14,466.39	2	陸上競技トラック、フィールド、多目的練習場
寄宿舍	五月寮	860.52	2	女子寮
	第 1 陸奥寮	414.05	1	男子寮
	第 2 陸奥寮	1,297.45	4	男子寮
	第 3 陸奥寮	1,742.82	5	男子寮、寮食堂併設
	その他	444.25	1	寮食堂、部室、ボイラー室等
	合計	45,079.59		

(ii) 施設・設備

A. 体育施設

体育施設は、充実している。屋内施設は、「表 2-5-1 建物の概要」の中に示すとおり記念体育館、武道館、スポーツセンターなどが整備されている。その中でもスポーツセンターは、大学の屋内施設としては国内最大級の規模を誇り、ウレタン張り 300mトラック（4 コース、直線 110m×8 コース）、フィールド内に各種コート（バスケットボール、ハンドボール、テニス、バドミントン等）のほか、人工芝多目的練習場、卓球場、トレーニングマシン・コーナー、（機器 28 台）、コンディショニングルーム、シャワー室、浴場等が整備されている。この施設は、授業や課外活動のほか、県内外の高校や団体、各種イベント（大会、練習、スポーツ教室、運動会等）に広く活用されている。年間で約 350 日開館し、延べ 6 万 1 千人（平成 29(2017)年度実績、そのうち学内者約 4 万 8 千人、学外者約 1 万 3 千人）が利用している。また、武道館の施設は、1 階に柔道場、2 階に剣道場を備え、クラブ活動のほか、「体育実技」の剣道、柔道にも使用している。

屋外施設としては、「表 2-5-2 運動場の概要」に示すとおり、多目的グラウンド（全天候型 400m陸上競技トラック、インフィールド（人工芝サッカー場）、野球場（外野人工芝）及びソフトボール場などがある。

表 2-5-2 運動場の概要

名 称	面積(m ²)	仕 様
多目的グラウンド	15,158.50	全天候型 400m 陸上競技トラック (6 コース)、人工芝サッカー場 (インフィールド)
野 球 場	12,570.46	両翼 92m・中堅 120m (外野人工芝、クッション張りフェンス、ダックアウト・スコアボード付)
ソフトボール場	3,444.36	

B. 厚生施設

厚生施設は、食堂（学生食堂 265 席、寮食堂 120 席）のほか、休息・談話・自習のできる学生ホール、レディースルーム（女子学生専用休憩室）、コミュニケーションルームがある。コミュニケーションルームには「ディスカッションエリア」、「ボックスシートエリア」、「リフレッシュエリア」を設けグループディスカッションや気軽にコミュニケーションを取りながら対話・学修を行うことができる環境を整備している。また、図書館や、マルチメディア教室（パソコン 36 台併設）を開放しており、学生が必要に応じて利用できる体制をとっている。

C. 寄宿舎

現在、大学の学生寮は、3 棟（第一陸奥寮、第二陸奥寮、第三陸奥寮、総定員数 240 人）有している。この施設には、学生 160 人が入寮しており、その他、大学キャンパス周辺に民間施設 4 棟（富士グリーンハイツ、紫魂塾、ロッジハウス藤、パンションみどり）を借り上げ、大学所有の施設と合わせて約 280 人の学生が生活している。

親元を離れた学生達が、安心して生活するためとアパートの家賃が比較的高く、学生や父母の負担を幾らかでも軽減する目的で進めている。

(iii) 施設・設備の管理

施設設備の保安管理は、日常及び定期の法定点検等の調査結果に基づいて、その都度、必要な補修・改善等の措置を講じているので安全性は確保されている。一部の校舎で経年劣化が進行し適宜メンテナンスが施されているとは言え、構造形式から、耐震補強も難しい建物については、経営改善計画に基づき解体することで進めている。

施設の安全と保安・維持管理を図るために、学内に警備体制を敷いている。年間を通して夜間は、守衛を配置し警備を行っている。また、安全を考慮して警備会社とも契約し、機器による対応も行っている。なお、万一に備えて「緊急連絡網」を配付し何時でも対応できるように体制を整えている。

防火・防災については、消防法に基づき、火災予防、火災・大規模地震、人命の安全、被害の軽減などに対応するため、「富士大学防火・防災管理規程」及び「富士大学自衛消防活動運営規則」を定めており、学内に「自衛消防活動組織」を整え、消防署の指導のもと、消防設備の点検・整備に加え、特に実地訓練（防火・消火・避難等）を行っている。また緊急事態に対応するため、定数量の生活必需品などの防災備蓄用品および備品を確保している。なお、本学の施設は、災害時（地震、大雨、その他自然現象及び大規模な事故等）の避難場所に指定されているため、花巻市との地域防災にも協力すること

になっている。

安全衛生の面では、「富士大学安全衛生管理規程」及び「富士大学安全衛生委員会規則」を定めて、学内に「安全衛生委員会」を組織し、毎月 1 回会議を開催している。会議には、委員が学内の施設・設備の巡回点検を実施し、その結果を検討し、理事長に報告して必要な補修・整備等の改善に繋げている。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 2-5-1】平成 30 年度緊急連絡網
- 【資料 2-5-2】富士大学防火・防災管理規程
- 【資料 2-5-3】富士大学自衛消防活動運営規則
- 【資料 2-5-4】平成 29 年度富士大学地震・火災総合訓練報告
- 【資料 2-5-5】災害時における避難場所に関する協定書
- 【資料 2-5-6】富士大学安全衛生管理規程
- 【資料 2-5-7】富士大学安全衛生委員会規則
- 【資料 2-5-8】安全衛生委員会巡回記録
- 【資料 2-5-9】安全衛生委員会議事録

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(i) 実習施設

エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】に示すとおり、学内に、教育用コンピュータ、プロジェクタ、書画カメラ、タブレット等、さまざまな指導方法に対応できるように ICT 設備を整えている。特に情報処理実習室、マルチメディア教室、パソコン室等 5 室には教育用コンピュータを配備して、情報に関する授業をはじめ、さまざまな授業で利用できるようになっている。この内、情報処理実習室にはタブレットや電子黒板、可動式ミーティングテーブル等を導入し、発表や議論、協働での意見整理などができる環境を整備している。また、語学実習室（LL 教室）を 4 室有し、語学の学修が可能である。

さらに、アクティブ・ラーニングの環境として、クリッカーを導入し、大人数授業（100 ユーザー）における双方向型授業を行うことができる環境を整備している。

また、学生の自主的な学修環境として、「ラーニングコモンズ」を整備している。この内「PC ワークルーム」は、「個別ワークエリア」、「グループワークエリア」、「PC ワークエリア」の 3 つのエリアを設け、ICT を活用し、学生が自ら調べ、協議し、まとめ上げていくことができる環境を整えている。

ICT 機器は、常に時代のニーズに合ったものを整備する必要があるため、定期的に見直しを行っている。平成 30(2018)年度に基幹サーバを更新する予定であり、平成 31(2019)年度には、教育用コンピュータ（ソフトウェア等を含む）の更新を予定している。また、昨今のスマートフォンやタブレット等の普及により、学内に Wi-Fi（無線 LAN）の接続環境を導入し、学生が教室以外でも情報機器の活用ができるように環境整備に取り組んでいる。

(ii) 図書館

教育目的の達成のため大学図書館で約 20 万点の資料（図書、視聴覚資料）を整備し、授業等での活用を図っている。平成 28(2016)年度に設置したラーニングコモンズは多くの授業で活用されている。なお、図書館内でのタブレット及びノート PC の貸出しを行い、利用が増加している。このことから教育目的達成のための十分な学修環境の整備及び学術資料提供が図られている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設設備の利便性については、「特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づいて、バリアフリー化を図っている。特に 6 号館の施設は、障がい者のための「エレベーター」、「トイレ」、「スロープ」等が整備されており、スポーツセンターの施設についても、スロープを設けて、身体障がい者の出入りに対応できるようにしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学部の教員数は 41 名、教員 1 人当たりの学生数は 16.7 人である。また、授業を行う学生数については、一部の講義科目に多人数授業が存在する。しかし「受講学生数別授業科目クラス数分布」によると、受講学生数が 151 人以上の多人数授業は、5 クラス（全体の 1%）のみで、そのうち受講学生数が 201 人を超える科目は 1 クラスある。一方で、50 人以下の授業が 424 クラス（全体の 85.3%）、51 人～100 人の授業が 52 クラス（全体の 10.4%）、両者を合わせて 476 クラス（全体の 95.8%）であることを考慮すれば、本学の授業を行う学生数は適正規模であるといえる。なお、受講学生が多い講義科目では、原則として、クラスを分けるなど、受講生が 100 人以下になるよう工夫がなされており、少人数授業を維持しているといえる。なお、大学院については、研究指導教員及び研究指導補助教員が 10 人、学生数が 26 人であるので、教員 1 人当たりの学生数は 2.6 人であり、きめ細かな支援ができる体制となっている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-5-10】受講学生数別授業科目クラス数分布

(2) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- (i) 施設・設備については、安全性を確保し、学生からの要望や意見を把握し、整備・充実に努める。
- (ii) 情報関連については、各種フォーラムや研究会に参加し、最新機器等の ICT 教育環境や ICT 教育実践事例に関する情報を収集し、時代のニーズに沿った機能の強化を図る。将来計画として、普通教室の ICT 機器整備および老朽化した機器の更新を進めるとともに、学内 Wi-Fi エリアの拡大を計画している。
- (iii) 今後、書籍等の従来の情報資源に加えて電子書籍、電子ジャーナル、外部データベースの積極的な導入と活用を行い、十分な学術資料の提供に努める。
- (iv) 科目ごとの適切な受講学生数を維持するように、クラス分け、受講者数の調整などを管理、実行していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の事実の説明及び自己評価

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

IR センターが毎年 10 月に実施する全学的な「学修・生活に関するアンケート調査」の中に「学修支援」という項目を設け調査している。その分析結果と学生の意見（自由記述）に基づき教務部・教務委員会が改善を図り、その結果、肯定回答率が年々増えている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-6-1】平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（平成 29(2017)年度定例教授会(1 月)資料）

【資料 2-6-2】平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査結果を受けて（平成 28(2016)年度教務委員(3 月)会資料）

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

IR センターが毎年 10 月に実施する全学的な「学修・生活に関するアンケート調査」の中に「学生生活全般」という項目を設け調査している。その分析結果と学生の意見（自由記述）に基づき、学生部・学生委員会が改善策を検討している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-6-3】平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査に基づく改善について（回答）

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

IR センターが毎年 10 月に実施する全学的な「学修・生活に関するアンケート調査」の中に「学修（教育）環境」という項目を設け調査している。その分析結果と学生の意見（自由記述）に基づき、図書館長、メディア教育委員長、総務・統括部長、経営方針企画立案・連絡調整委員長（総合企画部長）が改善策を検討している。

以下に、経営方針企画立案・連絡調整委員会の検討内容・結果を記述する。

学生の意見・要望は、IR センターの「学修・生活に関するアンケート調査」等により明らかになる。平成 29(2017)年度の「学修・生活に関するアンケート調査」により明らかになった学生の学修環境に関する要望のうち次の 4 項目が総合企画部担当の「経営方針企画立案・連絡調整委員会」に提出された。

(i) トイレの清潔化（特に女子トイレ）

- (ii) 体育館の雨漏りの修繕
- (iii) 学生寮のシャワーの修繕
- (iv) 学内の売店（コンビニ）の復活

総合企画部が関係部署に改善を求めた結果、以下の対策がなされた。

- (i) 一部は修理がなされ、残りは今年度の予算の状況次第で修理を考えるとのこと。
- (ii) 雨漏りの原因である屋根のコーティングを今年度中に実施することになった。
- (iii) 一部は修理がなされ、残りは今年度の予算の状況次第で修理を考えるとのこと。
- (iv) 本学は小規模な大学であるため、在庫を抱え、販売員の人件費を賄える売店を復活することは無理だが、クレープ等の移動販売車が週1回のペースで学内に乗り入れ、学生にスイーツ類を提供するようになった。

◇エビデンス集 資料編

【資料 2-6-4】平成 30(2018)年度経営方針企画立案・連絡調整委員会(4月)議事録(写)・資料

(2) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学修・生活に関するアンケート調査」の結果に基づく改善（計画）の進展状況をチェックする。それにより、学生の満足度調査をもとに改善を図る PDCA サイクルの仕組みをつくる。

【基準 2 の自己評価】

(i) 学生の受入れ

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定して周知している点、アドミッション・ポリシーに基づき入学前教育を実施している点、経済学部として入学定員を充足している点は高く評価できる。しかし、経済学科の入学定員が充足できていないので、改善の努力が必要である。

また、入学者選抜がアドミッション・ポリシーに則り実施されているか検証する必要がある。（「基準 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価」及び基準 6 の「三つのポリシーを起点とする教育の質保証」）

なお、2020 年度から大きく変わる入学者選抜に対応するため、アドミッション・ポリシーに示した「入学前に身につけておく必要がある知識・技能、能力、態度」（学力の 3 要素）を多面的・総合的に評価する新たな方法を策定する必要がある。

(ii) 学修支援

学修・生活に関するアンケート調査の結果を受けて改善が図られており、評価できる。

(iii) キャリア支援

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制（イーハートブ・キャリアプラン）が整っており、「就職に強い大学」を実現している点で高く評価できる。

(iv) 学生サービス

学生生活を安定させるため、さまざまな支援がなされており、評価できる。ただし、実現が難しい学生の要望もあり、総合企画部と協力して検討を続ける必要がある。また、

退学防止の取組みを強化する必要がある。

(v) 学修環境の整備

概ね良好に整備、運営・管理がなされている。しかし、施設・設備の老朽化が目立つ。学修環境に関する学生からの要望に応じていくため、今後も経営方針企画立案・連絡調整委員会での検討が必要である。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の事実の説明及び自己評価

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

(経済学部)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年文部科学省令第 16 号)に基づき、経済学部、経済学科、経営法学科、教養教育科、キャリア教育の教育目的及び「学士力」を踏まえ、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成 28 年 3 月 31 日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会)を参照しながら、平成 28(2016)年度中に各学科(学位プログラム)のディプロマ・ポリシーの修正を行った。

修正したディプロマ・ポリシーは、ホームページ、『履修登録の手引』、『Fuji University Campus Guide』等で周知している。

(大学院)

大学院の目的は学術理論およびその応用を教授研究し、深奥を究め文化の進展に寄与することである。大学院ではディプロマ・ポリシーとして、④修業年限を満たし修了に必要な所定の単位を修得していること ⑤授業の受講および修士論文の作成を通じて専門知識を深め、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決する能力が身についたこと ⑥修士論文(または、認められた特定課題についての研究成果)の審査および最終試験に合格したこと——の 3 点を掲げ、履修要項や大学院案内等で広く周知している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-1-1】卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

【資料 3-1-2】ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて(平成 28(2016)年度定例教授会(2 月)資料・議事録(写))

【資料 3-1-3】富士大学ホームページ(教育理念)

【資料 3-1-4】平成 30 年度(2018 年度)履修登録の手引

【資料 3-1-5】Fuji University Campus Guide 2018

【資料 3-1-6】富士大学学位規程(修士の学位授与の要件)

【資料 3-1-7】富士大学大学院 平成 30 年度履修要項

【資料 3-1-8】富士大学大学院 パンフレット「グローバル社会に 地域社会に 開かれた大学院」

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

(経済学部)

シラバスに、到達目標に加え、それぞれの授業科目がディプロマ・ポリシーのどの学修成果目標の達成に寄与するのか、◎（特に重要な目標）と○（重要な目標）で示している。また、各授業科目の成績評価方法も明示している。

単位認定基準はエビデンス集（データ編）【表 3-2】「成績評価基準」に示すとおりで、「富士大学履修規程」第 18 条に定めている。

GPA(Grade Point Average)については、成績通知表に記載し、ゼミ担当教員がゼミ生の総合的な成績状況を把握し、学修指導等を行う際に利用している。教職課程においては、「富士大学教職課程履修規程」第 2 条第 2 項に「1 年次終了時点の GPA が 2.0 未満の学生は、原則として、2 年次以降の教職課程の受講資格を失うものとする。」と定め、運用している。また、GPA を学修成果の一指標と位置付け、学年別の GPA 平均の推移を毎年、教授会で報告している。その他、「富士大学特待生規程」及び「富士大学特待生選考要領」に基づく特待生の選考、「富士大学「職業会計人・商業科教員養成特待生」規程」、「富士大学学力優秀者特待生規程」、「富士大学資格取得者特待生規程」及び「富士大学地域・高大連携協定校特別入学試験合格者奨学金規程」に基づく、特待生／奨学生の 2 年次以降の奨学金給付条件に利用している。

卒業認定基準については、学則第 17 条に「本学に 4 年以上（転入学生・編入学生については、本学に入学前の他大学等の在学期間を含む。）在学し、所定の単位を修得した者を卒業者とし、卒業証書・学位記を授与する。」と定めている。また、学位規程第 3 条には、「学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して授与するものとする。」と定めている。ディプロマ・ポリシーにも「修業年限を満たし、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。」と記している。具体的な単位数は学則別表(1)に「学科共通基礎科目及び教養科目 40 単位以上、専門科目 84 単位以上、合計 124 単位以上」と明記している。学則別表(1)及び履修規程第 10 条には、学科別の卒業要件単位数も示している。

(大学院)

大学院ではディプロマ・ポリシーを踏まえた成績の評価・単位認定に関する基準と修士課程の修了要件を設けている。成績の評価・単位認定基準と修士課程の修了要件は、富士大学大学院学則、富士大学大学院履修規程、及び、富士大学学位規程に明示している。これらの基準については、毎年 4 月にガイダンスを実施し、全ての新生と在院生に対して履修要項を以て周知している。成績の評価・単位認定は、大学院学則第 12 条第 2 項、及び、大学院履修規程第 11 条で規定している。修士課程の修了要件については、大学院学則第 10 条、及び、富士大学学位規程第 4 条により定められている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-1-9】富士大学学則

【資料 3-1-10】 富士大学履修規程

【資料 3-1-11】 富士大学 GPA に関する規則

【資料 3-1-12】 平成 26 年度以降の GPA の分布について（平成 30(2018)年 6 月定例教授会議事録・資料(写)）

【資料 3-1-13】 平成 29 年度後期の成績分布について（平成 30(2018)年 7 月定例教授会議事録(写)）

【資料 3-1-14】 富士大学特待生規程

【資料 3-1-15】 富士大学特待生選考要領

【資料 3-1-16】 富士大学「職業会計人・商業科教員養成特待生」規程

【資料 3-1-17】 富士大学学力優秀者特待生規程

【資料 3-1-18】 富士大学資格取得者特待生規程

【資料 3-1-19】 富士大学地域・高大連携協定校特別入学試験合格者奨学金規程

【資料 3-1-20】 富士大学大学院学則（成績の評価・単位認定）、（修士課程の修了要件）

【資料 3-1-21】 富士大学大学院履修規程

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 （経済学部）

シラバスに、到達目標に加え、それぞれの授業科目がディプロマ・ポリシーのどの学修成果目標の達成に寄与するのか、◎（特に重要な目標）と○（重要な目標）で示していることはすでに述べた。担当教員は、単位認定基準及び各授業科目の成績評価方法に基づき、学修への取組み、到達目標の達成度で成績評価を行っている。また、教員は「授業改善報告書」（FD 委員会に提出）の中で、到達目標の全体的達成状況を自己評価し、改善に繋げる努力をしている。

成績評価の公平を期すために、教授会において「成績の分布について」を示し、その分布から逸脱しないように教員に周知している。また、成績に関して父母等、学生、ゼミ担当教員から質問が寄せられた場合、教務部が調査して回答するなど、相互の成績確認が図れる仕組みを整備している。

卒業認定については、3 月上旬の定例教授会（卒業判定会議）で、学則と履修規程の当該規定に基づき 4 年生一人ひとりについて卒業判定を行っている。

（大学院）

大学院では単位認定基準と修士課程の修了要件を厳正に適用すべく、以下 2 点を実施している。

(i) 授業科目の単位認定に関して： 成績評価の実施者は 3-1-②に示した基準に従った成績評価と単位認定を行うと共に、履修要項に記載されるシラバスにおいて具体的な「成績評価方法」を示すことで、成績評価を厳正に実施している。

(ii) 修士論文の提出と審査、及び、最終試験に関して： 修士論文の提出は「富士大学大学院修士論文または研究の成果の提出要項」及び「富士大学学位規程」に規定している。修士論文を提出しようとする者は「研究計画書を作成し、2 年次の初めに、研究指導教員を通じて研究科委員会の承認を得なければならない。」と定め、院生の研究テーマ

の妥当性は研究科委員会で審議され決定されるという手続きを踏むことになっている。同第 3 条により、修士論文を提出する者には修士論文の提出に先立って、5 月と 10 月に行われる論文発表会で 2 回発表することが求められる。院生が論文発表会で発表を行うには、事前に、研究の進捗状況や単位取得状況が研究科委員会で審議され、論文等発表会での発表の妥当性が認められることが要件となっている。

修士論文または研究の成果の提出においては、富士大学学位規程第 5 条に定められている。修士論文または研究の成果（以下「論文等」という。）を提出しようとする者は、修士課程 2 年次の初めにおいて、修士論文または特定の課題の題目および研究計画を、研究指導教員を通じて、研究科委員会に提出して承認が必要となる。

提出された修士論文は同第 6 条により、主査 1 名、副査 2 名から構成される審査委員会において修士論文の内容に関する審査が行われる。その後、審査委員会は最終試験として、提出された修士論文と研究テーマに関連する専門分野の知識がディプロマ・ポリシーの基準を十分に満たしているかどうか評価するために、口頭試問を実施する。審査委員会は最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会で可否に関して厳正に審議を行った後、学位授与の可否が決定される。以上より、大学院では単位認定基準、修了認定基準を厳正に適用していると自己評価する。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-1-22】平成 29 年度卒業判定について（平成 29(2017)年度定例教授会(2 月)（卒業判定会議）議事録(写)）

【資料 3-1-23】平成 30 年度富士大学大学院履修要項（講義概要；シラバス）

【資料 3-1-24】富士大学大学院修士論文または研究の成果の提出要項

【資料 3-1-25】経済・経営システム研究科委員会議事録（論文等発表会の会次第について）（論文等最終試験のスケジュール）

【資料 3-1-26】富士大学学位規程（審査委員会）

(2) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

今後も、単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用していく。

（大学院）

単位の認定、修士の学位授与の要件は適正に策定され、周知および適用は厳正に行っているが、成績評価状況に関する情報共有を研究科委員会で行ったり、研究計画書作成や修士論文執筆の早い段階から複数の教員が研究指導にあたることで、ディプロマ・ポリシーに掲げた要件をより高次に達成できるような仕組み作りを行う。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の事実の説明及び自己評価

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

(経済学部)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年文部科学省令第 16 号)に基づき、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成 28 年 3 月 31 日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会)を参照しながら、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に注意を払い、平成 28(2016)年度中に各学科(学位プログラム)のカリキュラム・ポリシーの修正を行った。

修正したカリキュラム・ポリシーは、ホームページ、『Fuji University Campus Guide』等で周知している。

(大学院)

大学院の教育目的は「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」の養成である。そのために、経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目及び専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置して、専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身に付けることを教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)と定めている。カリキュラム・ポリシーはホームページ及び大学院案内等で周知している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-2-1】教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

【資料 3-2-2】ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて(平成 28(2016)年度定例教授会(2 月)資料・議事録(写))

【資料 3-2-3】富士大学ホームページ(教育理念)

【資料 3-2-4】Fuji University Campus Guide 2019

【資料 3-2-5】平成 30 年度大学院履修要項

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

(経済学部)

カリキュラム・ポリシー(CP と表記する。)はディプロマ・ポリシー(DP と表記する。)に掲げた学修成果の目標との一貫性の確保に注意しながら策定(修正)した。経済学科を例にとって説明する。

【経済学科】

【知識】

DP1 文化、社会、自然に関する幅広い知識を理解している。(地域・環境に関する知識を含む。)

CP1 「教養科目」群を「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」、「体育」の4領域に分けて開講し、人類の文化、社会、自然に関する知識の理解を図る(後略)。

CP2 「教養演習」(1年次の少人数ゼミ)で行う初年次教育を通して(中略)地域に関する理解(中略)を図ります。

DP2 経済のしくみ、政策、歴史に関する専門知識を体系的に理解している。また、今日の諸課題を考察するのに必要な経営、法律等に関する幅広い知識を理解している。(地域・環境に関する知識を含む。)

CP7 2年次から「国際経済コース」、「地域政策コース」、「総合政策コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。

CP8 地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成するという本学の使命に基づき、「地域定住人材育成プログラム」を開設し、地域・環境に関する理解を深めます。

CP10 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT等の効果的な活用を図ります。

【技能】

DP3 他者の立場や考えを理解し、自分の考えを正確な日本語で論理的にわかりやすく説明できる。

CP3 1年生全員が「日本語の世界」を履修し、日本語検定3級以上の合格を目指します。

CP2 「教養演習」(1年次の少人数ゼミ)で行う初年次教育を通して(中略)コミュニケーションスキルの習得(中略)を図ります。

CP11 ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。

DP4 英語または他の外国語で、経済、ビジネス、異文化、地域、環境等に関する文章等を読んで／聞いて理解し、自分の考えを書く／話すことができる。

CP4 「外国語科目」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト(TOEIC)を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。

DP5 コンピュータ、情報通信ネットワーク、各種ソフトウェアを利用し、情報の収集・分析、データの作成・整理を行うことができる。

CP5 「情報処理科目」群の2科目を1年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。

DP6 学んだ知識・技能・態度を活用し、専門分野について、問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決できる。

CP9 「専門演習Ⅱ」(4年次の少人数ゼミ)で、卒業論文の作成を必須とします。

CP11 ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。

CP12 「地域定住人材育成プログラム」の一部の科目で、地域に密着した問題解決型の授業を行います。

【態度】

DP7 自己管理能力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等を身につけ、多様な組織の中で多くの人々と協働できる。自らを律し、社会を正しく生き抜くことができる。また、社会の一員であるという自覚を持ち、地域／社会に貢献できる。

CP1 「教養科目」群を（中略）「体育」の（中略）領域に分けて開講し、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。

CP2 「教養演習」（1年次の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。

CP6 「キャリア系科目」により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。

CP10 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT等の効果的な活用を図ります。

CP13 学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。

CP14 ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。

CP15 自己管理能力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

学修成果の評価方法については、以下のように示している。

CP16 学修行動調査等の学生調査を定期的実施し、学修成果の達成状況を点検・評価します。

CP17 2年次終了時にアセスメント・テストを実施し、専門知識の修得状況を点検・評価します。

CP18 卒業論文を4年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準（ルーブリック）に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

【経営法学科】

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、専門分野が異なるため、以下の点が異なっているほかは経済学科と同じである。

DP2 企業・団体の円滑な経営管理に必要な経営学（スポーツ経営学を含む）、会計学、企業関連法規に関する専門知識を体系的に理解している。また、経済、法律等に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）

CP7 2年次から「経営・商学コース」、「法学コース」、「スポーツ経営コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。

（大学院）

大学院では、3つの人材養成の目的を達成するためのカリキュラム・ポリシーを示している。大学院に在学する中で、まず、ディプロマ・ポリシーに示す「1. 修業年限を満たし修了に必要な所定の単位を修得していること」という条件を満たすこと、次に、大学院での学びを通じて「2. 授業の受講および修士論文の作成を通じて専門知識を深め、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決する能力が身についたこと」という条件を満たすことが求められる。最終的に、院生は大学院での研究の集大成としての修士論文の執筆・提出を行い、「3. 修士論文（または認められた特定課題についての研究成果）の審査」を経た後、修士論文以外に課せられるものの「最終試験」合格をもって学位が授与される。この一連の過程を経ることが本大学院では求められるようになっており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が保持されている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-2-6】富士大学のホームページ（教育理念）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 （経済学部）

カリキュラム・ポリシーは、「教育内容」、「教育方法」、「教育評価」に分けて定めているので、経済学部の教育課程が「教育内容」に沿って編成されていることを説明する。

【経済学科】

CP1「教養科目」群を「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」、「体育」の4領域に分けて開講し、人類の文化、社会、自然に関する知識の理解を図るとともに、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。

教育課程 「教養科目」群を4つ（「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」、「体育」）に区分し、多彩な授業科目を配置している。なお、「体育」は1年次必修である。

CP2「教養演習」（1年次の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。

教育課程 「学科共通基礎科目」群の中の「演習」の区分に1年次必修の「教養演習」を配置し、初年次教育を行っている。内容的には、「大学での学び（大学生活、授業・学習、ノート整理、等）」、「情報収集や資料収集の仕方」、「学習と生活（レポート・小論文の書き方、発表・プレゼンテーション、オフィスアワー、学生相談室、健康管理と食事・運動、有権者に求められる力、等）」、「岩手の歴史（岩手の先人、岩手の歴史、

岩手の地理・観光、岩手の産業・経済)」のほか、レポート作成とプレゼンテーション、教養演習発表会の開催、『富士大学教養演習報告』の発行等である。

CP3 1年生全員が「日本語の世界」を履修し、日本語検定3級以上の合格を目指します。

教育課程 「教養科目」群の「文化の受容と伝達」の区分に1年生全員履修の「日本語の世界」を配置し、日本語検定を受験させている。

CP4 「外国語科目」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト（TOEIC）を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。

教育課程 「学科共通基礎科目」群の中の「外国語科目」の区分に1、2年次必修の英語、3年次選択の英語を配置している。4月の英語基礎学力テストの結果に基づいて習熟度別のクラス編成を行い、4月、7月、12月にListening、Reading、Reading & Writingの実力テストを実施し、到達目標の達成状況を確認している。また、2、3年次の希望者にTOEIC (L & R)を実施し学修成果を確認している。

CP5 「情報処理科目」群の2科目を1年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。

教育課程 「学科共通基礎科目」群の中の「情報処理」の区分に1年次必修の「情報リテラシー」ⅠとⅡを配置している。

CP6 「キャリア系科目」により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。

教育課程 「専門科目」群の「キャリア系」の区分に多彩な授業科目を配置している。これらは、社会を逞しく生き抜くための「がんばり力」と実践力を備えた人材を育成する「イーハトーブ・キャリアプラン」の核となる授業科目である。「キャリア形成論」のⅠ～Ⅲは全員が履修することになっており、「キャリア形成論Ⅱ」の中で行われるインターンシップには、2年生がほぼ全員参加する。

CP7 2年次から「国際経済コース」、「地域政策コース」、「総合政策コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。

教育課程 「専門科目」群の授業科目を「理論経済」、「経済史」、「経済政策」、「財政・金融」、「統計学」、「社会政策」、「経営学」、「経営法学」、「法学」、「情報学」、「地域研究」等の区分に分け、授業科目を1年次から4年次まで、年次別に配置している。必修科目（「経済史Ⅰ・Ⅱ」（1年次）、「ミクロ経済学」「マクロ経済学」または「理論経済学Ⅰ」「理論経済学Ⅱ」（2年次）、「経済政策」または「公共経済学」）を指定し、それ以外の授業科目は現代の社会・経済が抱える多くの諸課題及び学生のニーズに対応した3つの履修コース（国際経済コース、地域政策コース、総合政策コース）に基づいて、選択必修科目と選択科目に分けている。「国際経済コース」では、経済学の基礎理論に加え、金融理論、財政理論、国際金融、国際経済等を体系的に学ぶ。「地域政策コース」では、地域経済・社会の構造等を体系的に学ぶ。「総合政策コース」では、経済学の基礎理論の上に、現代社会・企業活動に欠かすことのできない法律、経営法学等を体系的に学ぶ。

なお、毎年 11 月に専門演習発表会を実施し、発表論文は『富士大学専門演習合同発表論文集』として発行している。

CP8 地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成するという本学の使命に基づき、「地域定住人材育成プログラム」を開設し、地域・環境に関する理解を深めます。

教育課程 「地域定住人材育成プログラム」のゼミ（教養演習、専門基礎演習、専門演習Ⅰ（平成 30(2018)年度は非開講））を配置しているほか、「専門科目」群の「地域研究」の区分に「地域創生論」（岩手県下の首長、地元企業の経営者等が講師を務め地域課題について学ぶ授業科目）、「地域活性化論」、「地域金融論」、「地域経済論」、「六次産業化論」等の授業科目を配置している。

CP9 「専門演習Ⅱ」（4 年次の少人数ゼミ）で、卒業論文の作成を必須とします。

教育課程 「専門科目」群に 4 年次必修「専門演習Ⅱ」を配置している。全員が卒業論文の作成に取り組む。なお、経済学部は、卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置付け、全学科共通の評価基準に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行い、その結果を毎年 3 月の定例教授会（卒業判定会議）で報告している。

【経営法学科】経営法学科については、経済学科と異なる CP7 に関してのみ記述する。

CP7 2 年次から「経営・商学コース」、「法学コース」、「スポーツ経営コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。

教育課程 「経営学系」、「会計学系」、「経営法学系」、「法学系」、「経済学系」、「情報学系」、「スポーツ経営系」等区分から成るの「専門科目」群を、「基礎科目」群、「基幹科目」群、「展開科目」群に分け、1 年次から 4 年次まで年次別に配置し、経営学、会計学、経営法学、法学、経済学、情報学、スポーツ経営学に関する専門的知識を基礎から応用・発展的な内容へと段階的・体系的に学ぶことができる。なお、経営法学科では履修コース（経営・商学コース、法学コース、スポーツ経営コース）を設け、1 年次必修の「基礎科目」群（「経営学概論Ⅰ・Ⅱ」、「簿記原理Ⅰ・Ⅱ（Ⅲ・Ⅳ）」、「法学概論」、「民法（総則）Ⅰ・Ⅱ」、「経済学概論」）に加え、学生の目指す進路に応じて、経営学、会計学、経営法学、法学、スポーツ経営学のうちどの学問分野に重点を置いて学修すべきか、そして、どの授業科目を選択すべきかを履修モデル（カリキュラム表）で示している。

なお、毎年 11 月に専門演習発表会を実施し、発表論文は『富士大学専門演習合同発表論文集』として発行している。

（大学院）

大学院経済・経営システム研究科は前述したカリキュラム・ポリシーに基づき、経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目と専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置している。こうした講義科目と演習科目を体系的に編成することで、受講者は専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨き、自ら問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身に付けることが可能となっ

ている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-2-7】学則別表 (1)

【資料 3-2-8】経済学科カリキュラム表

【資料 3-2-9】経営法学科カリキュラム表

【資料 3-2-10】大学院案内 (平成 29 年度版)

3-2-④ 教養教育の実施

(経済学部)

本学は、「深い教養と総合的な判断力を具えた豊かな人間性を養う」という教育理念のもと、教養教育を重視している。したがって、経済学部 2 学科のほかに、教養教育 (カリキュラム上の「学科共通基礎科目」及び「教養科目」) 担当教員を「教養教育科」として横断的に組織し、「学問の共通的な基盤となる知識・技能等の修得を図るとともに、進展する国際化社会において信頼される、豊かな人間性と、広い視野から物事を考えようとする態度を育てる」という目的のもと教養教育を行っている。

教養教育科の運営については、教養教育科長が責任を持ち、教養教育科長補佐が科長を補佐している。年に 8 回～10 回、会議を行って教育内容、教育方法等について話し合い、教養教育における諸課題の共有化とその改善・解決に努めている。

また、教養教育科はゼミナール方式の少人数授業「教養演習」を中心に、初年次教育を行い、基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図っている。

その他、教養教育科は、毎年 4 月新入生ガイダンス時に実施する数学基礎学力テストの結果に基づき、数学基礎講習 (補習) を前期、週に 1 度 (90 分間) 課外で実施している。学習成果については、毎年、8 月の定例教授会で報告している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-2-11】平成 30 年度副学長、研究科・学科等、附属機関等、委員会等 名簿

【資料 3-2-12】平成 30 年度教養教育科運営計画 (平成 30(2018)年度定例教授会(4 月)資料)

【資料 3-2-13】平成 30 年度新入生学外オリエンテーション (レジメ)

【資料 3-2-14】平成 30 年度初年次セミナーワークブック

【資料 3-2-15】平成 29 年度富士大学教養演習報告 (第 40 集)

【資料 3-2-16】平成 30 年度数学テキスト

【資料 3-2-17】授業公開授業指導案・授業研究会記録

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(経済学部 教育方法開発室)

公開授業と授業研究会が 3 学科 (募集停止した経営情報学科を含む)・1 科で毎学期実施している。平成 30(2018)年度前期、教養教育科の公開授業においては、情報処理実習

室の PC、プロジェクタ、タブレットを活用した AL 型授業が実施された。正面に 2 画面を並べ、メイン画面ではパワーポイントで授業を展開し、サブ画面では質問に対する学生の考えをリアルタイムで表示させ、教師と学生、学生相互の考えを共有する、アクティブ・ラーニング型授業実践が行われた。

また、学生の思考力、文章表現力等、基礎的な力をつけさせるための一環として、前・後期各 1 回ずつ、科目ごとに学生にレポートを提出させることを実施し、今年度前期に実施した調査においては、昨年に比べレポートを課した教員数、レポート総数ともに大きな増加がみられた。

（経済学科）

経済学科では、毎期ごとに公開授業・授業研究会を実施している。その際に、参加教員が、板書における工夫、小テストの実施、小レポートの実施、空欄のある資料の配付など参考になる授業方法について学び、各自の授業に採り入れるようにしている。さらに、学科会議において、IR センターのアンケート調査結果の検討を通じて、予習・復習をやらざるを得ない状況をつくる（試験時にノートの持込を可とすることによって、ノート作成を促す）など、学生の主体的学修を促進するための具体的方策を検討している。

（経営法学科）

FD 委員会が実施している「学生による授業評価アンケート」の評価結果をもとに、各専任教員は、授業内容・方法等の改善のために「授業改善報告書」を作成し、FD 委員会に提出している。さらに本学科では「公開授業」・「授業研究会」を開催し、授業内容・方法等の改善についてピア レビューと、意見の交換を行っている。「学生による授業評価アンケート」の評価結果を真摯に受け止め、PDCA サイクルに従い、その活用を実践している。また FD 委員会及び教育方法開発室との連携の緊密化により、「FD 全員研修会」において各専任教員の授業内容・方法等の改善に効果があった手法等の公開・公表を継続的に行ない、内部質保証の充実に寄与している。

（大学院）

大学院では教授方法の工夫・開発と効果的な実施のために、平成 29(2018)年度から研究指導教員について主担当者と副担当者の配置を行った。院生が修士論文を執筆していく過程で主担当者と意見が相違し、研究の遂行に支障が生じた際には、副担当者からセカンドオピニオンを求めることができる制度である。本大学院では、研究指導教員として主担当者と副担当者を配置し複数の研究指導教員が院生の研究を指導できる体制をとることで、院生は多様な視点から研究テーマへのアプローチが可能となっている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-2-18】平成 30 年度前期公開授業・授業研究会の実施報告（平成 30(2018)年度定例教授会(8 月)議資料）

【資料 3-2-19】平成 30 年度前期各期毎に学生に提出させるレポートについて」（平成 30 年度定例教授会(9 月)資料）

【資料 3-2-20】平成 30 年度経済学科運営計画(平成 30(2018)年度定例教授会(4 月)資料)

【資料 3-2-21】経済学科公開授業・授業研究会報告書(平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料)

【資料 3-2-22】平成 29(2017)年度 FD 全員研修会議事録(写)

【資料 3-2-23】平成 29(2017)年度経営法学科「公開授業」・「授業研究会」議事録(写)

【資料 3-2-24】平成 30(2018)年度経済・経営システム研究科委員会議事録(7 月期)(写)

【資料 3-2-25】文書「平成 30 年度(前期)大学院オフィスアワーの開設について」

【資料 3-2-26】表「平成 30 年度 担当研究指導教員及び研究指導副担当者について」

(2) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

(経済学部)

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成 28 年 3 月 31 日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会)の「過去の答申に基づく各ポリシーの基本的な考え方」によれば、カリキュラム・ポリシーとは「ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針」である。本学経済学部、経済学科・経営法学科のカリキュラム・ポリシーは「教育内容」「教育方法」「教育評価」について言及しているが、どのような教育課程を編成するか、については言及していないので、加筆・修正する。また、「教育評価」は「学修成果の評価」と修正する。

また、カリキュラム編成推進委員会と各学科が中心となり、教育課程がカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成されているか、教員同士の役割分担と連携による組織的教育がなされているか検証し、改善を図っていく。

(教養教育科)

教養教育科が中心となり、以下のとおり教養教育の更なる充実を目指す。

- (i) 幅広く豊かな人間性を育み、変化する現代社会や学生のニーズを適切に捉えとともに、国内外の文化と社会、福祉、環境など、基礎的で広範囲な理解を図るために、今後とも適切な教育課程の編成・改善に努める。
- (ii) 「教養演習」に係る小論文指導やレポート作成の充実を図るとともに、自ら課題を選び、調査・分析し、まとめていくことを通して、思考力や主体的で深い学びの伸長を図れるような指導のあり方を積み重ねていく。
- (iii) 公開授業や授業研究会及び各種研修会への参加を通して、アクティブ・ラーニング型授業のあり方等を研修し、授業の工夫・改善に役立てていく。

(経済学部 教育方法開発室)

FD 委員会・メディア教育委員会・教育方法開発室等、関係機関と連携しながら授業の質の更なる向上を図っていく。特に教室へのノートパソコン、視聴覚機器等の充実を一層図り、学生が意欲的に取り組めるような環境を整備するとともに、タブレットやク

リッকারの導入など、機器を活用しての教育の工夫について研修を深め、アクティブ・ラーニングのための環境整備を一層進めていく。

(経済学科)

学期ごとに実施している公開授業・授業研究会への教員出席数が低迷しており、今後その増加を図る。アクティブ・ラーニング型授業も含めて、公開授業や授業研究会において参考となる事例については、経済学科会議において積極的に検討し、専任教員の授業の工夫・改善に役立てる。

(経営法学科)

本学科では、各教員が授業内容・方法の改善のためにアクティブ・ラーニングなどの手法の導入・採用等の評価を、FD 委員会が実施している「授業評価アンケート」の評価結果をもとに、行っている。評価結果を真摯に受け止め、PDCA サイクルに従い、実践している。今後は、FD 委員会及び教育方法開発室との更なる連携を図り、「FD 全員研修会」において「授業評価アンケート」調査の評価結果から ICT の活用、主体的学修を促す授業内容・方法等の改善や内部質保証の充実を図る。

(大学院)

教授方法の新たな工夫・開発を行うために、特に、研究指導について主担当者と副担当者を配置する仕組みを機能させていく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

(経済学部)

本学経済学部は、学位プログラムごとに、どのような入学者を受け入れ、大学卒業までにどのような能力等を、どのような教育課程によって育成するか、三つのポリシーに示している。さらに、経済学科及び経営法学科は、カリキュラム・ポリシーの中に「教育評価」として学修成果の評価方法を次のように記載している。

CP16 学修行動調査等の学生調査を定期的実施し、学修成果の達成状況を点検・評価します。

CP17 2 年次終了時にアセスメント・テストを実施し、専門知識の修得状況を点検・評価します。

CP18 卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準（ルーブリック）に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

(i) C16 について

A. 学修行動調査

毎年 12 月に学生の学修時間、読書量を調査している。学修時間を増加させるため、平成 29(2017)年度より、全授業のシラバスに授業時間外の学修時間を明示し始めたが、平成 29(2017)年度の調査では、学修時間の増加は見られなかった。

B. 学修・生活に関するアンケート

毎年 10 月に実施している「学修・生活に関するアンケート」の中で「授業・学修」に関する調査を実施している。その結果に基づき、現在、経済学科と経営法学科が改善に取り組もうとしている。1 年生の調査結果（記名式）については、指導に役立てるため、ゼミ生の調査結果をゼミ担当教員に提供している。

C. 学修成果に関する新 2 年生の意識調査

平成 30(2018)年より、4 月の履修ガイダンス時に、1 年間（1 年次）の学修成果に関する調査を、新 2 年生を対象に実施している。調査項目はディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の目標 1～7 である。

D. 学修成果に関する新 3 年生の意識調査

毎年 4 月初めの履修ガイダンス時に、2 年間（1 年次及び 2 年次）の学修成果に関する調査を、新 3 年生を対象に実施している。

平成 26(2014)年～平成 29(2017)年までの調査項目は、旧ディプロマ・ポリシーに基づき、「①文化・社会・自然に関する知識」、「②文化の多様性の理解、国際感覚」、「③外国語によるコミュニケーションスキル（読み、書き、聞き、話す技能）の基礎」、「④日本語によるコミュニケーションスキル（読み、書き、聞き、話す技能）」、「⑤情報リテラシー（情報通信技術を用いて、多様な情報を収集・分析し、活用する技能）」であり、年々、学修成果が上がっていると考える学生が増えていった。

平成 30(2018)年の調査項目は、新ディプロマ・ポリシーに基づき、「①文化、社会、自然に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）」、「②他者の立場や考えを理解し、自分の考えを正確な日本語で論理的にわかりやすく説明できる。」、「③英語または他の外国語で、経済、ビジネス、異文化、地域、環境等に関する文章等を読んで／聞いて理解し、自分の考えを書く／話すことができる。」、「④コンピュータ、情報通信ネットワーク、各種ソフトウェアを利用し、情報の収集・分析、データの作成・整理を行うことができる。」である。

E. 学修成果に関する 4 年生の意識調査

毎年 2 月、卒業論文を作成した学生に、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の達成状況に関する意識調査を実施し、一人ひとりの調査結果と集計結果を定例教授会（卒業判定会議）で報告している。

(ii) C17 について

当初の予定では、今年度末に 2 年生対象のアセスメント・テストを実施し、専門知識の修得状況を点検・評価することになっていたが、学生の専門演習所属が 2 年次から 3 年次に変更となったため、2 年生の専門分野がまだはっきりせず、実施は難しい状況である。

(iii) C18 について

経済学科・経営法学科共通の評価基準（ディプロマ・ポリシーに基づく。）を用い、すべての卒業論文を評価している。一人ひとりの卒業論文の評価結果と集計結果は、定例教授会（卒業判定会議）で報告している。また、集計結果に基づき、各学科が卒業論文の指導等について改善を図ることになっている。

なお、評価基準はルーブリックであるべきだが、現在の評価基準による卒業論文の評価結果が長年にわたり蓄積されているので、過去との比較という観点から、次の認証評価まで、同評価基準を利用する。

(iv) C3 及び C4 について

1 年生全員が 3 級以上の合格を目指し、日本語検定を受験している。

英語については、4 月、7 月、12 月に実力テスト（経済、ビジネス、異文化、地域、環境等に関する Reading、Listening、Reading & Writing）を実施し、到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図っている。また、TOEIC(L&R)の結果（2、3 年生の一部）をもとに授業改善を図っている。

(v) その他

A. PROG テスト

4 月、1 年生（日本人学生全員）に PROG テストを受験させ、入学直後／学修のスタート地点でのディプロマ・ポリシーの「技能」の中の問題解決力と「態度」の目標の達成度を測定した。これは、アドミッション・ポリシーに掲げた、「入学前に身につけておく必要がある」能力、態度の達成状況の再点検でもある。その結果については「キャリア形成論 I」の授業でフィードバックした。2 年後には再度受験させ、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定する予定である。また、授業の改善に役立てるため、FD 全員研修会で、PROG の実施結果に関する講演を行う予定である。

B. 基礎学力テスト（英語・数学・国語）

毎年 4 月、新入生全員に基礎学力テスト（英語・数学・国語）を受験させ、入学直後／学修のスタート地点での三教科の基礎的知識・技能の獲得状況を確認している。英語のテスト結果は習熟度別クラス編成のための資料として、数学のテスト結果はリメディアル教育のための資料として、国語のテスト結果は日本語検定受験に向けた指導のための資料として利用している。このテストは、同時に、アドミッション・ポリシーに掲げた、「入学前に身につけておく必要がある知識・技能」の再点検の役割も果たしている。

C. 一人ひとりの学修状況の把握

平成 29(2017)年度、1 年生の一人ひとりの学修状況（英語、数学、国語の基礎学力テスト、英語の実力テスト、読書量、授業時間外の学修、修得単位、GPA、資格・検定、DP の達成度）をまとめ、指導に役立てるため、ゼミ学生の調査結果をゼミ担当教員に提供した。

D. 就職状況とキャリア教育に関するアンケート

就職状況は、エビデンス集（データ編）【表 2-5】「就職の状況（過去 3 年間）」及び【表 2-6】「卒業後の進路先の状況（前年度実績）」で示したとおりである。キャリアセンターが把握し、適宜、教授会で「就職内定状況」を報告している。また、キャリア教育の成果を検証し、教育内容の改善を図ることを目的に、本学卒業生が勤務する事業所

にアンケート調査を行っている。

(大学院)

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーを踏まえた学修成果の点検については院生に対してアンケートを実施し学修成果の点検を行った。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-3-1】平成 29 年度学修行動調査結果について（平成 29(2016)年度定例教授会(3 月)資料)

【資料 3-3-2】平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（平成 29(2017)年度定例教授会(1 月)資料)

【資料 3-3-3】学修成果に関する学生（新 2 年生・新 3 年生）の意識調査について（平成 29(2017)年定例教授会(6 月)資料)

【資料 3-3-4】卒業論文評価（教員による評価・学生の自己評価）等について（平成 29(2017)年定例教授会(2 月)（卒業判定会議）資料・議事録（写）)

【資料 3-3-5】TOEIC の実施結果について（平成 29(2017)年定例教授会(1 月)資料)

【資料 3-3-6】「平成 29 年度キャリア教育に関するアンケート」の概要報告(平成 30(2016)年 3 月定例教授会議事録・資料(写))

【資料 3-3-7】平成 29(2017)年度経済・経営システム研究科委員会議事録(1 月期) (写)

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(経済学科)

経済学科では、ゼミ担当教員が、成績通知表・長期欠席者調査結果等を利用し、学生一人ひとりの学修状況を点検し、個別に指導を行っている。さらに、4 年生のゼミ「専門演習Ⅱ」で卒業論文の作成を必須とし、共通の評価基準で評価している。その評価結果を次年度の指導に役立てている。

(経営法学科)

経済学部教育課程は、教育課程編成・実施の方針に沿って、体系的に編成されている。本学科では、経営法学科の教育目的に基づいて、3 つのコース別にカリキュラムツリー（履修系統図）が作成・編成されており、それをもとに、学生に対し体系的・組織的に履修が可能となるように提示している。

授業方法・内容等の改善に関しては FD 委員会、教育方法開発室の対応・諸結果に基づき、学修成果の確認・フィードバックを図り（PDCA サイクル）、FD 委員会が主管する諸事業の成果を取入れながら、事業計画等に取り入れ・主要なテーマと位置付け、改善を図っている。

また本学では、卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置付けており、4 年生のゼミ「専門演習Ⅱ」において卒業論文の作成のための指導を行っている。卒業論文の評価と「専

門演習Ⅱ」の評価については IR センターが主管部署となって、平成 24（2012）年から全クラス共通の評価基準を設定し、学修成果の評価を行っている。

卒業論文の評価基準では、ディプロマ・ポリシーに従い、「専門知識」、「問題解決力」、「論理的思考力」等を「卒業時に身につけている能力等」の評価の規準として、5 段階での評価・点数化を行っている。「専門演習Ⅱ」の授業担当教員は、次年度の指導のためのデータとしてその評価結果を活用している。

教育目的の達成状況の点検・評価として更に指摘できるのは、以下の諸点である。

- (i) 学修ポートフォリオ（卒業論文用）の基づく、4 年生による自己評価
- (ii) 態度・志向性の目標に対する 4 年生による自己評価
- (iii) 学修行動調査
- (iv) 学修成果に関する意識調査（新 3 年生）
- (v) 学生による授業評価アンケート

（大学院）

少人数教育であることを活かすため、授業科目担当教員は毎時、受講生とコミュニケーションを密に行うことで学修成果を点検し、受講生の習熟レベルを正確に把握したうえで、次の授業を計画する等、受講生の学修成果を常に授業経営（教育内容や教育方法）にフィードバックさせている。修士論文の指導については、年 2 度行われる学内の論文発表会や学外の学会及び研究会で指摘された研究内容や方法について検討を加えたうえ指導に反映させている。今後は、教育内容・方法及び学修指導等の改善をより高度化していく方策を検討する必要がある。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-3-8】「平成 30 年度経済学科運営計画」（平成 30(2018)年定例教授会(4 月)資料)

【資料 3-3-9】平成 29(2017)年度学生による授業評価アンケート実施要項

【資料 3-3-10】平成 29 年度成績通知表

(2) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

学修成果の点検・評価においては、本学の実態に合わせ、カリキュラム・ポリシーの CP17 及び CP18 を修正する。また、学修成果の点検・評価を確実に改善・向上に繋げていけるような仕組みをつくる。

（経済学科）

現在実施しているさまざまな取組みを継続し、更に学修指導等の改善を図る。

（経営法学科）

「授業評価アンケート」の全体集計をもとに前年同期との比較・分析を行い、数値目標の達成度を個別に分析し、本年度の評価値が劣っている質問事項について、「専門演習

担当者会議」の議題として掲げ、学生の勉学意欲を引き出す努力を払う。

また、本学科で「学修ポートフォリオ」の自己評価をもとに、専門演習担当者会議または全学科会議において分析し、今後の指導に役立たせる。

さらに、学修成果の向上のためには授業を履修し、学修することの意義・意味を自覚してもらう機会を設ける。

（大学院）

大学院として、どのように教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検を実施するのか、学修成果の点検は行っているものの、評価方法の確立までには至っていない。「大学院授業アンケート」「大学院修了者に対する大学院教育・研究環境アンケート」「大学院生に対するアンケート」を継続的に実施し、アンケート結果を分析し改善へフィードバックする仕組みを作る。

【基準 3 の自己評価】

（i）単位認定、卒業認定、修了認定

ディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。また、ディプロマ・ポリシー及び学則、履修規程に従い、単位認定、卒業認定・修了認定を行っている。経済学部は、すべての授業科目のシラバスに到達目標、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標とのかかわり、授業時間外の学修時間を記載し、成績評価基準・方法に従い単位を認定している点で評価できる。

（ii）教育課程及び教授方法

ディプロマ・ポリシーとの一貫性に注意を払い、カリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。また、教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。ただし、経済学科と経営法学科のカリキュラム・ポリシーを一部修正する必要がある。また、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が実施されているか、毎年、検証する必要がある。（たとえば、地域定住人材育成プログラム。）

学科横断的に教養教育科を組織し、明確な責任体制のもと教養教育を実施していることは評価できる。ただし、教養演習での指導方法に偏らないことが大切である。

教育方法開発室を中心に、教授方法の工夫・開発が行っているが、ICTを活用したアクティブ・ラーニングをどのように専門科目の授業に応用するかが今後の課題である。また、「地域定住人材育成プログラム」は地域課題の解決に必要な幅広い知識と実践力を身に付けることになっているので、教育方法開発室、カリキュラム編成推進委員会、各学科が協力して、地域課題の解決に焦点を当てた PBL 型の授業科目を配置する必要がある。

経営法学科が教育目的に基づいてコース別に作成しているカリキュラムツリーについては、授業科目の新設、統廃合を反映させる形で、毎年 3 月に修正する必要がある。

（iii）学修成果の点検・評価

ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果をカリキュラム・ポリシーの「教育評価」に基づき、さまざまな方法で直接的、間接的に点検・評価している。特に卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置付け、総括的評価を行っていることは評価できる。今後は、各

学科が IR センターの提供する学修成果に関する情報を、いかに有効に活用し、教育内容及び教育方法、学修指導等の改善に繋げていくか、ということが重要になる。

大学院は、学修成果の点検・評価結果のフィードバックの方法について検討する必要がある。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の事実の説明及び自己評価

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定については、平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の改正学校教育法により、教授会は意思決定機関ではなく、学長が意思決定を行うにあたり、審議し、意見を述べる機関であると明確化された。この改正を受け、本学では、学則に「学長は、公務をつかさどり、所属職員を統督する。」(第 38 条の 2) と明記するとともに、関連規則等の改正を行い、それまで教授会を審議機関・意思決定機関であるとしていた点を改めた。理事会との関係でいえば、寄附行為第 17 条及び「理事会業務委任規則」により、「あらかじめ評議員会に付議しなければならない事項その他重要事項」以外の事項の決定については、一旦、理事長に委任され、そのうち本学の教育研究に関する事項の決定について、学長に復委任されている。また、「学校法人富士大学・富士大学組織規程」第 7 条に、「教育研究事項についての決定権限は、学長に属する旨明記している。

このような学長権限を行使し、リーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を次のとおり採っている。④学長の職務を助け、命を受けて公務をつかさどる副学長を置いている(学則第 38 条の 2 第 2 項)。副学長は、その主な職務として、教育改革担当、研究・社会貢献担当という担当を持ち、また、各自、付属機関や委員会等の統括を任されている。なお、学則上、役職名の明記はないが、学則第 38 条第 2 項「前項の他、副学長、・・・、その他必要な職員を置くことができる。」に従い、学長職務の補佐役として、学長補佐を置き、学長の特命事項を遂行している。⑤教育研究事項についての決定権限の行使を補佐する学長直轄組織を置いている。これは、教務委員会、学生委員会、キャリア委員会、入試委員会、広報・ホームページ委員会など 12 の委員会等である。(これらの委員会は、教授会が決定機関と位置付けられていたときは、教授会の下の特設委員会であった。)⑥これらの直轄組織のうち、教務委員会、学生委員会、キャリア委員会、入試委員会、広報委員会の委員長は、教務部、学生部、キャリアセンター、入試部、広報部の部長を兼ねており、事務組織が、学長のリーダーシップの発揮を補佐している。(また、他の委員会についても、教務部等の事務組織が事務局となっているケースがある。)⑦当然のことながら、学長のリーダーシップを発揮するためには、事務組織の補佐は、欠かせないものである。⑧その他、法人・管理部門と教学部門を跨る全学組織も、学長のリーダーシップを発揮する有力な補佐体制を担っている。全学組織としては、経営方針企画立案・連絡調整委員会、IR センター、地域連携推進センター、スポーツ振興アカデミー、異文化交流センター、自己点検・評価委員会、教員評価委員会、外部資金獲得委員会、コンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント防止委員会と様々な問題に対応

するために、組織されている。

教授会の位置づけについては、先にも述べたとおりであるが、学則上、「教授会は、教育研究に関する事項を審議する。なお、「審議する。」とは、論議・検討することであり、富士大学としての決定を行うものではない。」と明記した（第 39 条第 2 項）。また、教授会に意見を聴くことを必要とする事項については、改正学校教育法に明記されている入学、卒業及び課程の終了、学位の授与について学則第 39 条第 3 項に定め、その他の事項については、平成 27 年 11 月 4 日付「教授会の意見を聴くことが必要な事項（学長決定）」により、あらかじめ定め、規程集に載せて周知している。教授会開催の事務担当は、常にこの決定に従い、教授会の意見聴取の必要性を判断している。（大学院研究科委員会の位置づけも教授会と同様であり、大学院学則の規定及び平成 27 年 11 月 4 日付学長決定に拠っている。）

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

富士大学の教育研究に関する意思決定の権限は、全て学長にある。意思決定は教授会等の意見を聴き（事項によっては聴かないこともある。）、学長が決定を行っているため、学内での権限の分散は行っていない。（本学が小規模大学である点も、権限の分散を行っていない一つの要因である。）従って、教育研究事項に関する責任は全て学長が負うことになる。ただし、資金の収支を伴う業務については、理事長にその権限が留保されており（理事会業務委任規則第 4 条但書）、また、理事会が決定すべき事項について、学長に権限がないことは、言うまでもない。

富士大学は、その使命・目的及び教育目的達成のため、学部・学科・大学院研究科を置き、学部・学科・大学院研究科がその役割を果たせるように、全学組織、学長直轄組織、事務組織などを置いて、それらの組織が機能するように教学マネジメントを構築している。具体的には、学長のリーダーシップの下、学長の指示に従い、調査・研究を行い、各種改革の実施、問題への対応・解決等を図っている。これらの過程では、学長からの指示によるもののみではなく、幹部教職員のほか一般の教職員からの進言によるものも含まれる。そして、その意思決定過程においては、事務組織での調査・検討・原案作成、委員会等での論議・修正案の作成、運営委員会での意見聴取、教授会での審議・意見聴取等を経て、学長の意思決定に至る。この過程が、教学マネジメントである。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行のために、職員の役割は、組織規程に明確に定められており、また、その役割を果たす職員については、適切な職員を各組織に配置している。ただし、本学は小規模組織であり、また、昨今の大学の業務の多様化のため、兼務とせざるを得ない面がある。

本学では、全学組織及び学長直轄組織への職員の配置を行っており、その専門性により、機能を発揮している。なお、教授会の下にある唯一の専門委員会である「入学者選抜委員会」（学校教育法施行規則第 143 条第 2 項に定める「専門委員会の議決をもって教授会の議決とする」場合に置くもの。）のメンバーは基本的に教員であるが、職員がアドミッション・オフィサーに任命され、入学者選抜委員会に出席し、その選抜方法・過

程について評価し、意見を述べる権限が与えられている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 4-1-1】学則

【資料 4-1-2】寄附行為

【資料 4-1-3】理事会業務委任規則

【資料 4-1-4】学校法人富士大学・富士大学組織規程

【資料 4-1-5】学長直轄組織である委員会等の規程

【資料 4-1-6】全学組織である委員会等の規程

【資料 4-1-7】平成 27 年 11 月 4 日付「教授会の意見を聴くことが必要な事項（学長決定）」

【資料 4-1-8】組織図（ホームページ）

【資料 4-1-9】平成 30 年度 富士大学組織図

【資料 4-1-10】平成 30 年度 副学長、研究科・学科等、附属機関等、委員会等 名簿

【資料 4-1-11】「経営方針企画立案・連絡調整委員会」（平成 30 年 6 月 27 日）議事録(写)
（事務職員の発言）

【資料 4-1-12】アドミッション・オフィサー規程

（2）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制、組織、権限と責任等教学マネジメントを構築してはいるが、昨今の大学業務の多様化と業務量の増大に対して、完全に対応できていない面がある。人員の増加を期待できない、むしろ人員削減の要請がある中で、教職員の SD 活動の活発化により、教職員一人ひとりの能力を高め、教学マネジメントを強化し、その機能を最大限発揮できるようにしていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4-2 の事実の説明及び自己評価

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
（経済学部）

（i）教員の確保と配置

エビデンス集（データ編）【共通基礎様式 1】「教員組織 学士課程」に示すとおり、経済学部の専任教員数は 41 人で、大学設置基準上の必要専任教員数 32 人を上回っている。本学は、その 41 人の教員を、経済学部及び各学科の教育目的に基づき、主要科目に専任教員を配置する形で、経済学科、経営法学科（、経営情報学科）に分属させている。教養教育担当の教員については、学生数も考慮しながら、各学科に分属させると同時に、学科横断的な教養教育科にも所属させている。

平成 26(2014)年度の認証評価の評価報告書では、「経済学部においては専任教員の年齢構成に偏りが見られるため、専任教員の年齢別構成に配慮した採用人事等の工夫が望まれる。」という参考意見をいただいた。平成 30(2018)年 5 月 1 日時点の専任教員の平均年齢は 56.7 歳で、前回の認証評価時(61.2 歳)から改善されている。なお、兼任教員数は 66 人である。「地域創生論」、「女子学生のためのキャリア形成論」、「スポーツ医学」等でオムニバス型授業が行われているため、人数が多くなっている。

(ii) 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任については、「富士大学教育職員の採用・昇任の方針」で、その方針を示し、「採用・昇任の実際については、富士大学教育職員採用規則および富士大学教育職員昇任規則に定めるところに従うものとする。」としている。

A. 教員の採用

教員の採用については、「富士大学就業規則」第 4 条と「富士大学教育職員採用規則」に従って行っている。まず、候補者を公募または推薦によって決定する。次に学長が資格審査委員 3 人を選び、候補者の資格審査に当たらせる。資格審査委員は審査結果を文書で学長に報告する。学長は審査結果を教授会（教授のみで構成される教授会。富士大学教授会規則第 3 条第 3 項。以下同じ。）に提示し、意見を聴いて、採用可としたときは理事長に内申する。理事長は、その内申に基づき採用の可否を決定する。

なお、「富士大学における教員の任期に関する規程」により、1 年～3 年の任期を定めて教員を任用することもできる。

B. 教員の昇任

教員の昇任については「富士大学教育職員昇任規則」に基づき、学長が資格審査員 3 人を選定し、審査に当たらせる。資格審査員は同規則第 3 条に定めるとおり、当該教員の「教職歴」、「学会および社会における活動」、「賞罰」、「教育研究業績」、「教育研究上の指導能力および人物評価」について審査する。資格審査員は審査結果を文書で学長に報告する。学長は資格審査員による審査結果を教授会に提示し、意見を聴いて昇任可と判断したときは、理事長に内申する。理事長は、その内申に基づき昇任の可否を決定する。

なお、昇任基準は「教育職員昇任規則」第 4 条に次のように定めている。

- (a) 准教授については、本学において専任講師として 3 年以上の教歴を有し、その間著書、研究論文、学会発表等 3 件以上あり、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (b) 教授については、本学において専任准教授（助教授を含む）として 5 年以上の教歴を有し、その間著書、研究論文、学会発表等 3 件以上あり、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (c) 体育については、上記の教歴に加え、社会体育に相当な貢献があり教育能力があると認められる者

(大学院)

(i) 教員の確保と配置

エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】に示すとおり、大学院経済・経営

システム研究科の教員は、研究指導教員 8 人、研究指導補助教員 2 人、合計 10 人が確保されており、大学院設置基準上必要な研究指導教員数 5 人、研究指導教員及び研究指導補助教員の合計数 9 人を満たしている。大学院の教員は、厳格な資格審査を経て選任されて研究科に配置されており、それぞれの専攻に応じて、研究指導又はその補助を行うとともに、講義科目を担当している。なお、10 人の教員の専任兼任の別は、全て兼担である。

(ii) 教員の採用・昇任等

A. 大学院の教員の採用については、次のとおり行っており、適切に運用している。

① 大学院専任教員の採用は、次の区分で行われる。

- a. 本大学院設置に際し、大学院設置審議会において「〇合」又は「合」の資格判定を得た者（経済学部専任教員の中から選任）
- b. 研究科委員会の資格審査を経て選任された者（経済学部専任教員の中から選任）
- c. 客員教授（「富士大学客員教授規程」に基づく選任）

② 研究指導教員の選任は、次のとおり行われる。

- a. ①の a. のうち「〇合」の判定を受けた者
- b. ①の b. の者のうち「富士大学大学院 研究指導教員の資格および認定に関する規程」に基づき研究指導教員の資格があることを認定された者
- c. 客員教授（「富士大学客員教授規程」に基づき、研究指導に当たることが適当であると認定されている。）

B. 教員の昇任

大学院担当の専任准教授以下の昇任については、学部での昇任に従う。専任教授及び客員教授についての昇任はない。

◇エビデンス集 資料編

【資料 4-2-1】 富士大学客員教授規程

【資料 4-2-2】 富士大学教授会規則

【資料 4-2-3】 富士大学における教員の任期に関する規程

【資料 4-2-4】 富士大学教育職員昇任規則

【資料 4-2-5】 富士大学大学院専任教員の選任に関する内規

【資料 4-2-6】 富士大学大学院研究指導教員の資格および認定に関する規程

【資料 4-2-7】 富士大学大学院客員教授規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(経済学部)

(i) 教員評価

平成 29(2017)年 8 月に「富士大学教員評価委員会規程」を制定し、平成 30(2018)年度より、教員の教育研究等の活動に係る評価を実施することになった。現在、「富士大学教員評価指針」に基づき、教員が「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理・運営」の各領域の重み付け申告書を提出するところまで終了している。

(ii) FD

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を、教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的活動と理解し、活動を継続してきた。ディプロマ・ポリシーと「富士大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規則」に基づき、また「教育方法開発室」をはじめ、各学科・教養教育科とともに協働しながら、FD 活動を実施している。

FD については、平成 12(2010)年から、「自己点検・評価委員会」の下部組織である「自己評価推進委員会（後に「自己点検実施小委員会」へ名称変更）」が実施してきたが、その後、「FD プロジェクト委員会」として独立し、「FD 委員会」へと名称を変えつつ、継続して実施している。

FD 活動は、以下の手法により、授業内容・方法の改善・向上を図っている。

A. 「授業評価アンケート」の実施及び「授業改善報告書」の作成

各教員は、「学生による授業評価アンケート実施要項」及び「学生による授業評価アンケート実施要領」に基づき、毎期 1 教員 3 科目について「授業評価アンケート」を実施している。平成 17(2005)年度前期以来、26 期連続で対象専任教員が対象科目に対して 100%実施している。FD 委員会は、科目ごとに各設問（評価項目）について、5 点満点の評価平均点を算出するとともに、全体集計を行う。各教員は、自分の評価結果と全体平均との比較や、自分の評価項目のなかでの比較を行うなどして、原因分析を行い、「授業改善報告書」を作成して、授業の改善を図っている（PDCA サイクルの活用。）。なお、平成 24(2012)年度から毎期、たとえば、アクティブ・ラーニングの授業への取り入れなど重点実施事項を設け、その取組状況と成果についても、「授業改善報告書」に記載している。

また、授業評価アンケートの集計結果は、授業科目毎に、ホームページ上で公開している。

B. 「公開授業」及び「授業研究会」の実施

授業を他の教員に聴講してもらう「公開授業」と、「公開授業」を聴講した教員にその授業の内容・方法等について意見を述べてもらう「授業研究会」を各学科・教養教育科ごとに前・後期に各 1 回実施している。

C. 「FD 全員研修会」の実施

「公開授業」・「授業研究会」は、授業時間が重なっているなどして、聴講できない教員もいることから、「全員研修会」において、専任教員全員が出席して（公務等の場合は除外。）、「公開授業」担当者が発表を行うほか、授業内容・方法の改善方策等の FD 活動に関する研究発表などを行っている。平成 30(2018)年度は「ICT を活用した AL 型授業実践例」についての発表があった。

D. その他

「新任教員研修会」の実施、「教員研究業績等報告書」の作成、「いわて高等教育コンソーシアム」FD・SD 連携推進委員会主催の研修会への参加などを行っている。平成 30(2018)年度の「新任教員研修会」においては本学の視聴覚関係の機器の整備状況とアクティブ・ラーニング型授業について研修を深めた。

（経済学科）

経済学科では、学期ごとに公開授業・授業研究会を実施し、教授方法の工夫・改善に取り組んでいる。

（経営法学科）

FD 委員会が主管している「授業評価アンケート」の実施結果・全体集計及び各教員の評価点に基づき、「授業改善報告書」を作成している。そこでは毎期、たとえば、アクティブ・ラーニングの授業への取入れなど重点実施事項を設け、その取組状況と成果を記述し、授業内容・方法等の改善を行っている。また授業内容・方法等の質的側面の確保のために、「公開授業」・「授業研究会」の参加・研究会への出席を推奨している。

（大学院）

大学院では教育内容・方法等を改善し工夫し開発するために、FD 活動を積極的に進めている。一つ目は、毎年度 1 名の大学院教員が公開授業を行い、他の大学院教員が聴講している。公開授業終了後には授業研究会を行い、教育内容・方法等について大学院担当教員で議論する場を設け、授業の改善に役立てている。二つ目は、FD 活動の理解を深めるために、他大学院の教員が執筆した FD に関する学術論文を大学院担当教員の全員が読んで理解を図り、さらに、報告書を提出することとしている。三つ目は、これまで大学認証評価に関わった経験を有する教員が大学院における FD に関する講演を行い、大学院での FD の認識を教員間で共有する取組みを行っている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 4-2-8】 富士大学 FD（ファカルティ・デベロップメント）委員会規則

【資料 4-2-9】 平成 29(2017)年度 FD 全員研修会議事録(写)

【資料 4-2-10】 平成 29(2017)年度学生による授業評価アンケート実施要項

【資料 4-2-11】 平成 28(2016)年度学生による授業評価アンケート実施要領

【資料 4-2-12】 平成 29(2017)年度教養教育科「授業研究会」記録（平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料）

【資料 4-2-13】 平成 29（2017）年度「授業改善報告書」（藤原忠雄）

【資料 4-2-14】 平成 30 年度経済学科運営計画（平成 30(2018)年定例教授会(4 月)資料）

【資料 4-2-15】 平成 29（2017）年度経済学科 公開授業・授業研究会 報告書（平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料）

【資料 4-2-16】 平成 29（2017）年度経営法学科「授業研究会」記録（平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料）

【資料 4-2-17】 平成 29（2017）年度「授業改善報告書」（経営法学科）

【資料 4-2-18】 文書資料「第 2 回全学 FD・SD セミナー：メンターシップについて学ぶー教育力向上、職員力向上のためにー」

【資料 4-2-19】 大学院 FD 資料

【資料 4-2-20】 「平成 30 年 7 月 17 日」（平成 30(2018)年度大学院 FD 実施の資料）

(2) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

(i) 教員の配置等

教育目的を達成するため、大学の将来を展望し、今後も専門分野、年齢等を考慮しながら、「富士大学教育職員の採用・昇任の方針」、「富士大学教育職員採用規則」、「富士大学における教員の任期に関する規程」に従って教員を採用し配置するとともに、「富士大学教育職員昇任規則」に則り適切な昇任を行う。

(ii) FD

平成 30(2018)年から次のとおり改善を図っており、その継続実施を図っていく。

- A. 「授業評価アンケート」は、従来、原則として 1 回の授業のみを評価していたが、今年度からは、1 学期を通した授業内容について評価することを明確化する。
- B. 「魅力的な授業」の推進を図る。具体的には、「わかりやすい授業」、「丁寧な授業」、「面白い授業」を心掛けることにより、学生にとって魅力的な授業にしていく。

C. 数値目標を設定する。

・「授業評価アンケート」の実施及び「授業改善報告書」の作成、「公開授業」及び「授業研究会」の実施、「FD 全員研修会」の実施、「新任教員研修会」の実施、「教員研究業績等報告書」の作成、「いわて高等教育コンソーシアム」FD・SD 連携推進委員会主催の研修会への参加について、実施率 100%を目標とする。

・「授業評価アンケート」の授業に関する 13 の設問について、5 点満点評価の総平均値が前年同期を上回るか、13 の設問のうち過半数の項目（7 項目以上）の評価平均値が前年同期を上回るか、何れかの達成を目標とする。

(iii) 教育方法開発室

アクティブ・ラーニングは、教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称であるが、外的活動だけでは「活動あって学びなし」となる恐れもあることから、外的活動だけではなく内的活動における深まりも加えた「ディープ・アクティブラーニング」を目指して行く。

（経済学科）

毎期実施している公開授業・授業研究会への教員出席数が低迷しており、今後その増加を図る。

（経営法学科）

FD 委員会の計画に基づき、経営法学科としては、「魅力的な授業」を達成すべく、以下の 2 点を掲げる。

- (i) アクティブ・ラーニングの方法等の改善を図り、学生の積極的学修の支援を行う。
- (ii) 学生の受講動機の明確化や受講姿勢の向上に努める。

（大学院）

FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発は、これまで実施したところであるが、今後も継続させることで、効果を上げていく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の事実の説明及び自己評価

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は従来から SD に取り組んできたが、平成 29(2017)年 4 月の大学設置基準の改正により、「その職員（事務職員のほか、教員、学長等執行部を含む）が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修の機会を設ける」ことになったことを受け、更なる充実を図るべく下記④～⑥の取組みを実施してきた。また、文科省からの指摘もあり、④～⑥の従来の研修会に加え、学内の研究者を対象に

毎年「研究活動上の不正防止に関する研修会」を実施していく。

- ④ 「学校法人決算説明・研修会」（全員研修会）
- ⑤ 「学校法人の決算書の読み方・財務分析」（全員研修会）
- ⑥ 日本私立大学協会の各種協議会・研究会・研修会への参加（協議等の内容に係る業務に従事する教職員）
- ⑦ 日本私立大学協会東北支部事務研修会への参加（初任・中堅事務職員）
- ⑧ その他の機関による各種研修会への参加（当該業務に関連する教員、管理職、中堅事務職員）
- ⑨ ④～⑧の研修を受けた者による伝達講習会
- ⑩ その他下記のテーマを取り上げた学内研修会
 - (a) 教学マネジメント（質の向上を図る組織的な取組み）
 - (b) 大学改革に関するもの
 - (c) 業務領域の知見獲得に関するもの

◇エビデンス集 資料編

【資料 4-3-1】 上記④～⑩の開催案内・出欠表・研修会記録

(2) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

上記の取組みを更に充実させていくが、特に⑩については、次期管理職候補の中堅事務職員を外部の研修に積極的に参加させ、研鑽を積ませる。また、教職員を問わず、学外に本学の SD に相応しいテーマがあれば、積極的に参加させていく

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の事実の説明及び自己評価

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

(i) ネットワーク環境、ICT機器の充実

研究活動を支援するため、安全性、利便性に配慮したネットワーク環境を構築し、学内すべての教員研究室、大学院共同研究室、ラーニングコモンズにネットワークを敷設し、コンピュータを設置している。教室へのICT機器導入も進めており、多人数教室から少人数教室までさまざまな規模の教室にプロジェクタや大型ディスプレイ等の機器を整備し、学会や研究会を開催できる環境を整えている。インターネットへの接続は、「SINET」経路と「民間プロバイダー」経路の2経路とし、ネットワークトラブルのリスク軽減に努めている。また、UTMやウイルス対策サーバの設置をはじめとしたハードウェアの整備に加え、定例教授会での連絡や全教職員への配信メールでセキュリティ強化の周知を図るなど、ネットワークの安全性に配慮した運営を行っている。さらに、クラウドサービスとして「Microsoft Office 365 Education」を利用しており電子メールや予定表、ドキュメントに対し、PC、タブレット、スマートフォンなどさまざまなデバイスから、いつでも、どこからでも安全にアクセスできる環境を整備している。

(ii) 図書館

大学図書館において約20万点の蔵書のほか、日経バリューサーチをはじめとした各種データベースを提供し教員等への研究支援を行っている。また、総合目録データベース（NACSIS- CAT）、図書館間相互貸借サービス（NACSIS-ILL）による学術情報の提供に努めている。

(iii) 研究時間

「教育職員授業担当内規」の第2条に、教育職員が担当する授業の責任担当時間を1週間当たり6コマ（外国語、情報処理、体育を担当する教育職員は7コマ）と定め、研究時間を確保している。

(iv) 研究室

専任の教員に研究室を貸与している。

(v) 大学院共同研究室

大学院では大学院開設当初より大学院生が研究を自主的に進めるために大学院共同研究室を設けている。この部屋については教育研究機器としてコンピュータ12台、プリンター2台、プロジェクタを1台、スクリーン1脚が用意されている。院生はこうした備品を利用しながら、日々の授業の準備、修士論文の作成を行っている。また、この研究室における教育研究機器については毎年度、大学院研究科委員会の中で設備計画を立案し設備更新を実施している。

(vi) 会計学スタディー・ルーム

富士大学は学部学生、特に職業会計人を目指す学生、会計学や税法を学ぼうとする学生に、コンピュータとプリンターを設置した会計学スタディー・ルームを提供し、学修を支援している。教員が日商簿記検定や全経簿記検定等の受験指導をする際にもこの部屋を利用している。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 4-4-1】 教育職員授業担当内規
- 【資料 4-4-2】 研究室の使用基準
- 【資料4-4-3】 大学院共同研究室の利用について（2018年度富士大学大学院履修要項）
- 【資料4-4-4】 「会計学スタディー・ルーム」専用教室の利用について
- 【資料4-4-5】 平成29年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（平成29(2017)年度定例教授会(1月)資料）
- 【資料4-4-6】 平成29年度大学院生に対するアンケート・集計結果

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

(i) 研究倫理

研究倫理を遵守した適切な研究活動が行われるよう、「富士大学研究倫理規程」、「富士大学研究者行動規範」及び「富士大学研究費管理運営規程」を定めている。また、研究活動の不正行為等に関する学内外からの通報に対しては、最高管理責任者（学長）の指揮のもと、「富士大学 研究活動の不正行為及び不正使用に係る通報処理に関する規程」に従い対処することになっている。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 4-4-7】 富士大学研究倫理規程
- 【資料 4-4-8】 富士大学研究者行動規範
- 【資料 4-4-9】 富士大学研究費管理運営規程
- 【資料4-4-10】 富士大学研究活動の不正行為及び不正使用に係る通報処理に関する規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(i) 研究助成費

「富士大学研究助成費取扱規則」、「富士大学研究助成費内規」により、教員の教育研究活動のための研究助成費について定めている。研究助成費は、「表 4-4-1 研究助成費」に示すとおりである。ただし、過去3年間、研究業績がない教員については、研究助成費のうち図書費の額を100,000円としている。なお、図書費のうち5万円を供出して個人研究費では購入できない高額図書、高額資料等の購入に充て、教育研究活動を支援している。

表 4-4-1 研究助成費

(i) 図書費	年額 350,000円（うち供出分50,000円）
(ii) 備品費	年額 100,000円
(iii) 消耗品費	年額 50,000円
(iv) 旅費	年額 100,000円

(ii) 科研費とその他の研究支援（研究支援室、教務部等の人的支援を含む）

快適な研究環境を整備するために、研究支援室では科学研究費補助金の導入を奨励している。教務部、経理課の協力の下、研究計画書の作成や提出方法に関するガイダンス（科学研究費補助金申請説明会）を毎年 10 月に実施している。科学研究費補助金が不採択だった研究課題に対しては「富士大学研究支援・特別研究費助成規則」により研究費を支援することで教員の研究活動が継続的に進める環境を提供し、科学研究費補助金の申請率及び採択率の向上を図っている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 4-4-11】富士大学研究助成費取扱規則

【資料 4-4-12】富士大学研究助成費内規

【資料 4-4-13】富士大学ホームページ（富士大学における「研究費の不正行為及び不正使用」の取組みについて）

【資料 4-4-14】科学研究費補助金申請説明会資料

【資料 4-4-15】富士大学研究支援・特別研究費助成規則

(2) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境に関する満足度調査については、大学院で実施しているほか、学部生に対しては、学修（教育）環境の満足度調査を実施している。今後は、教員の満足度調査を実施し、研究環境の改善・向上を図る。

【基準 4 の自己評価】

(i) 教学マネジメント

「評価基準」の「本基準の趣旨」に基づく教学マネジメントについては、概ね構築されている。

(ii) 教員の配置・職能開発、職員の研修

教員の採用・昇任等を規則に従って行い、必要な専任教員を確保している。FD・SD を組織的に実施している。教員評価も今年度より開始した。

(iii) 研究支援

適切に行われている。ただし、研究環境に関する教員の満足度調査を行う必要がある。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の事実の説明及び自己評価

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人富士大学は、従来より、教育基本法、学校教育法、私立学校法その他の法令及び寄附行為を遵守して、規律を守り誠実に経営を行ってきたところであるが、平成 26(2014)年 4 月改正の私立学校法に、「理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。」と明記されたことを契機に、学校法人富士大学理事会は、経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した。

組織倫理・規律に関する規定については、寄附行為、学則、大学院学則が最上位規定として定められている。そして、最終意思決定機関である理事会関係については、「理事会業務委任規則」「学校法人富士大学常勤理事会内規」が定められ、理事会の下にある組織に関しては、法人・管理部門と教学部門との意思疎通・連携を図るための「富士大学運営委員会規程」が定められているほか、「学校法人富士大学・富士大学組織規程」には、法人・管理部門と教学に跨る“全学組織”、教学組織としての“学長直轄組織（委員会等）”・“教授会とその下にある専門委員会”及び事務組織である“法人部”・“大学事務局”に関する規定が置かれ、組織運営の基本事項を定めている。これらの規程・規則に基づき、適切に大学運営が行われている。

また、組織運営を担う教職員の行動倫理については、「富士大学倫理要綱」及び「富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程」に「法令・学内諸規則等を遵守する」旨が規定され、「就業規則」においても「諸規則遵守」の旨が定められており、誠実に実行されている。

法令遵守については、コンプライアンス・内部監査室（平成 29(2017)年度までは、コンプライアンス・監査担当部長）を設置して推進を図っている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 5-1-1】学校法人富士大学 経営の基本方針

【資料 5-1-2】学校法人富士大学寄附行為

【資料 5-1-3】富士大学学則

【資料 5-1-4】富士大学大学院学則

【資料 5-1-5】理事会業務委任規則

【資料 5-1-6】学校法人常勤理事会内規

【資料 5-1-7】富士大学運営委員会規程

【資料 5-1-8】学校法人富士大学・富士大学組織規程

【資料 5-1-9】全学組織の「規程・規則」

【資料 5-1-10】学長直轄組織（委員会等）規則

【資料 5-1-11】 教授会規則

【資料 5-1-12】 入学者選抜委員会規則（教授会の下にある委員会）

【資料 5-1-13】 富士大学倫理要綱

【資料 5-1-14】 富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、使命・目的の実現のために必要な財務基盤の充実に係る平成24(2012)年度以降5年間の財務中期計画を立て、平成25(2013)年度からは、それに加え「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」を実行に移した。中期目標・中期計画の内容は、④教育に関する目標、⑤研究に関する目標、⑥地域社会への貢献に関する目標、⑦自己点検・評価に関する目標について具体的目標を中期目標として設定し、「目標を達成するためにとるべき措置」を項目ごとに中期計画として設定するものである。その後、平成27(2015)年度には、法人全体の中長期経営計画を6ヵ年の経営改善計画として立案し直し、その中の教学改革として6ヵ年の「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」を取り入れた。平成29(2017)年度で3年を経過したが、計画をほぼ実行に移している状況である。

年度ごとには、経営改善計画に従い、事業計画を策定し、当年度の計画として、使命・目的を実現するための施策を挙げてきた。また、毎年度の事業報告書においては、法人の概要の冒頭に、建学の精神、大学の使命、大学・大学院の目的、教育目的、三つのポリシー等を掲載するとともに、事業の概要において、使命・目的の実現のための施策の実施状況を記載してきた。

さらに、各委員会・各部局等においては、年度初めに、部門別運営計画を立て、その実行を図り、年度の終わりに、部門別運営実績報告を行うことで、使命・目的の実現への継続的努力を行ってきている。

以上のとおり継続的努力を十分に行っている。

◇エビデンス集 資料編

【資料5-1-15】「学校法人富士大学 経営改善計画 平成27年度～32年度（6ヵ年）」及び「毎年の進捗状況確認」の内の富士大学中期目標・中期計画の部分

【資料 5-1-16】 事業計画書（最新のもの）（平成 30(2018)年度）

【資料 5-1-17】 事業報告書（最新のもの）（平成 29(2017)年度）

【資料 5-1-18】 部門別運営計画（平成 30(2018)年度）

【資料 5-1-19】 部門別運営実績（平成 29(2017)年度）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(i) 環境保全への配慮について

環境保全への配慮として、CO₂削減や省エネルギー対策に取り組んでいる。省エネルギー対策として、④使用しない部屋等の消灯励行、⑤教室使用時の点灯の工夫、⑥室温を28度以上に設定（夏季）、⑦気温の状況に応じた集中冷房のボイラー稼働時間の調節（短縮）、⑧教職員のクールビズ、を実施している。また、本学は寒冷地にあるため、冬

場の暖房は欠かせないものであるが、ボイラー（ガス・灯油）による集中暖房時間を短縮し（稼働は電気によるため節電にもなる）、時間外は必要な部屋の個別暖房に切り替えることにより、省エネルギーを図っている。

また、本学では、平成 28(2016)年 12 月に、森林資源を燃料としたバイオマス発電の電力供給に切り替え経費の節減に努めている。

さらに、健康増進法の定めにより、分煙措置（建物内禁煙）を講じており、これにより、教室や事務室は受動喫煙の被害がない良好な環境が保たれている。

(ii) 人権への配慮について

倫理要綱の「3. 人権の尊重」において「本学教職員は、研究・教育、その他すべての活動の実践に際し、個人の人権を尊重し、プライバシーを侵害することのないよう十分配慮しなければならない。」と規定し、人権の尊重を義務付けている。具体的問題としては、個人情報保護の保護や各種のハラスメント行為の問題がある。個人情報保護の問題については、「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護方針」、「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程」、「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程運用規則」、「個人情報保護に関する外部委託管理規則」、「富士大学個人情報保護委員会規則」などを定めて対応している。また、各種のハラスメント行為については、「富士大学ハラスメント防止規則」を定めて、ハラスメント行為の防止に取り組んでいる。また、個人情報保護、ハラスメント行為の防止のいずれについても、「富士大学就業規則」の服務規定で、諸規則の遵守のほか、①職務上知り得た情報の持ち出し、漏洩の禁止（個人情報の保護）、②職務上の権限超越・濫用による専断的行為（パワー・ハラスメント）の禁止、③性的言動による嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の禁止などの規定を置き、人事上の懲戒の対象にもなるとして、抑止を図っている。

その他、公益通報者（学内の法令違反行為について相談・通報をしてきた者）を保護する制度については、「学校法人富士大学及び富士大学公益通報者保護規程」を定め、対応している。

(iii) 安全への配慮について

大学が遭遇する主な危機としては、火災、地震などの災害が想定される。したがって、災害対策こそが、危機管理であると考えている。特に、巨大地震を想定して行うべき事前の備えと、災害発生時に実践できるように、危機への対応技術と知識を習得しておくことが重要である。また、どんな時期や時間帯に発生するものか予測できないことから、授業中や深夜、寮生の避難や救急措置について、十分な対策と訓練が必要である。そこで、消防法に基づき、火災、大規模地震、その他の災害に対する人命の安全、被害の軽減などを図るために、「富士大学防火・防災管理規程」及び「富士大学自衛消防活動運営規則」を定め「防火・防災対策委員会」を組織して対応している。また、防火・防災の取り組みでは、より機動性を高めるために、学内に自衛消防組織を編成し、災害発生時における通報連絡、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護、搬出等が確実に実行できるように体制を整えている。日常的な防火・防災対策としては、施設ごとに防火・防災担当（正・副）責任者及び火元責任者等を配置し、防火・防災に係る業務の執行を通じて防止に努めている。万一、重大な災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、速やかに被害の想定及び被害の規模・程度等の把握に努め、災害対策を発令

して事態の対応に当たることになっている。 防火・防災対策委員会では、大規模災害の発生に備えて、学生及び全教職員が参加する防火・防災訓練を、毎年実施している。また、本学施設は、大規模災害時における地域住民の安全確保と地域防災機能の強化を図るために、花巻市との間に「災害時における避難場所に関する協定」を締結し、安全で安心な「まちづくり」に向けて取り組むことになっている。

また、学生や教職員に対する危険や健康障害を防止することも、危機管理である。そこで、学生や教職員の安全確保と健康の維持増進を図るために、「富士大学安全衛生管理規程」及び「富士大学安全衛生委員会規則」を定め、安全衛生に係る管理体制を明確にし、危険や健康障害の防止に努めている。具体的活動としては、毎月1回「安全衛生委員会」を開催し、委員持回りによる巡回点検の報告や学生と教職員の安全確保及び健康の維持増進に必要な事項の審議を行い、その内容を理事長に上申している。また、安全衛生委員会では、安全衛生に関する事項（危険個所の洗出し、新型インフルエンザ対策など）について把握し、改善に努めている。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 5-1-20】 学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護方針
- 【資料 5-1-21】 学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程
- 【資料 5-1-22】 学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程運用規則
- 【資料 5-1-23】 個人情報保護に関する外部委託管理規則
- 【資料 5-1-24】 富士大学個人情報保護委員会規則
- 【資料 5-1-25】 富士大学ハラスメント防止規則
- 【資料 5-1-26】 学校法人富士大学及び富士大学公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-27】 富士大学防火・防災管理規程
- 【資料 5-1-28】 富士大学自衛消防活動運営規則
- 【資料 5-1-29】 災害時における避難場所に関する協定
- 【資料 5-1-30】 富士大学安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-31】 富士大学安全衛生委員会規則

(2) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については十分に維持されているので、今後も継続していく。

使命・目的の実現へ向けての継続的な努力を図っているが、実現すれば更に高いレベルの実現を目指して努力していく。

環境保全、人権、安全の配慮については、経費の節減に配慮しつつ、教職員の意識を更に高めていく。

5-2 理事会の機能 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の事実の説明及び自己評価

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(i) 理事会の体制、意思決定機能の発揮、理事会の運営

理事会は、寄附行為第 16 条において法人の業務を最高決する機関とされ、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在常勤（内部）理事 6 人（理事長、学長、教授 3 人、事務職員 1 人）、非常勤（外部）理事 6 人の 12 人で構成されている。特に、理事会の機能を強化する目的と大学の使命・目的である教育研究を推進するために、教学部門の意向を適切に反映させ、管理部門と教学部門の連携強化を図るために、教授 4 人（学長を含む）を入れている。

寄附行為第 13 条により各理事に代表権はなく、法人の代表権は、理事長のみに与えられている。理事長は、法令及び寄附行為に規定する職務を行い、法人の業務を総理し、学校法人の管理・運営の最高責任者と位置付けられている。

学校法人の業務は、理事会で決定し、理事会の議事は、法令及び寄附行為に別段の定めがない限り、出席理事の過半数で決定される（寄附行為第 16 条第 1 項）。理事会の運営については、招集、定足数、議長、審議、決議等が、寄附行為第 16 条の定めに従って、適切に行われている。

定例理事会は、原則として、毎年度 5 月と 3 月の年 2 回開催され（あらかじめ評議員会の意見を聞く事項がある場合は、同日に複数回開催）、その他必要に応じて臨時理事会が、年 1 回以上開催される。3 月の定例理事会では、翌年度の事業計画、予算等が、あらかじめ評議員会の意見を聞いて付議される。5 月の定例理事会では、決算、事業報告等が付議される。事業計画の実施の確認は事業報告によりなされるが、監事が、年 6 回の監査法人の監査に同席して、業務監査・会計監査を行う際に、事業計画の進捗状況を監査して、事業計画の確実な執行を図っている。

(ii) 理事の選任

理事の選任については、寄附行為第 6 条の規定に基づき行われている。第 1 項第 1 号の「富士大学学長」は、「富士大学学長選考規程」に従って先行された者が理事となる。第 2 号の「評議員のうちから評議員会において選任した者」については、評議員会を開催して選任する。第 3 号の「前二号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任した者」については、第 1 号及び第 2 号理事の理事会を開催して選任する。なお、第 2 号理事と第 3 号理事の定員には、それぞれ 3 人以上 4 人以内、6 人以上 9 人以内という幅があるが、理事全体の定数 11 人以上 13 人以内に収まるよう適切に選任されている。（理事数の範囲については【資料 5-2-4】で説明している。）

(iii) 理事の出席状況、欠席時の取扱い

過去 3 年間の理事会の出席状況は、【資料 5-2-5】に示すとおりである。外部理事が 6 人（現員 12 人の半数）で、理事会は休日に行うことを原則としているためか、外部理事が所用により欠席することがあり、実出席率（＝実出席者／理事数）は変動が激しく、70%を下回る理事会が 17 回中 3 回あった。

この実出席率が低いときでも、議事内容を十分に検討のうえ議決権の行使ができるように、「議決権行使書」による議決権の行使を制度化している。これは、理事が理事会を欠席するときにおいては、寄附行為第 16 条第 10 号の「前号の場合（欠席の場合）において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」という規定に従って取扱うもので、欠席通知があった理事には、意思決

定を行うために必要な参考書類を付して、それを検討のうえ、議決権行使を行ってもらっており、理事会審議の実質化が図られている。

(iv) 機動的な意思決定のための仕組み

法人が機動的な意思決定を行うために、以下の仕組み（制度）を設けている。

A. 理事会業務の委任

寄附行為第17条（業務の決定の委任）の規定によると、「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。」とされている。この規定に基き、理事会は、「理事会業務委任規則」を制定している。「理事会業務委任規則」では、理事会が決定する事項を明記し、それ以外の業務については、理事長に委任することとし、理事長に委任された業務のうちの教育・研究に関する業務を、学長に復委任することとしている。これにより、理事会の開催回数が少ないことを補い、「常勤理事会」や「運営委員会」の機能を利用して機動的・戦略的な意思決定が可能になっている。

B. 常勤理事会

大学業務の円滑な運営を図るため、「学校法人富士大学常勤理事会内規」により常勤理事会を設置している。常勤理事会は、大学に勤務する常勤の理事をもって構成し、原則として、毎月1回定例会議を開催しているほか、必要ある場合は臨時に開催している。審議事項は、①理事会及び評議員会に提案する議題に関する事項、②大学の事業計画に関する事項、③大学の組織及び管理運営に関する事項、④その他あらかじめ理事会が委任した事項であり、出席者の全員一致をもって可決としている。また、この常勤理事会は、「理事会業務委任規則」により、理事長に委任された業務の決定を補佐する機能も有しており、機動的・戦略的な意思決定の一助となっている。

C. 運営委員会

運営委員会には複数の機能があるが、その第1は、大学全体の企画・運営・管理に関し、理事長の諮問に応じまたは理事長に意見を具申する機能である。運営委員会は、この機能に基づき、「理事会業務委任規則」により理事長に委任された業務の決定を補佐する機能があり、機動的・戦略的な意思決定の一助となっている。また、運営委員会は、法人・管理部門と教学部門との意思疎通・連携を図る機能も有しており、大学の使命・目的の達成に向けて、機動的・戦略的な意思決定と施策の実行がスムーズにできる体制となっている。

◇エビデンス集 資料編

【資料5-2-1】学校法人富士大学寄附行為

【資料5-2-2】学校法人富士大学理事名簿

【資料5-2-3】富士大学学長選考規程

【資料5-2-4】第1号～第3号理事の各最小・最大人数の合計が理事数の最小・最大人数と合わない理由についての説明

【資料5-2-5】学校法人富士大学理事会出席状況（過去3年間）

【資料5-2-6】理事会業務委任規則

【資料5-2-7】学校法人富士大学常勤理事会内規

【資料5-2-8】 富士大学運営委員会規程

(2) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会の出席状況は、外部理事が半数を占めているため、各理事が自分の所用により出席できない状況が重なった場合、実出席率が悪くなる事態が生じている。実質的な審議参加ができない点を補うため、寄附行為を改正して、書面による議決権の行使制度を導入した。この制度を活用しつつ、実出席率の向上を図っていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の事実の説明及び自己評価

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

(i) 法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携

法人及び大学各管理運営機関は、以下のとおりの意思疎通と連携を取り、意思決定の円滑化を果たしている。

- A. 運営委員会は、理事長、常勤理事、大学事務部局の長（法人・管理部門）と、学長、副学長、各学科・附属機関の長、各委員会の委員長（教学部門）が構成員となっており、「富士大学運営委員会規程」第2条第2号に定める「法人・管理部門と教学部門の意思疎通を図る機能」を果たしている。
- B. 「学校法人富士大学・富士大学 組織規程」第22条に定める全学組織は、法人と大学又は教学組織と事務組織にまたがる組織であり、教員と職員がそのメンバーになっており、全学に関係する事項についての意思疎通と連携を図っている。
- C. 大学事務部局の長のうち、教務部長、学生部長、キャリアセンター長、入試部長、広報部長、図書館長を教学関係者（教授）としており（「学校法人富士大学・富士大学 組織規程」第11条）、教授が管理部門の長と教学部門の長を兼ねることによって、意思の相互伝達が可能となっている。
- D. 各種委員会等は、学長の直轄組織となっており、そのメンバーには、教員のみならず関係部署の事務職員も加わっており、教学部門と事務部門の意思疎通が図られている。
- E. 現在、唯一の「教授会の下にある専門委員会」である「入学者選抜委員会」（学校教育法施行規則第143条第2項に定める「専門委員会の議決をもって教授会の議決とする」場合に置くもの。）のメンバーは教員限られるが、職員がアドミッション・オフィサーに任命され、入学者選抜委員会に出席し、その選抜方法・過程について評価し、意見を述べる権限が与えられている。ここでも、教学部門と管理部門の意思疎通が果たされている。
- G. 教授会には、各事務部局の代表者がオブザーバーとして出席し、教授会での審議事項（学長の決定事項をふくむ。）、報告事項、連絡事項を把握し、各部局に伝達する体制を整えている。また、「事務局会議」を開催し、事務局で実施すべき事項についての徹底を図っている。

◇エビデンス集 資料編

【資料5-3-1】 富士大学組織図（学校法人富士大学を含む）

【資料5-3-2】 富士大学運営委員会規程

【資料5-3-3】 学校法人富士大学・富士大学 組織規程

【資料5-3-4】 アドミッション・オフィサー規程

【資料5-3-5】 富士大学事務局会議運営規則

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(i) 法人内の相互チェック

A. 理事会には、理事12人中、非常勤（外部）理事が6人いるため、外部（富士大学の教職員以外の者）からのチェックが働いている。

B. 理事会には、教員理事が4人（学長を含む）いるため、大学の教学部門からのチェックが働いている。

C. 監事は、寄附行為第7条に基づき、「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任」している。監事は、寄附行為第15条により、法人の業務の監査及び財産の状況の監査を行い、監査報告書を理事会及び評議員会に報告している。

なお、過去3年間の監事の理事会・評議員会への出席状況については、【資料5-3-9】のとおりである。監事の相次ぐ辞任により、平成28(2016)年9月と12月の理事会・評議員会への出席率が低下した点を除けば、出席率は100%である。また、監事は、監査法人による会計監査に同席し、財産の状況の監査の職務を遂行するとともに、法人及び大学の業務監査も行っており、平成27(2015)年度後期からは、監査実施報告書を理事長宛に提出するようになっている（【資料5-3-9】）。また、監事は、平成教授29(2017)年後期より、教授会に出席して、教学事項に関する業務監査を遂行している（【資料5-3-11】）。

監事の職務執行の支援については、コンプライアンス・内部監査室が、内部監査を行っており、支援組織としてなっている。その他、監事は、監査において各担当部署に直接聴取することができるように運用しており、監査執行の支援している。

D. 評議員会は、学校法人に置かれている合議制の諮問機関であり、寄附行為第19条に基づいて適切に運営されている。評議員会は、寄附行為第21条の各号に掲げる事項について、理事長にあらかじめ意見を述べるほか、寄附行為第22条に基づき「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する」など、チェック機能を果たしている。評議員の選任については、㉔富士大学の学長、㉕この法人の職員（学長を除く）で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者10人、㉖富士大学（奥州大学を含む）を卒業した者（大学院修了者を含む）で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者5人、㉗学識経験者のうちから、理事会において選任した者11人、合計27人で構成され、その選任は所定の手続に従い適切に行われている。

なお、過去3年間の評議員の評議員会への出席状況は、【資料5-3-11】のとおり、80%を超え、良好である。また、評議員が評議員会を欠席した場合は、前述した理事会と同様に「議決権行使書」による議決権の行使を制度化している。

(ii)大学内の相互チェック

- A. 前記 5-3-①で述べた部門間の意思疎通が、相互チェックの機能を果たしている。
- B. 業務執行における稟議書が、関係各部署に合議され、総務・統括部長、総合企画部長及び事務局長を経由することにより、チェック機能が働いている。また、稟議書は、コンプライアンス・内部監査室長にも回覧され、コンプライアンス及び内部監査の点からチェックされている。
- C. 平成 25(2013)年度からコンプライアンス・監査担当部長、平成 30(2018)年度からはポンプライアンス・内部監査室を置いており（「学校法人富士大学・富士大学 組織規程」第 5 条第 2 項、第 11 条第 6 項）、法人・管理部門及び教学部門全体のチェック機能を果たしている。

(iii)教職員の提案などをくみ上げる仕組み

A. 稟議制度

所掌部の担当者が、理事長に対し発案し、決裁等を求める制度として稟議制度が定められている。これは、正に、担当者の提案をくみ上げる制度である。ただし、その提案の妥当性については、担当部署の上長の承認及び関係部署への合議を経て検証された上で、理事長の決裁に至る。なお、稟議書の種類によって、理事長決裁又は学長決裁の別がある。ただし、すべての稟議書は、理事長・学長に回覧されるので、理事長・学長の押印があれば、両者が承認していることになる。なお、教育・研究に係る事項や教員に係る事項については、教員も起案することもできる。

- B. 教員からの提案は、所属する学科会議や各委員会等で発案することができる。提案が学科会議や各委員会等で採用されれば、運営委員会で審議され、教授会で審議され、教授会の賛成意見を聴いて、学長が決定することになる。職員も教職協働により、各委員会等のメンバーになっているので、同じように提案することができる。

また、職員からの提案は、事務局会議や各部署内の会議等の場で、発案されることがある。この場合、良い提案であれば、稟議起案や関係委員会への提案を通じて、実現化への道が開かれることになる。

- C. 制度化はされていないが、教員及び職員からの提案は、理事長も学長も大歓迎であり、理事長室及び学長室の門戸は常に開かれている。理事長も学長も、教員、事務職員からの提案について、よく説明を聴き、良い提案であれば、その実現に向けて、手続を進めるように、関係部署に指示を出すことにしている。

◇エビデンス集 資料編

【資料5-3-6】学校法人富士大学寄附行為

【資料5-3-7】平成29年度監査報告書

【資料5-3-8】平成29年度監査実施報告書

【資料5-3-9】監事の理事会評議員会 出席状況

【資料5-3-10】公認会計士（監査法人）監査実施状況及び監事の同席状況（過去3年間）

【資料5-3-11】 監事の教授会出席状況

【資料5-3-12】 評議員の評議員会への出席状況（過去3年間）

【資料5-3-13】 稟議書用紙

(2) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

円滑な意思決定を図る体制が整備され、機関相互チェック体制も整っているが、各教職員が、自分の担当や所属部署の立場でのみ行動し発言している傾向があるので、より広い視野に立って業務を遂行し、意思決定の円滑化及び相互チェックの機能性を高めていく。

5-4 財務基盤と収支 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の事実の説明及び自己評価

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学の中長期計画は、平成24(2012)年度以降5年間の財務中期計画と、平成25(2013)年度からの使命・目的を達成するための「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」の2つが策定されていた。その後、平成27(2015)年度に至り、法人の財務運営と大学の使命・目的の達成や定員確保の相互の関連性に鑑み、大学（教学）を含む法人全体の中長期経営計画を6ヵ年の経営改善計画として策定し直した。

平成 27(2015)年度以降 3 ヶ年が経過し、勘定科目間の入り繰りはあるが、以下のように、計画はほぼ着実に達成されている。(A) 資金収支計算書関係：④ 翌年度繰越支払資金；平成 27 年度計画対比+11 百万円、平成 28 年度計画対比+86 百万円、平成 29 年度計画対比+82 百万円（計画達成）。⑤ 支払資金の前年度対比増減：平成 27 年度 21 百万円減、平成 28 年度 39 百万円増、平成 29 年度 91 百万円増。(B) 事業活動収支計算書関係（事業活動収支計算書の各収支差額については支出超過であるが、収支を改善し、計画最終年度には収入超過を計画している。）：① 教育活動収支差額及び経常収支差額；平成 27 年度計画対比+85+百万円、平成 28 年度計画対比+9 百万円（以上計画達成）、平成 29 年度は計画対比△0.3 百万円（未達）。同収支差額の前年度対比増減（平成 27 年度からの数値につき、平成 27 年度の前年度対比増減額は算定できず）；平成 28 年度 1 百万円増加、平成 29 年度 64 百万円増加。② 事業活動収支差額；平成 27 年度計画対比+101 百万円、平成 28 年度計画対比+27 百万円、平成 29 年度計画対比+9 百万円（計画達成）。同収支差額の前年度対比増加額；平成 27 年度 8 百万円増加、平成 28 年度 8 百万円増加、平成 29 年度 64 百万円増加。

以上のとおり、計画策定後 3 年が経過したが、計画値を超えるキャッシュフローの確保・増加を果たし、事業活動収支関係の各収支差額については、ほぼ計画を上回り、前年度対比確実に良化し、計画最終年度収入超過達成の目処が立ちつつある。

◇エビデンス集 資料編

【資料 5-4-1】 学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）

平成 27(2015)年 9 月 19 日理事会決定

【資料 5-4-2】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
（追加）平成 28(2016)年 3 月 19 日理事会決定

【資料 5-4-3】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
進捗状況の確認 平成 28(2016)年 5 月 21 日理事会承認

【資料 5-4-4】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 28(2016)年 9 月 17 日理事会決定

【資料 5-4-5】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
（追加）平成 29(2017)年 3 月 18 日理事会決定

【資料 5-4-6】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
進捗状況の確認 平成 29(2017)年 5 月 20 日理事会承認

【資料 5-4-7】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 29(2017)年 9 月 16 日理事会決定

【資料 5-4-8】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
（追加）平成 30(2018)年 3 月 21 日理事会決定

【資料 5-4-9】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）
進捗状況の確認 平成 30(2018)年 5 月 26 日理事会承認

【資料 5-4-10】「学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）」
の平成 30 年度～平成 32 年度計画の修正

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(i) 過去 5 ヶ年度の資金収支は、翌年度繰越支払資金を安定的に 7 億円以上確保しており、安定している。平成 27(2015)年度に 726 百万円にまで落込んだが、その後増加傾向となり、平成 29(2017)年度には 856 百万円と 8 億円台半ばまで増加している。

(ii) 事業活動収支については、教育活動収支、経常収支、事業活動収支いずれも、支出超過が続いているが、平成 29(2017)年度には、各収支のマイナス幅が前年度対比約半分に減少している。

(iii) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」によると、経営状態は以下のとおりとなる。

A. 教育活動資金収支差額が 3 か年のうち 2 か年以上赤字である・・・いいえ（3 か年とも黒字）

B. 外部負債を約定年数又は 10 年以内に返済できない・・・いいえ（平成 29(2017)年度の返済年数は、0.008 年であり、十分に返済可能である。）

C. 修正前受金保有率 100%未満・・・いいえ（平成 29(2017)年度は、209.7%である。）

D. 経常収支差額が 3 か年のうち 2 か年以上赤字である・・・はい

以上の判定により、本学の経営状態は、イエローゾーン・レッドゾーン（B1～D3）に入らず、B0（ニュートラル状態）にある。

(iv) 財務基盤についてみると、資産の中で教育研究を継続するために必要な固定資産は、その全額が純資産（＝基本金+繰越収支差額）で賄われている。このことは、固定比率が 93.3%と、平成 28(2016)年度大学法人全体の 100.4%に対し良好な数値を示している

ことから判る。また、純資産構成比率は 83.5%であり、平成 28(2016)年度の大学法人全体の平均値 85.6%に対し 2.1%ポイント下回っているが、548 法人中 400 番以内に入っており、財務基盤の安定性に不安があるとはいえない状態である。

なお、財務基盤を見るうえでの目安になる財務比率については、エビデンス集（データ編）【表 5-3】「事業活動収支関係比率（法人全体のもの）（過去 3 年間）」及び【表 5-7】「貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 3 年間）」に記載しているが、平成 29(2017)年度決算の数値を『平成 29 年度版 今日の私学財政』に記載されている大学法人全体、同規模法人及び東北ブロックの平均値（平成 28(2016)年度数値。自己点検評価書作成日現在平成 29(2017)年度数値は未公表）と比較すると、以下のとおりである。

A. 事業活動収支計算書関係比率（優劣を付けられる 15 の比率を比較）

- (a) 大学法人全体平均値と比較すると、優れている比率 7 項目、劣っている比率 8 項目である。
- (b) 同規模法人平均値と比較すると、優れている比率 11 項目、劣っている比率 4 項目である。
- (c) 東北ブロック平均値と比較すると、優れている比率 8 項目、劣っている比率 6 項目、同等の比率 1 項目である。

B. 貸借対照表関係比率（優劣を付けられる 19 の比率を比較）

- (a) 大学法人全体・同規模法人・東北ブロックの平均値の何れと比較しても、優れている比率 6 項目、劣っている比率 13 項目である。

このことから、事業活動収支計算書関係比率は、大学法人全体と比較すると若干劣っているが、同規模法人や東北ブロックの法人と比較すると優れており、ほぼ平均的であるといえる。しかし、貸借対照表関係比率については、本学は劣っているということになる。これは、前回の自己点検評価時（平成 26(2014)年）には、（比較した比率が 14 であったが）大学法人全体との比較で、優れている比率 9 項目、劣っている比率 5 項目であったことと比べると、貸借対照表関係に表れた財務状況は悪化しているといえる。この要因を見てみると、東日本大震災の直後は、入学者は減ったものの大きな減少ではなかったが、平成 26(2014)年度から 3 年間入学者数が 160 人前後と低迷したことが積み積もって、貸借対照表関係の財務比率を悪化させていったものと考えられる。平成 29(2017)年度から 2 年連続入学定員を充足していることにより、貸借対照表関係財務比率は今後徐々に改善していくものと考えられる。

(v) 外部資金の導入

- A. 経常費補助金の獲得、特に、特別補助の獲得に努めており、補助金比率は 21.0%、経常補助金比率は 21.5%と良好な状況にある。
- B. 寄付金については、開学 50 周年事業に向けて、寄付金比率が 2%を超えることがあったが、現在は、1%台に落ちている。ホームページ上に、寄付金募集のページを設け、寄付金増大に努めているところである。
- C. 資産運用収入については、現在の超低金利の下、リスクを取っても大した利息収入は見込めないため、殆どを預金で運用している。偶に、残存期間が短い債券が市場に出る場合があるが、この場合は、発行体の信用リスクを見つつ、利息収入と償還差額を勘案して、メリットがあれば購入するという運用をしている。

◇エビデンス集 資料編

【資料5-4-11】翌年度繰越支払資金、経常収支差額・同比率、事業活動収支差額・同比率

【資料5-4-12】定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

【資料5-4-13】「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」判定資料

【資料5-4-14】財務比率の大学法人全体・同規模法人・東北ブロック平均との比較

(2) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

(i) 平成 27(2015)年度～平成 32(2020)年度までの経営改善計画で立てた数値目標（キャッシュフローの確保及び経常収支・事業活動収支の収入超過化の達成に努める。

(ii) 財務諸比率の良化を図る。

(iii) 以上の達成のために、入学定員充足を継続するとともに、経費の節減を図る。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の事実の説明及び自己評価

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準（平成 27(2015)年度以降は、改正学校法人会計基準）及び寄附行為に従い適切に行われている。会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、公認会計士に随時、質問・相談し、回答・指導を受けて、適切な対応をしている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、辻・本郷監査法人（平成 28(2016)年度決算までは、本郷公認会計士事務所。法人化により業務引継。）に委嘱しており、年間 6 日間実施される（年間 6 日間の会計監査は、本学程度の小規模学校法人では、必要にして十分な日数である）。また、監査日以外でも、公認会計士に随時、質問・相談を行い、都度適切な指導・助言を受けているので、監査の適正化・効率化が図られている。なお、会計監査人の監査報告は、直近会計年度（平成 29(2017)年度）まで、すべて「適正」意見である。

監事による監査は、業務監査と会計監査が行われている。なお、本法人の監事 2 人は両名とも外部監事である。業務監査について、監事は、監査計画を立て、原則として会計監査の日程に合わせ、監査法人と同席して会計監査を行うとともに、業務監査を行っている。また、理事会、評議員会に出席し、随時来学して、理事や担当者と面談し、業務執行状況について説明を受けるほか、特に、教学関係については、平成 29(2017)年度から、教授会に出席することにより、教学関係事項に重点を置いた監査を行っている。

内部監査については、平成 25(2013)年度から、コンプライアンス・監査担当部長を置き、内部監査業務を担当していたが、平成 30(2018)年度からは、同部長の退職により、コンプライアンス・内部監査室を設置し、内部監査を実施している。

◇エビデンス集 資料編

【資料5-5-1】公認会計士（監査法人）監査実施状況（過去5年度決算分）

【資料5-5-2】監事の監査計画書（平成27(2017)年度以降）

【資料5-5-3】監事の監査実施報告書（監査報告書ではない）

(2) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

(i) 現在の会計処理は（学校法人会計基準改正後においても）適切になされており、これを継続していく。

(ii) 公認会計士（監査法人）監査、監事監査とも、適切に行われており、これを継続していく。内部監査については、コンプライアンス・内部監査室により、適切に実施していく。

【基準5の自己評価】

(i) 経営の規律と誠実性

経営の規律と誠実性は維持されている。使命・目的の達成に向けた継続的努力がなされている。また、環境保全、人権、安全への配慮がなされている。

(ii) 理事会の機能

使命・目的の達成に向けて意思決定ができています。

(iii) 管理運営の円滑化と相互チェック

法人及び大学の管理運営は円滑に行われており、相互チェックの機能も働いている。

(iv) 財務基盤と収支

中期計画に基づき、適切に財務運営がなされている。また、安定した財務基盤の確立と収支のバランスの確保に努めている。

(v) 会計

会計処理は適切になされている。また、公認会計士（監査法人）監査、監事監査とも、適切に行われている。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の事実の説明及び自己評価

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証を目的とした恒常的な組織は整備されていない。前回の自己点検・評価（認証評価）後は、運営委員会が中心となり「評価報告書」の「改善を要する点」及び「参考意見」の改善に取り組んだ。現在は、IR センターが各種調査の集計・分析結果を提示し、各学科、各部署に改善を依頼する形をとっている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 6-1-1】平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査結果に基づく改善のお願い

(2) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証委員会を設置する。または、「富士大学自己点検・評価委員会規程」を改正するとともに「内部質保証の方針」を策定し、自己点検・評価委員会を中心に内部質保証に取り組む。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の事実の説明及び自己評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のため、自己点検・評価委員会が、中期目標・中期計画に従い、エビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を行い、結果をホームページで公表している。また、中期目標・中期計画の単年度の自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 6-2-1】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）

【資料 6-2-2】富士大学ホームページ（自己点検評価書）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教育の改善、学生支援及び評価活動の支援のための情報提供を行う組織として、IR センターを設置している。その具体的な業務は、アセスメント・テストとしての PROG テスト実施と分析結果の報告、学修成果に関する意識調査の実施と集計・分析結果の報告、卒業論文の評価（一人ひとりの評価）の収集と集計・分析結果の報告、学修・生活

に関するアンケート調査（学修支援、授業・学修、学生生活全般、学修環境についての満足度調査）の実施と集計・分析結果の報告、学修行動調査（学修時間等）実施と集計・分析結果の報告、キャリア教育に関するアンケート（卒業生の就業状況調査）実施と集計・分析結果の報告、大学への入学志願動向に関するアンケート調査の実施と集計・分析結果の報告、学生一人ひとりの学修状況（入学時から卒業時まで）に関する情報の収集とゼミ担当教員への情報提供であり、教育の内部質保証のためのデータの収集・分析を担っている。

なお、IR センターは、センター長、副センター長のほか、教務部長、学生部長、キャリアセンター長、総務・統括部長、及び教務部、学生部、キャリアセンターの最上位職の職員、専任の事務職員（兼務）等から成るので、一部、分散型の IR として機能している。たとえば、学生の成績については教務部が、就職についてはキャリアセンターが情報を管理しており、IR センターが学生の情報を一元的に管理しているわけではない。また、学修行動調査（学修時間等）、キャリア教育に関するアンケート（卒業生の就業状況調査）、大学への入学志願動向に関するアンケート調査については、それぞれ教務部長、キャリアセンター長、入試部長が中心となり、実施している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 6-2-3】富士大学 IR センター規則

【資料 6-2-4】平成 29 年度 IR センター運営実績（平成 30(2018)年 3 月定例教授会資料）

【資料 6-2-5】平成 30 年度 IR センター運営計画（平成 30(2018)年 4 月定例教授会資料）

(2) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

中期目標・中期計画の「自己点検・評価」の項目を一部変更して、2020 年度に再度、全学的な自己点検・評価を実施し、今回の「改善・向上方策」に基づき、改善が図られたかどうか点検する。

今後、教育プログラムの有効性を検証するため、学生の入学から卒業後までの状況を分析し、学生の学修成果を把握する必要があるため、IR センターの人員を増強する等により、その機能を強化する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の事実の説明及び自己評価

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（経済学科）

経済学科では、年度末にその年度の運営実績に基づき、次年度の経済学科の運営計画を策定する。それぞれの項目について、前年度実績から改善点を踏まえ簡単な説明を加え、運営委員会及び教授会で報告し、了承されるという手続きを経る（なお、運営委員

会で修正意見等があれば、教授会までに修正する)。

この運営計画に基づき、学科所属の教員は教育研究活動を行っている。なお、カリキュラムの変更等については、カリキュラム編成推進委員会、教務委員会の審議を受け、実施している。

教育の質保証の取組みとして、まず、IR センター長からの「学修・生活に関するアンケート調査結果（学修支援、授業・学修）に基づく改善のお願い」により、シラバス利用の促進、予習・復習時間の増加策、「授業・学修」の自由記述について、学科会議で検討し、授業の改善・向上に活かしている。さらに、卒業論文については、それを4年間の学修の集大成として位置付け、学修ポートフォリオ、卒業論文作成に際してゼミ生指導を適切に行うと同時に、必要に応じて学科会議において意見交換を行っている。加えて、専門演習合同発表会を11月に実施している。こうした機会を通じて、学生の研究成果を教員間で共有している。

なお、出席不良の学生や成績不良の学生に対しては、教員間・関係部署と連携しながら、長期欠席調査や成績通知表に基づき、ゼミにおいて個別に指導している。

教員の研究活動については、毎期ごと公開授業・授業研究会を実施し、教員間で意見交換を行う。その報告書はFD委員長より教授会で報告され、経済学科所属教員のみならず全教員の授業の改善に役立てている。さらに、各教員の個々の研究能力の一層の向上及び研究成果の更なる向上を図る一環として、教員の科研費の応募数の増加を要請している。なお、各教員の研究業績については、半期ごとにFD委員会へ報告している（それを通じて、大学ホームページ上に更新・公開されている）。

以上の教育研究活動について、年度末には、経済学科 運営実績を作成する。それを運営委員会で報告し、了承されるという手続きを経る。その上で、運営委員会での質疑を踏まえ必要な修正があれば修正し、教授会に、資料として提出し、経済学科の教育研究活動について全学に周知する。

（経営法学科）

平成 19(2007)年度に受審した認証評価のあと、「実地調査で指摘・指導された案件の対応策（案）、各基準の「将来計画」に対する実行（案）」を作成して、改善する努力をした。また平成 26(2014)年度に受審した認証評価において本学科では「専門科目」として「経営・商学コース」、「法学コース」、「スポーツ経営コース」の3つの「履修コース」制に基づき基礎から応用へと段階性・体系性を重視したカリキュラム編成となっていることを報告したが、更に全講義科目において受講生に対し、「レポート」の作成・提出を求めている。1年生からの研究成果の発表（「教養演習発表会」）、4年生の卒業論文の公表の機会として「専門演習発表会」を毎年11月に開催して、その研究成果を公表する機会を設けている。

以下において平成 29(2017)年度経営法学科に関する内部質保証に関する主な改善例を挙げる。

- (i) 授業科目において評価基準の明確化・採点基準の厳格適応
- (ii) FD 全員研修会の実施
- (iii) 研究科長・学科長等連絡会の適宜開催

- (iv) 学生による「授業評価アンケート」調査の実施
- (v) 経営法学科専門演習担当者会議・経営法学科全体会議の開催
- (vi) 専門演習発表会の開催

(経済学部)

(i) 三つのポリシーを起点とする教育の質保証

教育プログラムレベルにおいて、毎年、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標を、カリキュラム・ポリシーに基づき、学修成果に関する意識調査（学修ポートフォリオの自己評価シート、成長実感等）、学修・生活に関するアンケート調査（学習経験、学習意欲等）、学修行動調査、資格・検定、卒業論文等により点検・評価し、目標達成のための体系的で組織的な教育がうまくいっているか検証している。ただし、改善・向上に結び付いているとはいえない。また、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程（教育内容・方法）が実施されているか、アドミッション・ポリシーに沿って入学者を受け入れているか、検証がなされていない。

授業レベルでは、授業評価アンケートの実施と授業改善報告書の作成、公開授業と授業研究会の開催、FD 全員研修会の開催等により、改善・向上を図る仕組みができています。ただし、教育プログラムレベルでの検証結果が授業レベルの改善に反映されていない。

(ii) 中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

毎年、中期目標・中期計画の単年度の計画の達成状況を自己点検・評価し、その結果に基づき次年度の部門別「事業計画」を立てることにより、中長期的な計画を踏まえた大学運営がなされている。また、学修支援、学生生活全般、学修（教育）環境については学生の満足度調査を実施し、その結果を改善・向上に繋げる努力をしている。

(大学院)

今年度の認証評価を実施した大学の評価書を待って、今後検討する。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 6-3-1】平成 29 年度学修・生活アンケート調査結果（学修支援、授業・学修）に基づく改善のお願い
- 【資料 6-3-2】平成 30 年度経済学科運営計画（平成 30(2018)年 4 月定例教授会資料）
- 【資料 6-3-3】平成 29 年度「選ばれる大学を目指すためのカリキュラム編成アクションプランⅣ」
- 【資料 6-3-4】平成 29 年度経済学科運営実績（平成 29(2017)年定例教授会(3 月)資料）
- 【資料 6-3-5】平成 29 年度授業科目のシラバス
- 【資料 6-3-6】平成 29 年度 FD 全員研修会の実施について（平成 29(2017)年度定例教授会(8 月)議事録(写)）
- 【資料 6-3-7】平成 29 年度 FD 全員研修会の実施について（平成 29(2017)年度定例教授会(9 月)議事録(写)）
- 【資料 6-3-8】平成 29 年度経営法学科専門演習担当者会議・経営法学科全体会議議事録

(写)

【資料 6-3-9】経営法学科公開授業・授業研究会議事録(写)

【資料 6-3-10】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）の平成 29 年度の自己点検・評価（平成 30(2018)年度年理事会(5 月)資料)

(2) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学科）

経済学科での教育研究活動に関する経済学科会議での議論は、経済学科所属の教員では共有できている。今後は、必要に応じて教授会で、経済学科での対応・改善策について報告し、全学で共有していく。

（経営法学科）

内部質保証の一環としてゼミ制度の改革を実行する。「選ばれる大学」に相応しい質的側面を強化する。大学生としての専門知識を身に付け、社会人になった時の「適性」や「柔軟性（協調性）」を裏打ちする専門的理解力が得られるようにゼミの「専門性」を高め、現代情報社会に相応しい質の高い授業内容にする。具体的には主・副担任の複数担任制を導入することによって、ゼミ生に対し、丁寧な指導を行い、4 年生の卒業論文の中身を十分な知識に裏付けられたものにする。また専門教員の質の向上を図るため研究論文の作成数を増やす環境を整える。

（経済学部）

- (i) 今回の自己点検・評価の結果を踏まえ、カリキュラム・ポリシーと中期目標・中期計画の見直しを図る。
- (ii) 検証結果を改善・向上に結び付けるための、内部質保証を目的とする組織を設置する。
- (iii) 「三つのポリシーを起点とする教育の質保証」については、IR センター（入試部長を含む）からの情報をもとに、各学科がアドミッション・ポリシーに基づく入学者の受入れ、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容・方法、ディプロマ・ポリシーの達成状況を点検することにより教育プログラムの有効性を検証し、教育の改善・向上に繋げる。
- (iv) 「中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証」については、今後も中期目標・中期計画の単年度の計画の達成状況を点検し、達成できなかった計画については、その対応を検討する。また、今回の全学的自己点検・評価の結果により、中期目標・中期計画も含め改善すべき点を明らかにする。そして改善が図られているか、2020 年度の全学的な自己点検・評価で確認する。

（大学院）

今年度の認証評価を実施した大学の評価書を待って、今後検討する。

[基準 6 の自己評価]

(i) 内部質保証の組織体制

内部質保証に責任を持つ組織がない。

(ii) 内部質保証のための自己点検・評価

内部質保証のため、中期目標・中期計画に基づいて実施されている。ただし、教育の内部質保証のための情報を提供する IR の強化が必要である。

(iii) 内部質保証の機能性

A. 三つのポリシーを起点とする教育の質保証

教育プログラムレベルで、さまざまな方法により学修成果の点検がなされているが、改善・向上に結び付ける仕組みがない。そのため、経済学科も経営法学科も教育を良くしようと努力はしているが、「三つのポリシーを起点とする教育の質保証」は全くできていない。大学院にも教育の内部質保証を確立するための取組みはない。

B. 中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

毎年、中期目標・中期計画の単年度計画の達成状況を自己点検・評価することにより、中長期的な計画を踏まえた大学運営がなされている。今後は、今回の全学的自己点検・評価の結果を受けて、改善すべき点を明らかにし、改善を図った上で、2020 年度に内部質保証のための全学的な自己点検・評価を再度実施する必要がある。また、その結果を踏まえて新たな中期目標・中期計画を策定することも必要である。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会への貢献

A-1 大学の使命・目的との整合性

A-1-① 大学の使命・目的に基づく地域社会貢献の取組み

(1) A-1 の事実の説明及び自己評価

A-1-① 大学の使命・目的に基づく地域社会貢献の取組み

「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「2. 富士大学の使命・目的」で述べたとおり、本学は、建学の精神及び目的を踏まえ、使命（ミッション）を明確に示している。

- (1) 地域の教育水準を高めるために、高等教育機会を地域の人々に提供する。
- (2) 建学の精神・教育目的に基づき、地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成する。
- (3) 生涯学習の機会を地域の人々に提供し、また、大学の研究成果を地域に還元し、地域行政等への助言・協力、まちづくり支援活動、ボランティア活動、スポーツ振興などを通じて地域社会に貢献する。

したがって、富士大学は「地域社会に貢献する大学」である。

本学は、花巻市から平成 18(2006)年度市勢功労者（教育文化振興部門）として表彰された。これは、本学が「開学以来」、「多くの優秀な人材を輩出」し、「最高学府の教育機関として多大な社会貢献をして」いること、「地域に開かれた大学として「富士大学市民セミナー」を開催するなど生涯学習教育にも積極的な取り組みを展開し、本市〔花巻市〕の教育文化の進展に大きく寄与してい」ること、「平成 13 年からは「全国高校生童話大賞」を創設」し、「毎年優秀な作品を全国へ発信し続けてい」ること等による。

現在、本学は「地域連携推進センター」を中心に、地域との連携を更に推進し、「知」・「地」・「治」の拠点として、地域と共にある大学を目指し活動している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-1-1】富士大学地域連携推進センター規則

【資料 A-1-2】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）

(2) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期目標・中期計画に基づき、地域連携推進センターを中心に、関係部署・委員会等が年度ごとの運営計画を立て、計画的・継続的に地域社会貢献の取組みを行い、着実に成果を積み重ねていく。

A-2 地域社会貢献の取組みの継続性と有効性

A-2-① 生涯学習の機会提供

- A-2-② 研究成果の地域還元
- A-2-③ 地域行政等への助言・協力
- A-2-④ 地域経済の振興・活性化支援（旧・まちづくり・地域活性化への支援）
- A-2-⑤ 学生のボランティア活動（旧・東日本大震災復興支援）
- A-2-⑥ 文部科学大臣委嘱 図書館司書・司書補講習の実施
- A-2-⑦ 全国高校生童話大賞
- A-2-⑧ その他、地域との連携・協力

(1) A-2 の事実の説明及び自己評価

A-2-① 生涯学習の機会提供

(i) 市民セミナー

富士大学附属地域経済文化研究所（以下「地域経済文化研究所」という）は、花巻市、北上市において「市民セミナー」を開催し、継続的に生涯学習の機会を提供してきた。

花巻市では、昭和 59(1984)年度に第一回「花巻市民セミナー」（花巻市共催）を開催し、平成 29(2017)年度で 34 回目となった。北上市でも昭和 61(1986)年度に「北上市民セミナー」（北上市共催）を開催し、以降 32 回のセミナーを開催している。各年度とも花巻市では 6 回、北上市では 4 回の連続講義を行っている。毎年、両「市民セミナー」合わせて延べ 170～200 人前後の市民が参加し、継続的な参加者も多い。

花巻、北上両市ともに生涯学習に力を入れ、数多くの講座が開設されているが、学術的水準を保ちつつ平易に社会経済問題を解説していく本学「市民セミナー」は地域において確固たる地位を占め、地域の生涯学習の質の向上に大きく寄与している。

「市民セミナー」開催に当たっては、各年度の初めに研究所と各市の担当者が協議し、その年の「市民セミナー」の方向性や統一テーマを決定し、富士大学教授陣から講師陣を選任している。プログラム全体の企画立案、講師依頼、調整等は研究所が担当し、各「市民セミナー」の周知、参加者募集、パンフレットの作成、当日の運営等、事務的業務は各市の担当者が担うという形で役割分担をしている。

各年度のテーマ設定は、セミナー参加者のアンケート等をもとに、市民の知的関心に応えつつ、その時々地域の課題の理解に寄与するものとなるよう配慮している。平成 23(2011)年度には、「3.11 東日本大震災を経て考えたこと」、平成 24(2012)年度には、「震災復興の課題」を統一テーマとし、東日本大震災が地域の経済・社会に与えた影響と震災復興の道筋について講演した。市民の関心も高く、例年を上回る参加者数となった。

平成 25(2013)年度には、花巻市市民セミナー30 回を記念し、「未来を開く『知』の力」を統一テーマとし、生涯学習の現代的な意義と方向性、大学が果たす役割について理解を深め、同年度末には、本学を会場として「花巻市民セミナー第 30 回記念シンポジウム」を開催し、多くの市民の参加を得た。同様に、平成 27 (2015) 年度には、北上市民セミナー30 回を記念し、「人口減少と地方創生—豊かな文化創造と地域—」というテーマで年度末に本学を会場とした「富士大学北上市民セミナー第 30 回記念シンポジウム」を開催し、学内外から多くの参加者を得ている。

また平成 28 (2016) 年 6 月には、中国駐札幌領事館総領事の孫振勇氏を講師に迎え、

本学を会場に、「日中経済と観光」とのテーマで富士大学日中友好交流講演会を開催した。さらに平成 29 (2017) 年 5 月には、異文化交流センターと共催で、海外協定校である中国吉林農業大学一行を迎え「異文化交流の展望―地域・大学・学生―」とのテーマで富士大学学術交流セッションを本学で開催している。これらのシンポジウム等にも市民からの多くの参加を得た。

(ii) 富士大学シニア・オープンカレッジ

人々が心豊かに生きる社会の醸成のため、また高齢化社会における大学の地域貢献活動の一環として、富士大学の人的・物的教育環境を利用し、特に高齢者のために行う公開講座として平成 27(2015)年度より毎年「富士大学シニア・オープンカレッジ」を開催している。例年、10 月から 11 月にかけての金曜日 2 時限目の時間を利用して、シニア世代の方々のために「健康づくり」と「図書館活用」をテーマに、本学の体育学と図書館学の教員による 4 回の講義（実技も含む）を行っている。平成 29(2017)年度は「家庭で簡単に行えるストレッチング」また「図書館へ行こう―人生を豊かにする図書館活用講座―」と題して講義と図書館施設案内を併せた形で行った。平成 29(2017)年度までに延べ 96 人の参加者があった。高齢化が進む地域社会に対応した地域への生涯学習の機会提供として本学の地域貢献活動の幅を広げるものである。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-1】2008-2017 の市民セミナー参加者数

【資料 A-2-2】平成 29 年度富士大学花巻・北上市民セミナー終了報告

【資料 A-2-3】平成 29 年度富士大学シニア・オープンカレッジ開催要項

【資料 A-2-4】平成 29 年度富士大学シニア・オープンカレッジ終了報告

【資料 A-2-5】富士大学日中友好交流講演会チラシ

A-2-② 研究成果の地域還元

(i) 岩手中部地域の活性化に関する基礎研究（『研究年報』の刊行）

地域経済文化研究所は、岩手中部地域の活性化に関する基礎研究を所員が継続的に行い、その成果は機関誌『研究年報』に掲載されている。

『研究年報』には、所員の研究論文に加え、「市民セミナー」の概要や地域フォーラム等の研究所の活動記録も収録している。平成 24(2012)年度の『研究年報』第 21 号では、花巻市新総合計画策定支援に関連して研究所が行った「花巻市基礎調査研究」の主要内容が報告されており、平成 25(2013)年度の『研究年報』第 22 号には「花巻市民セミナー第 30 回記念シンポジウム」の内容が特集として掲載されている。また、平成 29 (2017) 年度の『研究年報』第 23・24 合併号には、花巻市からの花巻市独自の地域課題の解決に向けた調査・研究の依頼を受け、「花巻市の地域人口の減少と地域創生に関する基礎的かつ多面的研究」として所員各自の調査・研究論文をまとめている。

なお、平成 30(2018)年度は地元花巻市内の民間事業者である株式会社山下組の委託を受け「アクティブ・シニアの移住促進と受入れ環境整備に関する研究―新たな『花巻型』移住モデルの構築―」とのテーマで、花巻型 CCRC 事業開発研究を受託している。

(ii) 各種講座への教員派遣

本学では地域経済文化研究所と大学院を中心に、研究成果の地域還元及び生涯教育等の各種事業を展開し、各種講座に教職員を派遣している。

本学が主催・共催するものとしては、花巻市及び北上市の市民を対象とした「市民セミナー」、高大連携事業の一環として高校生対象の「出前講義」、「ウィンター・セッション」、東北地方の税理士を対象とした「富士大学税理士夏季集中講座」がある。

さらには、地域の市町村団体、JA 等公益団体からの要請に応じて、各種講座・研修、講演会等に随時教員を派遣し、大学の人的能力が地域社会で最大限に活用されるよう積極的に便宜を図っている。特に、本学は岩手県内では唯一の社会科学系専門大学であり、経済・経営、及び法学系の専門教授陣を多数擁している。地方にあっても全国レベルの専門知識を教授することが可能であり、公務員研修、JA 職員研修をはじめとして、随時に開催される各種講座を通じて、地域行政機関、公共団体、地場企業に働く実務者たちの専門知識の向上に大きく貢献している。

(iii) 富士大学大学院税理士夏季集中講義

本学大学院は、平成 23(2011)年より、東北税理士会との共催で、「富士大学税理士夏季集中講義」を実施している。これは、東北税理士会及び本学大学院の資質の向上、並びに本学大学院と地域の税理士会との交流を目的に、東北税理士会の会員を対象として、毎年、経済学、経営学、法律学(租税法)に関する講義を行うものである。平成 30(2018)年度は、9 月 7 日(金)に本学を会場として 本学大学院教授が経営学(経営管理)、法律学(租税法)について講義した。参加者は 15 人であった。

各所で東北税理士会との共催による「集中講義」が行われているが、大学院レベルの講義は決して多くは見られない。受講者である税理士諸氏にとっては極めて得難い講義であり、本夏季集中講座の地域への貢献は極めて大きなものである。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-6】研究年報第 21 号、第 22 号、第 23・24 合併号

【資料 A-2-7】第 8 回東北税理士会富士大学大学院夏季集中講義の開催について(平成 30(2018)年定例教授会(6 月)資料)

A-2-③ 地域行政等への助言・協力

本学は、地元花巻市を中心とする近隣の市・町、岩手県、国等の行政機関が設置する各種委員会・審議会や(公益)財団・社団法人等へ、多くの教員を、委員や役員として派遣している。平成 29(2017)年度は、全教員 38 人中 20 人(全体の 53%)が各種の公的委員会・審議会、あるいは公的な事業活動に参加し、地域行政等への助言・協力活動を行っている。

また、本学の教員には社会科学系や教育・スポーツ指導の専門人材が多く、専門的かつ公正な見地からの助言・指導が期待されている。したがって、各種公的委員会・審議等の推進に多大の貢献をなしている。

特に、花巻市とは、大学が立地する地元でもあり、開学以来の有形無形の連携を保ってきた。平成 21(2009)年 12 月 2 日には花巻市と学校法人富士大学との間で相互友好協力協定を締結した。協力関係の内容は、④まちづくりの推進に向けた仕組みづくり、⑥

スポーツ振興に関する連携・協力、㉔生涯学習社会における諸課題への対応、㉕教育文化及び観光・交流の推進に向けた仕組みづくり、の分野で相互に協力し合うこととなっている。

協定締結後は、毎年協定に基づく定期協議を開催し、連携・協力内容について確認し要望等について協議している。富士大学は、花巻市のまちづくり推進に全面的に協力し積極的に参画しており、並行して、まち・ひと・しごと創生有識者会議、総合計画審議会、行政評価委員会、男女共同参画審議会、介護保険運営協議会など各種の委員会・審議会に多数の教員が会長、委員として参画し、花巻市の活力ある行政の推進に多大の貢献を行っている。また、スポーツコンベンションビューロー、市体育協会その他各種のスポーツ運営団体の運営にも本学教職員が主導的立場で参画し、花巻市のスポーツ振興に貢献している。

花巻市以外の市・町、岩手県、国等の行政機関や各種（公益）財団・社団法人等に関しても本学教員は主導的な立場で各種委員会、審議会に参画している。特に、スポーツ、教育行政、人権擁護、ユネスコ等の分野で本学教員が有する専門的で高度な知識、識見が発揮されており、多面的かつ公的な形で本学教員は、地域行政等の推進に多くの貢献をなしている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-8】花巻市と学校法人富士大学の相互友好協力協定

【資料 A-2-9】花巻市と富士大学の定期協議に関する合意書

【資料 A-2-10】地域行政への助言・協力（委員会・審議会の委員・役員）

A-2-④ 地域経済の振興・活性化支援

平成 25(2013)年度、本学と地域との連携を組織的に推進するために、その対外的窓口として「富士大学地域連携推進センター（以下、「センター」という。）」を設置した。

地元、花巻市とは、平成 21(2009)年度に締結していた「相互友好協定」をもとに、平成 27(2015)年 8 月、「花巻市との定期協議に関する合意書」を結び、花巻市との協力関係の強化、経済産業の活性化やまちづくり支援に関する定期協議を毎年度開催し連携を深めている。

また、同年は、花巻商工会議所との包括連携協定を結ぶとともに、併せて、花巻市、花巻商工会議所、花巻信用金庫、花巻工業クラブ、花巻観光協会、高源精麦株式会社、NPO 法人サム花巻、後に花巻農業協同組合を加え、市内の関係諸機関・諸団体及び地域住民が連携・協働して地域課題の解決に取り組む「富士大学地域連携推進連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）」を発足させて、毎年度 2 回開催し協議している。

連絡協議会では、各機関、団体から本学の取組みへの意見や提案、また、各機関・団体への要請などを協議している。平成 29(2017)年度には、花巻市におけるバイオマス産業構想に関して提言し、勉強会を開催し、さらに、花巻市の政策部局や農林部との勉強会を重ねた。平成 30(2018)年度には、公益財団法人日本環境協会の「二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）」に市内の民間企業の協力を得て公募申請に取り組んだ。残念ながら採択には至らなかったが、環境

問題への関心を高めることができた。

また、平成 28(2016)年 5 月の花巻信用金庫との包括連携協定締結に基づき、花巻信用金庫提供講座「地域金融論」を同年後期から開講した。

この他、大学が所在する花南地区のコミュニティ会議との包括連携協定、めぐみ保育園との社会人学生のための育児支援に係る連携協定も締結した。

一方、県内の町村との包括連携協定も進められ、平成 28(2016)年 2 月に岩泉町と、3 月には西和賀町と締結し、平成 28(2016)年 10 月には矢巾町とも協定締結をした。

岩泉町とは、包括連携協定に基づき、平成 28(2016)年 8 月に「岩泉町の中山間地域における地域課題研究」を受託したが、その月末に台風 10 号が岩泉町を直撃し甚大な災害が発生したことで十分な現地調査研究ができず、報告書は、台風 10 号による災害・復旧に関する報告となった。

その台風 10 号による災害復興支援ボランティア活動については、岩泉町への道路が寸断されている中、福祉・ボランティア研究センターが中心となって現地調査を行い、学生ボランティア活動計画を立て、2 度にわたる現地復旧支援学生ボランティア活動を行った。また、同年 10 月には紫陵祭（学園祭）において岩泉町の特産品販売や募金活動を行った。その後も紫陵祭での特産品販売等を継続して行っている。

西和賀町とは、細井町長に、学部授業科目の「地域創生論」の講師を依頼した（「奥羽山系山村の実態と地域創生戦略」と題する岩手の山間地行政に関する講義）。紫陵祭での特産品販売なども行っている。

矢巾町とは、包括連携協定に基づき、矢巾町の森林活用事業などへの政策助言などを行っている。

この地域連携とともに地域の人材育成にも取り組み、北海道栗山高校や岩泉高校、西和賀高校と高大連携協定を締結し、「地域定住人材育成プログラム」教育を推進している。また、「地域定住人材育成プログラム」に賛同する私立水沢第一高校とも高大連携・協力協定を締結した。

西和賀高校、岩泉高校、水沢第一高校から「地域・高大連携協定校特別入学試験」により入学生を迎えている。

地域のまちづくり活動については、その地元高等学校も取組んでおり、遠野高校の総合学習「新しい遠野物語を創るプロジェクト」に地域連携推進センターとスポーツ振興アカデミーが協力して参画し、「遠野市のスポーツ資源を活用した人・まち・仕事創生事業—ブラインドサッカーをテーマとして」という事業を推進している。

また、西和賀高校の「いのち輝く百年創造塾～地方創生に関する西和賀高校生と町若手職員との意見交換会」にも同校出身学生とともにオブザーバー参加し支援に取り組む予定である。

企業との共同研究については、花巻市にある株式会社山下組が計画する「花巻型 CCRC 事業」に参画し、民間主導型の CCRC 事業を推進することで本年度は受託研究契約を締結し推進している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-11】富士大学地域連携推進センター規則

- 【資料 A-2-12】 花巻市との定期協議に関する合意書
- 【資料 A-2-13】 花巻商工会議所と富士大学との連携協力に関する包括協定書
- 【資料 A-2-14】 富士大学地域連携推進連絡協議会規則
- 【資料 A-2-15】 同 議事録
- 【資料 A-2-16】 二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金申請書
- 【資料 A-2-17】 花巻信用金庫と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書
- 【資料 A-2-18】 花南地区コミュニティ会議との連携協力に関する包括連携協定書
- 【資料 A-2-19】 社会人学生のための育児支援に係るめぐみ保育園との連携協定書
- 【資料 A-2-20】 岩泉町と富士大学との連携協力に関する包括協定書
- 【資料 A-2-21】 西和賀町と富士大学との連携協力に関する包括協定書
- 【資料 A-2-22】 矢巾町と富士大学との連携協力に関する包括協定書
- 【資料 A-2-23】 岩泉町の中山間地域における地域課題研究の受託契約書
- 【資料 A-2-24】 同 報告書
- 【資料 A-2-25】 岩泉町災害復旧・復興支援学生ボランティア活動報告書
- 【資料 A-2-26】 紫陵祭の様子
- 【資料 A-2-27】 地域創生論授業担当者一覧
- 【資料 A-2-28】 北海道栗山高校と富士大学との高大接続連携に関する協定書
- 【資料 A-2-29】 西和賀高校と富士大学との高大連携に関する協定書
- 【資料 A-2-30】 岩泉高校と富士大学との高大連携に関する協定書
- 【資料 A-2-31】 学校法人協和学院水沢第一高等学校と富士大学の高大連携に関する協定書
- 【資料 A-2-32】 地域定住人材育成プログラム説明書

A-2-⑤ 学生のボランティア活動

(i) 学生ボランティア活動の促進のための学内の環境整備

平成28(2016)年度以降は東日本大震災の復興支援ニーズがほぼ終息した。そのため学生のボランティア活動は復興支援から地域社会の課題に移行しており、多様なニーズに応じた活動を行っている。平成28(2016)年度からは在学生全員を学生ボランティア登録者とし（平成30(2018)年5月、登録者628名）、センター員（専任教員3名、非常勤教員1名、学生部職員）が調整業務を行っている。

(ii) 学生ボランティア活動の実績

地域社会での取組みとしては、平成29(2017)年度には、花巻市友好都市少年少女交流キャンプ支援として16人、花巻市社会福祉協議会が主催する福祉バザーに2人、その他福祉ボランティア実習の一貫として花巻市の高齢者・障害者施設等を訪問して、多数の学生が計画的にボランティア活動を行った。また、スポーツ振興アカデミーと連携して、二戸キッズチャレンジ教室の支援等も定期的に行った。

平成30(2018)年度前期では、引き続き平塚市で行われた花巻市友好都市少年少女交流キャンプの支援として延べ12人の学生が参加している。また、昨年度同様に花巻市の高齢者・障害者施設を定期的に訪問してのボランティア活動を行っている。

災害復興への取組みとしては、平成28(2016)年年8月30日の岩手県岩泉町台風10号災

害において、富士大学災害復興支援学生ボランティアコーディネート体制に従い、復興支援ボランティア活動として学生・教職員合わせて約50人が参加した。また、大学祭においては、復興支援として平成28(2016)年度に引き続き平成29(2017)年度・平成30(2018)年度も岩泉町特産品の販売を行った。

こうした学生ボランティア活動は、学生と地域社会を結び付けるものであり、ディプロマ・ポリシーの自発的・奉仕的精神を身につけた地域／社会に貢献できる人材の育成に寄与するものである。

◇エビデンス集 資料編

【資料A-2-33】 富士大学災害復興支援学生ボランティアコーディネート体制

【資料A-2-34】 学生ボランティア活動実績

A-2-⑥ 文部科学大臣委嘱 図書館司書・司書補講習の実施

昭和 42(1967)年から実施している「文部科学大臣委嘱 図書館司書・司書補講習」では平成 29(2017)年度までに約 2,300 人に資格を付与した。東北・北海道地区での唯一の講習開催大学として、図書館学の専門職員の養成を通し、図書館学の専門職員の養成を通し、地域社会貢献を半世紀にわたって行い、地域における教育・文化面での人材育成に寄与している。

◇エビデンス集 資料編

【資料A-2-35】 2018年度（平成30年度）図書館司書・司書補講習募集要項

A-2-⑦ 全国高校生童話大賞

世界的にも著名な詩人・童話作家であり農業指導者・教育者でもある宮沢賢治は花巻市に生まれ、郷土花巻をこよなく愛した人物である。花巻に所在する本学が、教育機関として地域の偉人が残した文化を全国に発信することは、一つの使命であると考えている。そこで本学は、賢治の童話をシンボルとする事業を発案し、高校生の創作童話を募って優れた作品を表彰することとした。

この事業は、時代を担う全国の夢と想像力に富む多感な高校生に、文学の香りに触れる機会を提供するものであり、本学と地域の行政機関が連携して実施することにより、地域の活性化に貢献する取組みとするものである。事業の名称は、童話作家宮沢賢治に親しみを込めて「～賢治のまちから～全国高校生童話大賞」とし、平成 13(2001)年に「第 1 回全国高校生童話大賞」を開催、以来毎年実施し、平成 29(2017)年には第 17 回目を迎えた。

本事業は、富士大学と花巻市・花巻市教育委員会の三者で実行委員会を組織し、本学に事務局を設置している。第 10 回からは NHK 盛岡放送局も共催し、表彰式では NHK アナウンサーが司会を担当している。岩手県教育委員会、全国高等学校文化連盟、県内報道機関も後援し、全県的事業である。

作品の応募期間は、6 月から 9 月までであり、毎年応募される作品数は約 1,000 篇を数えている。2 回の学内選考により 40 編ほどに絞り、11 月に 4 人の選考委員（童話作

家等）が入賞者を最終決定する。受賞作品は、毎年編集・刊行している作品集に収録されている。

表彰式は、毎年 12 月に花巻市「なはんプラザ」で開催され、金の星賞（大賞）1 人、銀の星賞（優秀賞）3 人、銅賞（佳作）7 人を表彰している。なお、大賞と優秀賞受賞者については、図書カードや賞品のほか、保護者 1 人を含めて花巻への旅行に招待している。

また、第 11 回の表彰式からは、アトラクションで地元高校の放送部員による大賞作品の朗読や鹿踊り部員による若さ溢れる郷土芸能「鹿踊り」が披露され、高校生の清々しい躍動感が味わえるようになった。

「全国高校生童話大賞」への応募作品は、平成 13(2001)年度から平成 29(2017)年度までの 17 年間で延べ 17,000 篇を超え、一回の平均応募作品数は約 1,000 篇となっている。回を重ねるごとに、高校生の思いが詰まった数々の作品は、一つひとつが輝きを放って質的にも非常に向上してきている。作品応募者の中には、受賞を理由に所属県教育委員会の表彰を受けた生徒や、文学の世界を目指して進学を果たす生徒が出ている。また、毎年刊行される作品集は、高校の教材として利用されたり、脚本化して演劇で表現されたりするなど多様に活用され、本事業に対する評価が高いことを示している。その他、地元市民は高校生が創る新鮮な童話に高い関心を示し、表彰式が年々大盛況となり、開催される表彰式を待ち望む声が年ごとに高まっており地域の活性化に大きく貢献している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-36】全国高校生童話大賞受賞作品集

【資料 A-2-37】全国高校生童話大賞表彰式リーフレット

【資料 A-2-38】第 1 回～第 17 回全国高校生童話大賞応募状況

A-2-⑧ その他、地域との連携・協力

(i) 相互友好協力協定等に基づく大学施設の開放・貸出

本学と花巻市は、平成 21(2009)年に、相互の発展及び市政運営の推進を図る目的で「相互友好協力協定」を締結した。その中に「スポーツ振興に関する連携協定」があることから、本学のスポーツセンターの施設の一部を市民に無料開放している。平成 29(2017)年度は、同施設内 300mトラック及びフィールドの一部を開放（年間 32 日間）しており、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供している。スポーツセンターは、一般にも開放・貸出をしており、スポーツ競技の練習のほか、地域の運動会や各競技団体等によるスポーツ指導会を行うなど、さまざまな形で利用されており、地域のスポーツ振興に役立っている。特に、平成 28(2016)年 10 月には、岩手国体のハンドボール会場にもなり、平成 29(2017)年度の年間学外利用者数は、延べ 1 万 3 千人となっている。

また、「相互友好協力協定」中の「生涯学習社会」及び「教育文化の推進」の観点から、花巻市立図書館の利用者カードで富士大学図書館を利用できることになっている。

屋外スポーツ施設については、人工芝サッカー場の貸出を行っている。人工芝サッ

カー場は、県内でも希少な存在であることから、社会人・大学・高校の大会会場として利用されている。教室等の開放・貸出については、簿記検定試験、公務員試験（自衛官）、資格試験、各講習会及び研修会等会場として利用されているほか、スポーツセンターの利用に合わせ、スポーツリーダー養成講習や各種競技の審判講習などにも利用されている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-39】平成 29(2017)年度スポーツセンター開放状況

【資料 A-2-40】平成 29(2017)年度サッカー場利用状況

【資料 A-2-41】平成 29(2017)年度学外者施設利用状況

(ii) 出前講義

富士大学は、高校生の進路意識啓発の一助となることを願って、各高等学校の要望に応じて本学の教員を高等学校に派遣して講義を行う、いわゆる「出前講義」を実施してきた。年度初めに岩手県内の公・私立高校に対し、「出前講義」の案内文書を送り各高等学校からの要望に応じ対応してきた。平成 29(2017)年度の派遣数は、18 件であった。

今後、高等学校の生徒の進学意欲を高めさせ、この事業内容を一層充実させるためには、高等学校が大学に要望する事項を的確に把握することが大切である。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-42】平成 29(2017)年度各高等学校に対する案内文書

【資料 A-2-43】平成 29(2017)年度出前講義開催状況

(iii) 高大連携「ウィンター・セッション」

高大連携ウィンター・セッションは、平成 16（2004）年度から岩手県教育委員会と岩手県内 5 大学が連携し、岩手県内高校生の学力向上と進学意識の向上を図ることを目的として実施されてきた。この事業は、平成 21（2009）年度から岩手県内 5 大学の連携組織である「いわて高等教育コンソーシアム」に引き継がれ、「岩手県教育委員会」と「いわて高等教育コンソーシアム」の共催事業となって現在に至っている。本学においては、平成 16（2004）年度から実施しており、平成 29（2017）年度で 14 回目を迎えた。

平成 29（2017）年度の高大連携「ウィンター・セッション」は、平成 29（2017）年 12 月 25 日（月）～12 月 27 日（水）の 3 日間開催された。第 1 日と第 2 日は 5 大学を会場として、各大学のプログラムに従って実施され、最終日は会場を盛岡市の「盛岡市民文化ホール」に移して全体会が行われた。ウィンター・セッションの受講者数は年々増加しており、平成 29（2017）年度は 864 人もの高校生が受講し、充実した内容で終了した。

なお、平成29(2017)年度の本学のプログラム以下のとおりである。

12月25日（月）

- (i) 「地方創生と社会科学」岡田秀二 学長
- (ii) 「地域を豊かにする経済学—コミュニティビジネスによる地域活性化—」影山一男 教授

12月26日 (火)

- (i) 「環境に優しい循環型社会と地域の取り組み」藤原忠雄 教授
- (ii) 「スポーツが地域を変える —スポーツ経営学を踏まえて—」内城寛子 講師 教授
- (iii) 「コミュニティー・インテリジェンス・センター —公共図書館の新展開—」早川光彦 教授
- (iv) 「地域を活性化するICTの活用 —情報の収集と発信—」柳田久弥 教授

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-44】平成 29 年度高大連携「ウィンター・セッション」プログラム概要

(iv) 異文化交流センターの取り組み

平成 29(2017)年度には、地域の異文化交流を推進する取組みの一つとして、「ダニエル先生の英語講座」を、前期・後期各 2 クラスに分けて開催した。地域住民や中学生・高校生が、本学のダニエル先生と打ち解けた雰囲気の中で英会話を楽しみ、生きた英語が学べると大評判であった。7 月には、華南農業大学経済管理学院の研究者一行を迎えて、国際学術交流シンポジウムを開催し、地域住民にも公開した。なお、吉林農業大学との学生交換に関する協定に基づき本学より 1 人の学生が 4 月に短期留学し翌平成 30 (2018) 年 1 月に帰国した。

中国、韓国留学生と地域住民との交流という面では、次のような活動を行った。

(a)11 月に、花巻市国際交流協会の呼びかけに応じて、本学の韓国留学生が国際フェアに参加し、市民と交流した。(b)12 月には、地元中学生と本学の韓国留学生がスポーツや食事会を通じて身近な形で異文化交流を行った。(c)第 5 回東アジア U-22 ハンドボール選手権大会に本学留学生が通訳として参加した。(d)地元の“FM はなまき”で、本学の韓国留学生が月に一度韓国語で生活情報を放送した。

平成 30(2018)年度にも、「ダニエル先生の英語講座」を 4 月～6 月に実施し好評を博した。海外の大学との学術交流の推進では、5 月 10 日に吉林農業大学との「学術及び学生交流に関する協定書」の更新し、学術交流セッション「異文化交流の展望—地域・大学・学生—」を地域住民にも開放して実施した。なお、平成 30(2018)年度は花巻市とホットスプリング市の交流 25 周年の年に当たり、花巻市、公益財団法人花巻国際交流協会主催の記念事業実行委員会に本学も参加し、記念事業の企画等に参画した。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-45】ダニエル先生の英語講座開催案内 (平成 29(2017)、30(2018)年度)

【資料 A-2-46】華南農業大学との学術交流シンポジウム案内 (平成 29(2017)年 7 月 17 日)

【資料 A-2-47】吉林農業大学との学術交流セッション案内 (平成 30(2018)年 5 月 10 日)

【資料 A-2-48】 吉林農業大学との学生交換に関する協定書及び帰国報告 HP

【資料 A-2-49】 国際フェアへの参加報告（平成 29(2017)年 11 月、学内 HP）

【資料 A-2-50】 花南コミュニティ会議主催交流事業参加報告（平成 29(2017)年 12 月、学内 HP）

（ⅴ）スポーツ振興アカデミーの取組み

平成 29(2017)年、本学が有するスポーツ資源（人材、研究成果、施設・設備等）を活用して、地域貢献・地域振興を図ることを目的にスポーツ振興アカデミーを設置した。岩手県体育協会や大塚製薬株式会社、遠野高校との包括連携協定を締結したほか、はなまきスポーツコンベンションビューロー、二戸市体育協会との共同で事業を実施するなど、近隣市町村や体育協会、高等学校、民間企業、団体等と連携し、事業を行っている。

具体的な取組みは以下のとおり。

(a) 大学スポーツの振興と推進事業として、平成 29(2017)年 5 月にスポーツ振興アカデミー設立記念行事「富士大学スポーツ振興アカデミー開設記念事業キックオフミーティング」を開催。地域住民、関係者と本学学生・教職員を含め約 600 名が参加した。

(b) 地域スポーツの振興と推進をはかるために、平成 29(2017)年 12 月「富士大学出身プロ・社会人野球選手交流野球教室」を開催。岩手県内小中学生約 300 人とその保護者、指導者が参加した。また、平成 29(2017)年度から平成 30(2018)年度にかけて、はなまきコンベンションビューローとの連携事業「はなまきサイクルツアーコース共同研究事業・宮沢賢治の世界をめぐるサイクルツアー」（自転車部協力）を実施。旅行パックとして首都圏の大学生等に周知した結果、5 人の参加があった。その他にも平成 29(2017)年には、「花巻市民球場開催イースタンリーグ」（7 月：サッカー部 15 名協力）や「はなまきスポーツキッズ平塚交流事業」（8 月：学生 2 人協力）、「二戸市体育協会主催キッズチャレンジ教室」（6 月～1 月計 8 回：サッカー部、野球部、柔道部協力）、「遠野市じんぎすかんマラソン」（8 月：陸上部 3 人協力）、「花巻市銀河学童主催体操教室」（1 月野球部、サッカー部 8 人協力）等に運営及び指導ボランティアとして協力した。

また、高齢者対象の事業として「高齢者向けシニア・オープンカレッジ・健康づくり支援事業」と岩手花巻生協フェスティバル内「転倒予防教室」を開催した（10 月）。

(c) 学生のスポーツと学業の両立を目指すデュアルキャリア実現支援として、キャリアセンターとの連携による就職支援、運動部指導者協議会の開催、運動部所属学生の GPA 及び卒業率、就職状況の把握に努めている。

(d) スポーツ教育プログラムとしては、「富士大学学長杯柔道大会」を例年 11 月に実施。高校団体戦男子 8 校、女子 4 校、個人戦男子 55 人、女子 24 人の参加があった。さらに、小中学校、高等学校運動部への定期的指導者派遣がバスケットボール部、ソフトボール部、ハンドボール部、バドミントン部、剣道部、柔道部、サッカー部、テニス部、硬式野球部、陸上部等、各運動部で複数回実施され、各校において好評価をいただいている。平成 29(2017)年 10 月には、医科学セミナー「栄養摂取の重要性を知る」を開催。学生、教職員、一般市民約 60 人の参加があった。

(e) 高大連携事業の一環として、平成 30(2018)年 6 月より岩手県立遠野高校が実施する「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト」に参画。「遠野市スポーツ資源を活用した人・

まち・仕事創生事業『ブラインドサッカーをテーマに』を遠野高校生 29 人とともに展開している。

さらに、本学のスポーツセンターの外部貸出を実施。年間、外部利用数として 12,000 人、550 団体を超える利用があり、各運動部において高校生以下年代との合同練習を合計 200 回程度実施した。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-51】富士大学スポーツ振興アカデミー規則

【資料 A-2-52】(公財) 岩手県体育協会との包括協定書

【資料 A-2-53】大塚製薬株式会社との包括協定書

【資料 A-2-54】岩手県立遠野高等学校との包括協定書

【資料 A-2-55】宮沢賢治の世界をめぐるサイクルツアー (チラシ)

【資料 A-2-56】平成 29 年度富士大学紫陵祭展示パネル「富士大学の地域貢献～スポーツで地域を元気に～」

【資料 A-2-57】富士大学スポーツ振興アカデミー共同研究事業受付簿(写)

【資料 A-2-58】新しい『遠野物語』を創るプロジェクト 開講式並びに基調講演要項 (岩手県立遠野高等学校)

(2) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

A-2-① 生涯学習の機会提供

従来行われてきた市民セミナーや各種公開講座を今後も継続し、地域に開かれた大学として、本学建学の精神である「人類の築き上げつつある学術文化を研究教授し、これによって人類文化の向上、社会の福祉増進に寄与貢献すべき人材の育成」の理念を広く地域社会へと展開していく。

A-2-② 研究成果の地域還元

『研究年報』の定期的発行、図書館との連携による学術情報の発信、各種シンポジウムの開催等を通じて地域に発信するとともに、学内はもとより岩手 5 大学をはじめ学外の学術機関との連携も図りながら地域の発展、文化の向上に寄与する研究活動を進めていく。

A-2-③ 地域行政等への助言・協力

本学の知的資産を活用し、地域行政等の推進に協力するとともに、花巻市のまちづくりに、学生の参加を積極的に促していく。

A-2-④ 地域経済の振興・活性化支援 (旧・まちづくり・地域活性化への支援)

地域連携のあり方及び連携する地域との関係性を研究し、地域連携推進センター員の役割分担を明確化するとともに、コーディネーターとしての役割を分担して推進する。また、学生による地域連携活動についてゼミなどの活動に組入れて活発化するなどの方策を進める。

A-2-⑤ 学生のボランティア活動（旧・東日本大震災復興支援）

平成 30(2018)年度以降は、学生ボランティアコーディネート体制を維持し、自発的・奉仕的精神の育成と地域社会への貢献を目的として、地域社会のニーズに対応した学生ボランティア活動の支援を行う計画である。また、自発的・奉仕的精神の育成を重視し、動員型ボランティアではなく、自発的なボランティア活動への参加を推奨する予定である。

A-2-⑥ 文部科学大臣委嘱 図書館司書・司書補講習の実施

「司書及び司書補講習」の講習生に対し、岩手県内を中心とした東北六県の図書館職員採用情報を提供する。また、司書・司書補として働いている講習修了生に図書館研究団体への加入を働きかけ、継続性のある専門職員ネットワークを整備する。

A-2-⑦ 全国高校生童話大賞

富士大学、花巻市、花巻市教育委員会の三者で組織する「全国高校生童話大賞実行委員会」が、年ごとに実施計画を立て、計画的・継続的に取り組み、高校生の文化活動の支援と地域社会の活性化に貢献していく。

A-2-⑧ その他、地域との連携・協力

(i) 相互友好協力協定等に基づく大学施設の開放・貸出

本学の施設の相互利用に留まることなく、スポーツ振興に関し、人的交流の連携・協力を図り、組織的な活動を推進していく。

(ii) 出前講義

本学の特徴を活かし、経済学部を中心とした内容を、更に充実させていく。

(iii) 高大連携「ウィンター・セッション」

富士大学は本事業の幹事校を務めており、今後も本事業に積極的に参加していく。

(iv) 異文化交流センターの取り組み

今後とも引き続き、④国際的な学術交流・学生交換、⑤地域社会と連携した国際交流推進、⑥語学講座開催に取り組んでいくが、人員、予算等の面を勘案し、取組内容や規模の面では現行水準を維持して行くのが望ましい。むしろ、本学の異文化交流の取組みを更に広く地域住民や市内外の高校生等に周知し、地域の異文化理解と語学学習への意欲を喚起していくことが肝要であり、広報、地域連携推進センター等と連携した広報活動を行っていく。

(v) スポーツ振興アカデミーの取り組み

「スポーツを通じた豊かな社会の創造」の実現に向けて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら、これまで実施してきたセミナーや各種スポーツ推進、啓発事業を今後も継続していく。また、地域に根差した大学のスポーツマネジメント拠点として、社会におけるスポーツ価値の向上に努めていく。

[基準 A の自己評価]

富士大学

富士大学は、「地域社会に貢献する大学」である。本学は「知」・「地」・「治」の拠点として、地域と共にある大学を目指しており、多岐にわたる地域社会への貢献は高く評価できる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人富士大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	① Fuji University Campus Guide 2019 ② グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	① 富士大学学則 ② 富士大学大学院学則	

富士大学

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	① 富士大学入学者選抜実施要項 2019 ② 富士大学大学院入学者選抜要項 経済・経営システム研究科 2019	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2018 学生生活案内	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	① Fuji University Campus Guide 2019 ② 富士大学ホームページ（アクセス）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	富士大学規程集目次一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	① 学校法人富士大学理事・監事名簿（平成 30 年 5 月 1 日現在） ② 学校法人富士大学評議員名簿（平成 30 年 5 月 1 日現在） ③ 学校法人富士大学理事会の開催状況及び理事・監事の出席状況（平成 29 年度分） ④ 学校法人富士大学評議員会の開催状況及び評議員の出席状況（平成 29 年度分）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類・監査報告書（平成 25 年度～平成 29 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	① 2018 年度履修ガイドブック ② 2018 年度履修登録の手引 ③ 2018 年度履修要項 大学院修士課程〔経済・経営システム研究科〕 ④ シラバス（アイアシスタント）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	富士大学ホームページ（教育理念）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	① 経営情報学科の学生募集停止および廃止について（平成 27 年 5 月 23 日理事会資料） ② 学則変更（収容定員の変更）について（平成 27 年 5 月 23 日理事会資料） ③ 学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人富士大学寄附行為	
【資料 1-1-2】	富士大学学則	

富士大学

【資料 1-1-3】	富士大学大学院学則	
【資料 1-1-4】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	
【資料 1-1-5】	平成 30 年度履修登録の手引	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-6】	富士大学の個性・特色および使命の明確化、並びに教育研究上の目的・学位授与の方針の修正等について（平成 24(2012)年度定例教授会(2 月)議事録(写)・資料)	
【資料 1-1-7】	富士大学の個性・特色および使命の明確化、並びに教育研究上の目的・学位授与の方針の修正等について（中期目標・中期計画を含む）（平成 24(2012)年度理事会(3 月)議事録(写)）	
【資料 1-1-8】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 1-1-9】	大学院修了生の税理士等資格取得者一覧	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-2】	FUJI UNIV. 富士大学広報第 44 号	
【資料 1-2-3】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 1-2-4】	平成 30 年度履修登録の手引	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-5】	平成 30 年度履修ガイドブック	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-6】	平成 30 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-7】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	
【資料 1-2-8】	富士大学ホームページ	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-9】	平成 30 年度履修登録の手引	
【資料 1-2-10】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 1-2-11】	平成 30 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-12】	平成 31 年度富士大学大学院学生募集要項	
【資料 1-2-13】	経済・経営システム研究科カリキュラム（平成 30 年度大学院履修要項学則別表）	
【資料 1-2-14】	富士大学附属地域経済文化研究所規程	
【資料 1-2-15】	研究年報第 21 号、第 22 号、第 23・24 合併号	
【資料 1-2-16】	富士大学地域連携推進センター規則	
【資料 1-2-17】	学校法人・富士大学組織規程 第 22 条（全学組織）	
【資料 1-2-18】	富士大学異文化交流センター規則	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	アドミッション・ポリシーについて（平成 28(2016)年度定例教授会(3 月)資料・議事録(写)）	
【資料 2-1-2】	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の制定（修正）について（平成 28(2016)年度理事会(3 月)資料・議事録(写)）	
【資料 2-1-3】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-1-4】	富士大学学位規程	
【資料 2-1-5】	富士大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-6】	平成 23(2011)年度経済・経営システム研究科委員会議事録(9 月期)(写)	
【資料 2-1-7】	富士大学ホームページ	【資料 F-13】と同じ

富士大学

【資料 2-1-8】	平成 30 年度富士大学大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-1-9】	グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-10】	平成 31 年度富士大学大学院学生募集要項	
【資料 2-1-11】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-1-12】	富士大学入学者選抜実施要項・入学願書 2019	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-13】	富士大学入試委員会規則	
【資料 2-1-14】	富士大学入学者選抜委員会規則	
【資料 2-1-15】	平成 30 年度入学試験問題作成者一覧	
【資料 2-1-16】	グローバル化社会に地域社会に開かれた大学院へ	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-17】	富士大学ホームページ	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-18】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-1-19】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 2-1-20】	選ばれる大学を目指すためのカリキュラム編成「アクションプラン」Ⅰ～Ⅳ	
【資料 2-1-21】	富士大学イーハートブ・キャリアプラン	
【資料 2-1-22】	平成 30 年度訪問高校一覧	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学修支援および授業支援に関する方針・計画・実施体制（案）（平成 29(2017)年度教務委員会(3 月)資料）	
【資料 2-2-1】	学修支援および授業支援に関する方針・計画・実施体制（案）（平成 29(2017)年度教務委員会(3 月)資料）	
【資料 2-2-2】	平成 30 年度ガイダンス日程（平成 29(2017)年度定例教授会(3 月)資料）	
【資料 2-2-3】	平成 30 年度新入生学外オリエンテーション実施要項（案）（平成 29(2017)年度定例教授会(3 月)資料）	
【資料 2-2-4】	平成 30 年度水曜日 2 時限／3 時限教養演習図書館・小論文指導予定表	
【資料 2-2-5】	コース説明会資料	
【資料 2-2-6】	履修時間割確認表（平成 30 年度）	
【資料 2-2-7】	成績通知表	
【資料 2-2-8】	平成 29 年度後期第 2 回長期欠席者調査（入力のみ）	
【資料 2-2-9】	長欠者面談指導票	
【資料 2-2-10】	平成 30 年度オフィスアワー	
【資料 2-2-11】	平成 30 年度 TA・SA 一覧表	
【資料 2-2-12】	大学院ガイダンス資料一式	
【資料 2-2-13】	平成 30 年度大学院オフィスアワー	
【資料 2-2-14】	平成 30 年度リーディングリスト	
【資料 2-2-15】	平成 30 年度富士大学大学院履修要項	
【資料 2-2-16】	平成 30 年度研究指導副担当者一覧	
【資料 2-2-17】	ティーチング・アシスタント等に関する取扱規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	富士大学イーハートブ・キャリアプラン	【資料 2-1-21】と同じ
【資料 2-3-2】	キャリア形成プログラム	
【資料 2-3-3】	インターンシップ（就業体験学習講座）実施要領	
【資料 2-3-4】	インターンシップ日誌	
【資料 2-3-5】	インターンシップ報告書	
【資料 2-3-6】	キャリアセンター事務分掌	
【資料 2-3-7】	富士大学キャリア委員会規則	
【資料 2-3-8】	キャリアセンター運営実績	

富士大学

【資料 2-3-9】	2018 年学部系統別実就職率ランキング記事（サンデー毎日）	
【資料 2-3-10】	学校基本調査「卒業後の状況調査票」（文部科学省）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	富士大学給費生規程	
【資料 2-4-2】	富士大学学力優秀者特待生規程	
【資料 2-4-3】	富士大学資格取得者特待生規程	
【資料 2-4-4】	富士大学奨学生規程	
【資料 2-4-5】	富士大学特待生規程	
【資料 2-4-6】	学生応援奨学金規程	
【資料 2-4-7】	富士大学「職業会計人・商業科教員養成特待生」規程	
【資料 2-4-8】	富士大学東日本大震災被災学生奨学金規程	
【資料 2-4-9】	富士大学東日本大震災被災者支援特別試験合格者奨学金規程	
【資料 2-4-10】	富士大学スポーツ特待生規程	
【資料 2-4-11】	富士大学スクールバス輸送人員報告書（花巻ルート）	
【資料 2-4-12】	富士大学スクールバス輸送人員報告書（北上ルート）及びスクールバス運転担当予定表（北上ルート）	
【資料 2-4-13】	平成 30 年度体育会・文化会・同好会指導者一覧（平成 30（2018）年度定例教授会(5 月)資料）	
【資料 2-4-14】	車輛使用予定表（平成 30 年 4 月）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	平成 30 年度緊急連絡網	
【資料 2-5-2】	富士大学防火・防災管理規程	
【資料 2-5-3】	富士大学自衛消防活動運営規則	
【資料 2-5-4】	平成 29 年度富士大学地震・火災総合訓練報告	
【資料 2-5-5】	災害時における避難場所に関する協定書	
【資料 2-5-6】	富士大学安全衛生管理規程	
【資料 2-5-7】	富士大学安全衛生委員会規則	
【資料 2-5-8】	安全衛生委員会巡回記録	
【資料 2-5-9】	安全衛生委員会議事録	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（平成 29(2017)年度定例教授会(1 月)資料）	
【資料 2-6-2】	平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査結果を受けて（平成 28(2016)年度教務委員(3 月)会資料）	
【資料 2-6-3】	平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査に基づく改善について（回答）	
【資料 2-6-4】	平成 30(2018)年度経営方針企画立案・連絡調整委員会(4 月)議事録(写)・資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
【資料 3-1-2】	ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて（平成 28(2016)年度定例教授会(2 月)資料・議事録(写)）	
【資料 3-1-3】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-4】	平成 30 年度（2018 年度）履修登録の手引	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 3-1-6】	富士大学学位規程（修士の学位授与の要件）	【資料 2-1-4】と同じ

富士大学

【資料 3-1-7】	富士大学大学院 平成 30 年度履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-8】	富士大学大学院 パンフレット「グローバル社会に 地域社会に 開かれた大学院」	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-9】	富士大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	富士大学履修規程	
【資料 3-1-11】	富士大学 GPA に関する規則	
【資料 3-1-12】	平成 26 年度以降の GPA の分布について（平成 30(2018)年 6 月定例教授会議事録・資料(写)）	
【資料 3-1-13】	平成 29 年度後期の成績分布について（平成 30(2018)年 7 月定例教授会議事録(写)）	
【資料 3-1-14】	富士大学特待生規程	
【資料 3-1-15】	富士大学特待生選考要領	
【資料 3-1-16】	富士大学「職業会計人・商業科教員養成特待生」規程	
【資料 3-1-17】	富士大学学力優秀者特待生規程	
【資料 3-1-18】	富士大学資格取得者特待生規程	
【資料 3-1-19】	富士大学地域・高大連携協定校特別入学試験合格者奨学金規程	
【資料 3-1-20】	富士大学大学院学則（成績の評価・単位認定）、（修士課程の修了要件）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-21】	富士大学大学院履修規程	
【資料 3-1-22】	平成 29 年度卒業判定について（平成 29(2017)年度定例教授会(2 月)（卒業判定会議）議事録(写)）	
【資料 3-1-23】	平成 30 年度富士大学大学院履修要項（講義概要；シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-24】	富士大学大学院修士論文または研究の成果の提出要項	
【資料 3-1-25】	経済・経営システム研究科委員会議事録（論文等発表会の会次第について）（論文等最終試験のスケジュール）	
【資料 3-1-26】	富士大学学位規程（審査委員会）	【資料 2-1-4】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	
【資料 3-2-2】	ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて（平成 28(2016)年度定例教授会(2 月)資料・議事録(写)）	
【資料 3-2-3】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	Fuji University Campus Guide 2019	【資料 F-8】と同じ
【資料 3-2-5】	平成 30 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-6】	富士大学のホームページ（教育理念）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-7】	学則別表（1）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-8】	経済学科カリキュラム表	
【資料 3-2-9】	経営法学科カリキュラム表	
【資料 3-2-10】	大学院案内（平成 29 年度版）	
【資料 3-2-11】	平成 30 年度副学長・研究科・学科等、附属機関等、委員会等 名簿	
【資料 3-2-12】	平成 30 年度教養教育科運営計画（平成 30(2018)年度定例教授会(4 月)資料	
【資料 3-2-13】	平成 30 年度新入生学外オリエンテーション（レジメ）	
【資料 3-2-14】	平成 30 年度初年次セミナーワークブック	
【資料 3-2-15】	平成 29 年度富士大学教養演習報告（第 40 集）	
【資料 3-2-16】	平成 30 年度数学テキスト	
【資料 3-2-17】	授業公開授業指導案・授業研究会記録	
【資料 3-2-18】	平成 30 年度前期公開授業・授業研究会の実施報告（平成 30(2018)年度定例教授会(8 月)議資料）	
【資料 3-2-19】	平成 30 年度前期各期毎に学生に提出させるレポートについて	

富士大学

	て」(平成 30 年度定例教授会(9 月)資料)	
【資料 3-2-20】	平成 30 年度経済学科運営計画(平成 30(2018)年度定例教授会(4 月)資料)	
【資料 3-2-21】	経済学科公開授業・授業研究会報告書(平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料)	
【資料 3-2-22】	平成 29(2017)年度 FD 全員研修会議事録(写)	
【資料 3-2-23】	平成 29(2017)年度経営法学科「公開授業」・「授業研究会」議事録(写)	
【資料 3-2-24】	平成 30(2018)年度経済・経営システム研究科委員会議事録(7 月期)(写)	
【資料 3-2-25】	文書「平成 30 年度(前期)大学院オフィスアワーの開設について」	
【資料 3-2-26】	表「平成 30 年度 担当研究指導教員及び研究指導副担当者について」	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平成 29 年度学修行動調査結果について(平成 29(2016)年度定例教授会(3 月)資料)	
【資料 3-3-2】	平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について(平成 29(2017)年度定例教授会(1 月)資料)	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-3】	学修成果に関する学生(新 2 年生・新 3 年生)の意識調査について(平成 29(2017)年定例教授会(6 月)資料)	
【資料 3-3-4】	卒業論文評価(教員による評価・学生の自己評価)等について(平成 29(2017)年定例教授会(2 月)(卒業判定会議)資料・議事録(写))	
【資料 3-3-5】	TOEIC の実施結果について(平成 29(2017)年定例教授会(1 月)資料)	
【資料 3-3-6】	「平成 29 年度キャリア教育に関するアンケート」の概要報告(平成 30(2016)年 3 月定例教授会議事録・資料(写))	
【資料 3-3-7】	平成 29(2017)年度経済・経営システム研究科委員会議事録(1 月期)(写)	
【資料 3-3-8】	「平成 30 年度経済学科運営計画」(平成 30(2018)年定例教授会(4 月)資料)	
【資料 3-3-9】	平成 29(2017)年度学生による授業評価アンケート実施要項	
【資料 3-3-10】	平成 29 年度成績通知表	【資料 2-2-7】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-3】	理事会業務委任規則	
【資料 4-1-4】	学校法人富士大学・富士大学組織規程	
【資料 4-1-5】	学長直轄組織である委員会等の規程	
【資料 4-1-6】	全学組織である委員会等の規程	
【資料 4-1-7】	平成 27 年 11 月 4 日付「教授会の意見を聴くことが必要な事項(学長決定)」	
【資料 4-1-8】	組織図(ホームページ)	
【資料 4-1-9】	平成 30 年度 富士大学組織図	
【資料 4-1-10】	平成 30 年度 副学長、研究科・学科等、附属機関等、委員会等 名簿	
【資料 4-1-11】	「経営方針企画立案・連絡調整委員会」(平成 30 年 6 月 27	

富士大学

	日) 議事録(写) (事務職員の発言)	
【資料 4-1-12】	アドミッション・オフィサー規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	富士大学客員教授規程	
【資料 4-2-2】	富士大学教授会規則	
【資料 4-2-3】	富士大学における教員の任期に関する規程	
【資料 4-2-4】	富士大学教育職員昇任規則	
【資料 4-2-5】	富士大学大学院専任教員の選任に関する内規	
【資料 4-2-6】	富士大学大学院研究指導教員の資格および認定に関する規程	
【資料 4-2-7】	富士大学大学院客員教授規程	
【資料 4-2-8】	富士大学 FD (ファカルティ・デベロップメント) 委員会規則	
【資料 4-2-9】	平成 29(2017)年度 FD 全員研修会議事録(写)	
【資料 4-2-10】	平成 29(2017)年度学生による授業評価アンケート実施要項	
【資料 4-2-11】	平成 28(2016)年度学生による授業評価アンケート実施要領	
【資料 4-2-12】	平成 29(2017)年度教養教育科「授業研究会」記録 (平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料)	
【資料 4-2-13】	平成 29 (2017) 年度「授業改善報告書」 (藤原忠雄)	
【資料 4-2-14】	平成 30 年度経済学科運営計画 (平成 30(2018)年定例教授会(4 月)資料)	
【資料 4-2-15】	平成 29 (2017) 年度経済学科 公開授業・授業研究会 報告書 (平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料)	
【資料 4-2-16】	平成 29 (2017) 年度経営法学科「授業研究会」記録 (平成 30(2018)年定例教授会(8 月)資料)	
【資料 4-2-17】	平成 29 (2017) 年度「授業改善報告書」 (経営法学科)	
【資料 4-2-18】	文書資料「第 2 回全学 FD・SD セミナー：メンターシップについて学ぶ—教育力向上、職員力向上のために—」	
【資料 4-2-19】	大学院 FD 資料	
【資料 4-2-20】	「平成 30 年 7 月 17 日」(平成 30(2018)年度大学院 FD 実施の資料)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	上記①～⑧の開催案内・出欠表・研修会記録	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	教育職員授業担当内規	
【資料 4-4-2】	研究室の使用基準	
【資料 4-4-3】	大学院共同研究室の利用について(2018 年度富士大学大学院履修要項)	
【資料 4-4-4】	「会計学スタディー・ルーム」専用教室の利用について	
【資料 4-4-5】	平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について (平成 29(2017)年度定例教授会(1 月)資料)	
【資料 4-4-6】	平成 29 年度大学院生に対するアンケート・集計結果	
【資料 4-4-7】	富士大学研究倫理規程	
【資料 4-4-8】	富士大学研究者行動規範	
【資料 4-4-9】	富士大学研究費管理運営規程	
【資料 4-4-10】	富士大学研究活動の不正行為及び不正使用に係る通報処理に関する規程	
【資料 4-4-11】	富士大学研究助成費取扱規則	
【資料 4-4-12】	富士大学研究助成費内規	
【資料 4-4-13】	富士大学ホームページ (富士大学における「研究費の不正行為及び不正使用」の取組みについて)	
【資料 4-4-14】	科学研究費補助金申請説明会資料	

【資料 4-4-15】	富士大学研究支援・特別研究費助成規則	
-------------	--------------------	--

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人富士大学 経営の基本方針	
【資料 5-1-2】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-3】	富士大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-4】	富士大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-5】	理事会業務委任規則	
【資料 5-1-6】	学校法人常勤理事会内規	
【資料 5-1-7】	富士大学運営委員会規程	
【資料 5-1-8】	学校法人富士大学・富士大学組織規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 5-1-9】	全学組織の「規程・規則」	
【資料 5-1-10】	学長直轄組織（委員会等）規則	
【資料 5-1-11】	教授会規則	
【資料 5-1-12】	入学選抜委員会規則（教授会の下にある委員会）	
【資料 5-1-13】	富士大学倫理要綱	
【資料 5-1-14】	富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程	
【資料 5-1-15】	「学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）」及び「毎年の進捗状況確認」の内の富士大学中期目標・中期計画の部分	
【資料 5-1-16】	事業計画書（最新のもの）（平成 30(2018)年度）	
【資料 5-1-17】	事業報告書（最新のもの）（平成 29(2017)年度）	
【資料 5-1-18】	部門別運営計画（平成 30(2018)年度）	
【資料 5-1-19】	部門別運営実績（平成 29(2017)年度）	
【資料 5-1-20】	学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護方針	
【資料 5-1-21】	学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-22】	学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程運用規則	
【資料 5-1-23】	個人情報保護に関する外部委託管理規則	
【資料 5-1-24】	富士大学個人情報保護委員会規則	
【資料 5-1-25】	富士大学ハラスメント防止規則	
【資料 5-1-26】	学校法人富士大学及び富士大学公益通報者保護規程	
【資料 5-1-27】	富士大学防火・防災管理規程	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 5-1-28】	富士大学自衛消防活動運営規則	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-1-29】	災害時における避難場所に関する協定	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 5-1-30】	富士大学安全衛生管理規程	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 5-1-31】	富士大学安全衛生委員会規則	【資料 2-5-7】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人富士大学理事名簿	
【資料 5-2-3】	富士大学学長選考規程	
【資料 5-2-4】	第 1 号～第 3 号理事の各最小・最大人数の合計が理事数の最小・最大人数と合わない理由についての説明	
【資料 5-2-5】	学校法人富士大学理事会出席状況（過去 3 年間）	
【資料 5-2-6】	理事会業務委任規則	
【資料 5-2-7】	学校法人富士大学常勤理事会内規	

富士大学

【資料 5-2-8】	富士大学運営委員会規程	【資料 5-1-7】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	富士大学組織図（学校法人富士大学を含む）	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 5-3-2】	富士大学運営委員会規程	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人富士大学・富士大学 組織規程	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-4】	アドミッション・オフィサー規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-3-5】	富士大学事務局会議運営規則	
【資料 5-3-6】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-7】	平成 29 年度監査報告書	
【資料 5-3-8】	平成 29 年度監査実施報告書	
【資料 5-3-9】	監事の理事会評議員会 出席状況	
【資料 5-3-10】	公認会計士（監査法人）監査実施状況及び監事の同席状況（過去 3 年間）	
【資料 5-3-11】	監事の教授会出席状況	
【資料 5-3-12】	評議員の評議員会への出席状況（過去 3 年間）	
【資料 5-3-13】	稟議書用紙	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）平成 27(2015)年 9 月 19 日理事会決定	
【資料 5-4-2】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）（追加）平成 28(2016)年 3 月 19 日理事会決定	
【資料 5-4-4】	【資料 5-4-3】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）進捗状況の確認 平成 28(2016)年 5 月 21 日理事会承認	
【資料 5-4-4】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 28(2016)年 9 月 17 日理事会決定	
【資料 5-4-5】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）（追加）平成 29(2017)年 3 月 18 日理事会決定	
【資料 5-4-6】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）進捗状況の確認 平成 29(2017)年 5 月 20 日理事会承認	
【資料 5-4-7】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 29(2017)年 9 月 16 日理事会決定	
【資料 5-4-8】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）（追加）平成 30(2018)年 3 月 21 日理事会決定	
【資料 5-4-9】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）進捗状況の確認 平成 30(2018)年 5 月 26 日理事会承認	
【資料 5-4-11】	【資料 5-4-10】「学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヶ年）」の平成 30 年度～平成 32 年度計画の修正	
【資料 5-4-11】	翌年度繰越支払資金、経常収支差額・同比率、事業活動収支差額・同比率	
【資料 5-4-12】	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）	
【資料 5-4-13】	「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」判定資料	
【資料 5-4-14】	財務比率の大学法人全体・同規模法人・東北ブロック平均との比較	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	公認会計士（監査法人）監査実施状況（過去 5 年度決算分）	
【資料 5-5-2】	監事の監査計画書（平成 27(2017)年度以降）	

【資料 5-5-3】	監事の監査実施報告書（監査報告書ではない）	
------------	-----------------------	--

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	【資料 6-1-1】平成 29 年度学修・生活に関するアンケート調査結果に基づく改善のお願い	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	
【資料 6-2-2】	富士大学ホームページ（自己点検評価書）	
【資料 6-2-3】	富士大学 IR センター規則	
【資料 6-2-4】	平成 29 年度 IR センター運営実績（平成 30(2018)年 3 月定例教授会資料）	
【資料 6-2-5】	平成 30 年度 IR センター運営計画（平成 30(2018)年 4 月定例教授会資料）	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 29 年度学修・生活アンケート調査結果（学修支援、授業・学修）に基づく改善のお願い	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-3-2】	平成 30 年度経済学科運営計画（平成 30(2018)年 4 月定例教授会資料）	
【資料 6-3-3】	平成 29 年度「選ばれる大学を目指すためのカリキュラム編成アクションプランⅣ」	【資料 2-1-20】と同じ
【資料 6-3-4】	平成 29 年度経済学科運営実績（平成 29(2017)年定例教授会（3 月）資料）	
【資料 6-3-5】	平成 29 年度授業科目のシラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 6-3-6】	平成 29 年度 FD 全員研修会の実施について（平成 29(2017)年度定例教授会(8 月)議事録(写)）	
【資料 6-3-7】	平成 29 年度 FD 全員研修会の実施について（平成 29(2017)年度定例教授会(9 月)議事録(写)）	【資料 3-2-22】と同じ
【資料 6-3-8】	平成 29 年度経営法学科専門演習担当者会議・経営法学科全体会議議事録(写)	
【資料 6-3-9】	経営法学科公開授業・授業研究会議事録(写)	
【資料 6-3-10】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）の平成 29 年度の自己点検・評価（平成 30(2018)年度年理事会(5 月)資料）	

基準 A. 地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的との整合性		
【資料 A-1-1】	富士大学地域連携推進センター規則	
【資料 A-1-2】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	
A-2. 地域社会貢献の取組みの継続性と有効性		
【資料 A-2-1】	2008-2017 の市民セミナー参加者数	
【資料 A-2-2】	平成 29 年度富士大学花巻・北上市民セミナー終了報告	
【資料 A-2-3】	平成 29 年度富士大学シニア・オープンカレッジ開催要項 【資料 A-2-4】平成 29 年度富士大学シニア・オープンカレッジ終了報告	

富士大学

【資料 A-2-5】	富士大学日中友好交流講演会チラシ	
【資料 A-2-6】	研究年報第 21 号、第 22 号、第 23・24 合併号	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 A-2-7】	第 8 回東北税理士会富士大学大学院夏季集中講義の開催について（平成 30(2018)年定例教授会(6 月)資料)	
【資料 A-2-8】	花巻市と学校法人富士大学の相互友好協力協定	
【資料 A-2-9】	花巻市と富士大学の定期協議に関する合意書	
【資料 A-2-10】	地域行政への助言・協力（委員会・審議会の委員・役員）	
【資料 A-2-11】	富士大学地域連携推進センター規則	
【資料 A-2-12】	花巻市との定期協議に関する合意書	
【資料 A-2-13】	花巻商工会議所と富士大学との連携協力に関する包括協定書	
【資料 A-2-14】	富士大学地域連携推進連絡協議会規則	
【資料 A-2-15】	同議事録	
【資料 A-2-16】	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金申請書	
【資料 A-2-17】	花巻信用金庫と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-18】	花南地区コミュニティ会議との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-19】	社会人学生のための育児支援に係るめぐみ保育園との連携協定書	
【資料 A-2-20】	岩泉町と富士大学との連携協力に関する包括協定書	
【資料 A-2-21】	西和賀町と富士大学との連携協力に関する包括協定書	
【資料 A-2-22】	矢巾町と富士大学との連携協力に関する包括協定書	
【資料 A-2-23】	岩泉町の中山間地域における地域課題研究の受託契約書	
【資料 A-2-24】	同報告書	
【資料 A-2-25】	岩泉町災害復旧・復興支援学生ボランティア活動報告書	
【資料 A-2-26】	紫陵祭の様子	
【資料 A-2-27】	地域創生論授業担当者一覧	
【資料 A-2-28】	北海道栗山高校と富士大学との高大接続連携に関する協定書	
【資料 A-2-29】	西和賀高校と富士大学との高大連携に関する協定書	
【資料 A-2-30】	岩泉高校と富士大学との高大連携に関する協定書	
【資料 A-2-31】	学校法人協和学院水沢第一高等学校と富士大学の高大連携に関する協定書	
【資料 A-2-32】	地域定住人材育成プログラム説明書	
【資料 A-2-33】	富士大学災害復興支援学生ボランティアコーディネート体制	
【資料 A-2-34】	学生ボランティア活動実績	
【資料 A-2-35】	2018 年度（平成 30 年度）図書館司書・司書補講習募集要項	
【資料 A-2-36】	全国高校生童話大賞受賞作品集	
【資料 A-2-37】	全国高校生童話大賞表彰式リーフレット	
【資料 A-2-38】	第 1 回～第 17 回全国高校生童話大賞応募状況	
【資料 A-2-39】	平成 29(2017)年度スポーツセンター開放状況	
【資料 A-2-40】	平成 29(2017)年度サッカー場利用状況	
【資料 A-2-41】	平成 29(2017)年度学外者施設利用状況	
【資料 A-2-42】	平成 29(2017)年度各高等学校に対する案内文	
【資料 A-2-43】	平成 29(2017)年度出前講義開催状況	
【資料 A-2-44】	平成 29 年度高大連携「ウィンター・セッション」プログラム概要	
【資料 A-2-45】	ダニエル先生の英語講座開催案内（平成 29(2017)、30(2018)年度）	
【資料 A-2-46】	華南農業大学との学術交流シンポジウム案内（平成 29(2017)年 7 月 17 日）	

富士大学

【資料 A-2-47】	吉林農業大学との学術交流セッション案内（平成 30(2018)年 5 月 10 日）	
【資料 A-2-48】	吉林農業大学との学生交換に関する協定書及び帰国報告 HP	
【資料 A-2-49】	国際フェアへの参加報告（平成 29(2017)年 11 月、学内 HP）	
【資料 A-2-50】	花南コミュニティ会議主催交流事業参加報告（平成 29(2017)年 12 月、学内 HP）	
【資料 A-2-51】	富士大学スポーツ振興アカデミー規則	
【資料 A-2-52】	（公財）岩手県体育協会との包括協定書	
【資料 A-2-53】	大塚製薬株式会社との包括協定書	
【資料 A-2-54】	岩手県立遠野高等学校との包括協定書	
【資料 A-2-55】	宮沢賢治の世界をめぐるサイクルツアー（チラシ）	
【資料 A-2-56】	平成 29 年度富士大学紫陵祭展示パネル「富士大学の地域貢献～スポーツで地域を元気に～」	
【資料 A-2-57】	富士大学スポーツ振興アカデミー共同研究事業受付簿(写)	
【資料 A-2-58】	新しい『遠野物語』を創るプロジェクト開講式並びに基調講演要項（岩手県立遠野高等学校）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。